

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		令和 3 年度 (2021 年度) 第 1 回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和 3 年 5 月 27 日 (木) 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 00 分		
開催場所		つくば市役所 2 階 201 会議室		
事務局 (担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	土井隆義 (会長)、池田由美、浦里晴美、江原孝郎、岡野光浩、神田隼、木村清隆、黒木教子、舘野正弘、田中エリ子、千代原義文、橋本幸雄、間野聡子		
	その他	松本副市長		
	事務局	(こども部) 中山部長 (こども政策課) 美野本課長、中川課長補佐 (子育て相談室) 大塚室長 (幼児保育課) 吉沼課長 (こども育成課) 吉田課長 (教育局) 飯泉次長 (学務課) 下田課長		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 第 2 期つくば市子ども・子育てプランの点検・評価について その他		
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日	

様式第 1 号

会	1	開会
議	2	挨拶
次	3	協議事項
第	4	その他
	5	閉会

<審議内容>

○土井会長：当会議条例第 6 条第 2 項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、皆様方にお願いがございます。会議での発言に際しましては手を挙げていただいて、議長の指名を受けた後、マイクがお手元に届いてから、お名前を述べられてご発言ください。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては簡単にまとめた上でご発言をください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についても、ご配慮いただき、会議がスムーズに進行できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議終了予定時刻は、午後 4 時を予定しております。なお当会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えております。何かご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○他委員：異議なし

○土井会長：では、公開ということで進めさせていただきます。

協議事項

(1) 第 2 期つくば市子ども・子育てプランの点検・評価について

○土井会長：では早速本日の協議事項に入ります。協議事項の 1、第 2

期つくば市子ども・子育て支援プランの点検評価についてです。まず事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局（こども政策課）

それでは説明させていただきます。第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの適切な推進のため、プランの実施状況について、各年度において点検評価を実施することとしております。

点検評価の実施方法についてですが、プランに定める 3 つの基本目標に紐づく、16 の基本事業の実施状況について、本日委員の皆様を実施をしていただきたいことといたしましては、3 つの基本目標ごとに、委員の皆様を、3 つのグループに分けさせていただきましたので、各グループにおいて、討論をしていただいて、グループとしての点検評価結果をまとめていただければと思います。そして最後に、グループとしての意見を評価ということで発表をしていただければと思います。

討論していただくにあたりましては、グループの中で、どなたか代表の方を決めていただいて、進行を務めていただければと思っております。また各事業の実施状況等について、ご質問等がある際には、各事業の担当職員が控えておりますので、お申し付けください。

なお、本日各グループにおいてまとめていただきました点検評価結果につきましては、改めて、事務局の方で整理をいたします。それをもとに、次回の子ども・子育て会議において、会議全体の点検評価結果としてまとめさせていただければと考えております。事務局の方からは以上になります。

○土井会長：今、事務局の方から、プランの点検評価についての説明がありました。事前に委員の皆様方からいただいたご意見をまとめました資料がお手元にあるかと思います。つくば市子ども・子育て支援プラン進捗状況に関わる質問意見一覧です。また、事務局から説明がありまし

たように、グループ討議中に事業内容について質問がある場合は、関係課の職員に質問等ができます。また、今回の評価結果は、後に市のホームページでも公開することになりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

グループ討論の時間については、一応40分をめどにしております。では、これからグループ討論を始めていただきたいと思います。まずそちらのグループでどなたかリーダーをお決めください。疑問点がありましたらぜひ、担当部署の職員にお尋ねください。すべての案件が回るように、ご配慮いただければと思います。

(グループ討論)

○土井会長：では、まだ途中のところもあると思いますけれども、一応、ご審議いただく時間はここまでにしたいと思います。第1グループ、第2グループ、第3グループの順で、それぞれのグループでお話いただいた内容をご報告いただいて、全体で共有をさせていただきたいと思います。他のグループが、どんな話をしていたのかも気になるとは思いますが、詳しいところはまた書面の方でご確認をいただければと思います。今日はそれぞれのグループで、一番印象に残ったところを10分ぐらいで、お話しいただき、共有をさせていただければと思います。では早速ですが第1グループからお願いします。

○間野委員：第1グループは「確かな生命と元気を育む」という基本目標で、基本方針の1番が「継続的・包括的な支援の充実」、2番目として「発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実」というところで話しをさせていただきました。それで思いましたのは、やはりお母さん達が今、コロナの影響もあってとても孤立をしているケースが結構考えられ

るか。そういったお母さんに繋がりを作っていくとか、支援を知ってもらうとか、いろいろな意味での繋がりとか、手を差し伸べるというか。この繋がりづくりという所がやはりとても大事なのかなと。そこを出来るだけ充実させていけたらと考えます。実績をみますと、利用した方、相談した方が結構な人数いらっしゃるので、そういったニーズがとてもあるところに対して、例えば人員の配置ですとか、いろいろな機能の充実というか、そういったところがまだまだ追いついていないのかなと感じました。なので、非常にニーズがある部分ではあるので、親も子も孤立しないようにそういったところに目が届くよう、人を増やしていただくとか。人の目というのは、やはりすごく大事だと思いますので人の充実と、あとはいろいろなところとの連携ですね。包括的、継続的っていうのはまさにそこからだと思います。いろんな意味での繋がりづくりが大事なのだと思いました。ただ、今コロナの影響で、そこがまさに繋がっては駄目と言われているようなご時世でもあるので、非常に難しい。行政のこういったサービスとか、いろいろなものにしても、実施が難しいところなのだろうと感じながらなんですけれど。でも、コロナが落ち着いたとしても、やはりそのニーズは消えないと思いますので、ぜひこのプランで、お母さんたち、お子さんたちが孤立しないように、そこを本当に見逃さないように。五十嵐市長さんも誰1人取り残さないっておっしゃっていましたが、お母さんに対してもお子さんに対しても、取り残さない、見落としがないようにしていただければと思います。

あと、不安ばかりでなく、子育てが楽しめるように。何も知らないとどうしても、不安っていうのはどんどん膨らんでいってしまうと思うので、正しい知識とか正しい情報をきちんと知ってもらうような取り組みも必要になってくるのではないかと思います。個人的な感想が少し多いかもしれませんが以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございました。ご質問等あるかもしれませんが、3グループのご報告をいただいてから、他のグループへのご質問があればまとめてお受けしたいと思いますので、続きまして第2グループの方からよろしくお願いいたします。

○橋本委員：基本事業の7、教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業の、事業内容「待機児童の解消を図るため」のところですが、民間の保育施設は増えているけれども、公立の保育施設が足りないのではないかと、というような意見がありました。市の現状とか、どうして公立と私立の保育ニーズが違うのか、という意見もあり、私立幼稚園と公立幼稚園とも重なることから、そういったものを交えた話し合いをしました。現在、つくば市では住民の要望により、公立幼稚園での3歳児の保育の受け入れに向けて準備をしているとのことであり、それについての今後の方向性や、公立幼稚園で3歳児を受け入れてこなかった歴史的背景なども私が知る範囲で話させていただきました。

それから、保育人材の確保事業についてですが、つくば市では他市町村に先んじて、保育士等に人材確保のため、毎月給料のほかに、プラス3万円の補助金が支給されているわけではありますが、これによってつくば市は人材確保に大分貢献しているのではないのでしょうか。しかし、幼稚園教諭にはこれはされていないというような実態がありまして、それを訴えるならば、やはり同じ幼児教育保育をしている人たちにも、それなりの手当はあって然るべきです。保育人材に関しましては、そういうところです。

それから、今、国を挙げてって言うのですかね。とても大事な幼児教育に関する部分でありますけれども、いわゆる非認知能力を高める教育、小学校と就学前の子供たちの間には、学びの違いがあるわけですが、小学校からの文字や数字で表すことができる教育を認知能力の教育

と言っています。それに対して、文字や、書き言葉とか、読み言葉を通さ
ないで、心の教育を図っているところが、非認知、いわゆる数字で表す
ことはできない教育がその非認知教育といわれているところでありまし
て、ここ数年、教育保育について幼児施設も力を入れて欲しいというよ
うなことで進めています。

それに連動して、小学校との円滑な接続、要するにその幼児施設から、
小学校へ上がっていった時につまずいている子が、私立幼稚園連合会で
アンケート調査をしたところ、全県で約 3 割いるとのこと。何らか
のつまずきをしている子が 3 割もいると。これに早く国の方が気づいて、
そういったことを仕掛けてきているのだと思いますが、そのための研修
会とか、交流とか、小学校においては、スタートカリキュラムの作成、幼
児施設については、アプローチカリキュラムの作成など進めているわけ
であります。コロナ禍のためにちょっと今停滞しているようですが。幼
児施設から小学校へ行った時の円滑な学びの接続っていうものは非常に
難しいところです。

それから、特別支援の部分であります、これはもう年々、大変な状
況になってきているということはお互い認識できるところであります
し、それに加えて、アレルギー疾患のある子、いわゆる食事でも大変な
ことになっております。これが今一番もしかしたら問題ですかね。

それから、あとやはり特別支援のための見極めが大変ですけれども、
あと専門性のある先生たちの、より働きやすいような環境を木村委員の
方で整えてくださるという言葉もいただきましたので、少し改善される
のではないかなと思います。以上でございます。

○土井会長：はい、ありがとうございます。では続きまして第 3 グル
ープよろしく願いいたします。

○千代原委員：はい。お手元の資料をご確認していただければと思いま

す。まず項番 11。特色を生かした放課後等の居場所の整備というところで、いろいろな活発な意見が出ました。特に終始問題があったと思われるのが、今、保育の橋本委員からも意見が出ましたけれども、人員の確保。人員の確保がなかなか難しいということと、その方法に関していろいろな対策案などを検討して欲しいという意見が出ました。

次に項番 12。放課後子供教室推進事業というところで、これは、募集をかけたときに、なかなか希望する時にエントリーすることができないということです。つまり募集の人数が多くて難しいということで、もう少し参加しやすい方法を検討して欲しい、あと回数を増やして欲しい、という意見が出ました。

次、項番の 13。子どもの居場所学習支援事業。これ、ちょっと私としての意見なのですが、もう少し広報をしっかりといただければなど。活動内容が、一人でも取り残されない環境づくりということで非常に素晴らしい活動事業ですので、なかなか難しい面があるかもしれないかもしれませんが、しっかりと広報していただければと思っております。

次、項番 14。新放課後子ども総合プラン運営事業。これは 11 から 16 までのまとめみたいなものなのですが、話はちょっと出なかったのですが、私から皆さんに広報ということで、五十嵐市長が、今、長期の休みの時にお弁当を作るのは大変ですよという、フェイスブックに上げているんですね。つまりお弁当事業者向けのアンケートを今、募集をかけているというところで、これ皆さんにご意見をいただければと思っております。フェイスブックの方に意見の募集をかけていますので、皆さん、もしお時間がある時にご意見していただければと思います。

次項番の 15。特別な配慮を必要とする児童の支援事業ということで、私の方から質問させていただいた内容ですが、発達障害の児童も対象と

ということですがけれども、話の中で民間団体との繋がりをもう少し作って欲しいというご意見があり、どうなのかと考えてみました。グレーゾーンの子供がいると思うのですけれども、発達障害の子供の、そういう活動している会というのが、小学校区であると思うので、そういう団体とも繋がりを持って欲しいと思いました。

最後、項番 16。遊びの機会の場と充実というところで、フェイスブック等で活動しているのを、散見するのですが、これをもう少し広報していただければというご意見が出ました。以上です。

○土井会長：ありがとうございました。では、今、3つのグループからご報告をいただきました。他のグループのご意見につきまして何かこの場で確認をしておきたいところとか、ご質問等がもしもありましたら、挙手をお願いいたします。

○江原委員：公立幼稚園が、今度3年保育に移るっていう話を聞いたのですが、そういうことになりそうなのですか。

○事務局（学務課）：3年保育について、先ほど橋本委員からありました通り、大分ご意見ご要望もありましたので、今、令和4年4月から手代木南幼稚園で開始の予定で進めております。こちらについては、保護者説明会を実施し、皆さんから了承をいただいております、今後園区の改正を致します。園区の改正が終わり次第、施設の改修をし、来年4月の開始予定で進めております。この先については、令和5年度に、他の地区でまたできればという予定で進めております。以上です。

○土井会長：はい、ありがとうございます。

○黒木委員：9番の子供の豊かな育ちの推進のところの実績ですが、保育士研修、子供の非認知能力を向上させるための研修が23人と書いてあるんですね。非認知能力っていうのは生きるために必ず必要なものだと思います。その研修で23人というのは、どのような内訳になっていて、

これからどのように考えて増やしていくのかというのを、お聞きしたいと思いました。お願いします。

○事務局（幼児保育課）：こちらの非認知能力の研修につきまして、23 人というのは、つくば市内に 23 の公立の保育所があり、各保育所 1 人ということで、23 人となっております。コロナ禍ということで、なかなか難しかったのですが、今年度以降も増やしていく予定であります。

○黒木委員：わかりました。

○土井会長：はい。では他にご質問は。追加でこれは求めておきたいというご意見がありましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日、各グループで賜りましたご意見は、事務局でまとめますので、その網羅的なものにつきましては、これから書面に起こします。書面に起こしたものを、それぞれのグループの皆様にお送りし、まずそれぞれのグループで話し合った内容が、これで良いかという確認を取らせていただきます。各グループの確認が取れたものを、次回の全体会議に資料として提出をさせていただくという段取りで進めたいと思っております。その資料を基にしまして、次回の会議全体での評価をまとめて、この審議会の報告という形にしたいと思います。何か、今の報告内容質問内容以外の点で、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、次回の進め方でも構いません。或いは今回の皆さんからいただいたご意見のまとめ方でも構いません。何かご不明の点があればご質問をお願いします。この案件につきまして何か、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

では、ないようですので、この案件につきましては、これで終わりとさせていただきたいと思います。関係部署の職員の皆様にも本日は、ご列席いただきましてどうもありがとうございました。予想したほど、いろいろ委員からの質問がなかったのですが、同席して頂いたおかげ

で、市民の生の声を聞いていただき、それはそれでよかったのかなというふうに思っております。

では、これでこの案件については終了したいと思います。最後に、その他としまして、何かご発言なさりたいことがありましたらよろしくお願いいたします。

○橋本委員：実はですね、つい10日ほどぐらい前に私のところの園で、ある保護者の方が化学物質過敏症ということで、非常に悩んでいるというお話を伺いました。自分の子供の周りの友達が、その化学物質過敏症の原因となるものを身に付けてきて、自分の子が帰ってきたときに、大変な症状になってしまうと。特に今、洗剤も香りのする芳香剤入りのものがあって、そうするとそこには粘着物質が入っているために、なかなか抜け切れない。それを触ってきた。ひいては、どのようにしたらいいのでしょうかと言うので、その原因物質になるものをなるべく園の中でも除去できるように、他の保護者に協力をお願いして、家庭でも園の中でも、そういう関連した物質のものをなるべく使用しないようにしているのですが、ある保護者の方が、市の方から、「これ教育局の方から、そういったチラシが回ってきた」とのこと、それなら私立幼稚園にもくれてもいいじゃないかと。それこそ、園児の8割は私立が占めているわけですから、今、公立のお子さん3歳を入れる云々の問題じゃなくて、平たくそういうのをどうですか。舘野委員の方は、保育園の方も来ましたか。化学物質のチラシ。来てないですね。

○舘野委員：はい。

○橋本委員：やっぱりその辺はお金をかけて、大した額ではないと思うので、平たく皆さんに配布してもらえるとありがたいと思いますが、江原委員、どう思いますか。

○江原委員：どういう症状なのか、どういう病気なのかわかりにくい

ですけど、確かに化学物質っていうかそういうもので反応しやすい人はいますし、極端に猫なんかでもそうですね、いろいろですけど。できればそうですね、そういうものには近づかないとか。あともちろん自分もですけど、そういう改良が必要なのかなと思いますけどね。それからそうですね、先ほどありましたけど、いろんな知識を得ること。そういうことは、もちろん安心に繋がりますし、そういうのを配るのだったら、みんなに、各家庭に配ってもいいのではないかと思いますけど、その辺はどうなのでしょう。

○土井会長：はい。ありがとうございます。

○館野委員：私からは、コロナ禍の中にあって、昨日の感染者も 66 人という数字が出ておりまして、今日の新聞を見ていたら、常総市の幼保一体型の、連携型の保育所じゃないかなと思いますけども、同施設で、園児 2 人職員 3 人の感染者が判明したと。県は、職員 1 人が 25 日までに、感染したことも明らかにしたとのことです。陽性者は計 6 人でこのうち 1 人は、変異ウイルスの感染も確認されているということで、クラスターの発生が高いということです。ぜひ幼稚園の関係者の先生方、或いは保育所の先生方も含めて、早めにワクチンの接種を先駆的に行っていたければありがたいと思っています。江原委員に市の医師会を代表してお聞きしたいのですが。

○江原委員：今順番的にやっているんで、今週から 65 歳以上の高齢者に対するワクチンの接種が始まるし、医療関係者も 8 割 9 割進んでいるんですね。その後は市の方針にもあるのですが、余ったワクチンについては、何とか、近くの保育園とか小学校にも、という話をちらっと聞いているのですが、その辺についてまだはっきりとした市の方針がないので、それが決定されれば。あと、そうですね市の方針として、65 歳以上の高齢者の次ぐらいにやってもいいのかなと思うんですけど、その辺は市の

方針によりますね。

○木村委員：市議会で文教福祉を担当させていただいております木村でございますが、私的な考えというのもここで申し上げるのもどうかと思っておりますけども。いずれにしても、今、江原委員のお話しにありましたように、余った部分をどうしようかといったときに、ここで言っているのかわからないですが、何処の市長さんやアドバイザーの方が、余ったワクチンを他に回したとして、話題になったことがあります。

余ったら、その時の必要な方に回すというような適正な判断をすることに対して、何か今世論がそうでない見方を発信するということが多く見られることもありますので、何か、事無く事無くっていう部分が結果として、遅れる。もしくは一斉に行ったために、電話がパンクしてしまうとか、そういった弊害が起きてしまっている部分もあるのかなと。やむを得ないところであるかと思っておりますけども。少し寛容な形で、市民の皆さん、多くの方々が、それぞれで活躍し頑張っている方々を見守っていただければと思っています。あまり答えになりませんが、そういうような形で取り組めればと思っていますので、よろしくお願いします。

○土井会長：はい、ありがとうございます。公平性の問題と効率の問題とを考えるのでなかなか難しいことだと思います。化学物質のチラシの件とこれの件、今2つもご要望出ました。事務局の方で何かご発言がありましたらよろしくお願いします。

○事務局（学務課）：橋本委員からの化学物質につきましては、教育施設に配布している場合だと、健康教育課の方で担当しているのではないかと思いますので、持ち帰らせていただいて、作成元がどこか等を含めて、担当を確認いたします。作成元が県の場合もありますので、私立幼稚園の方の要望がありましたということはお伝えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○土井会長：はい。ありがとうございます。他に何かご発言なさりたいことはありますか。

○間野委員：先ほど情報の伝達というか、できるだけ正確な情報をというお話をさせていただいたのですが、少し気になっているのが、今コロナで日々いろいろ刻々と状況が変化する中、お母さんたち相当ネットの検索を使っらっしゃいます。その時に、例えばつくば市のホームページとかの情報がなかなか更新されてなかったりとか、少し前の情報になっていたりとか、コロナの情報はすごく更新されていたりするのですけれども。例えば子育て支援拠点の情報とか拠点以外の、お母さんたちが集まる場所の情報が更新されてなくて、ちょっと困ってしまったり、結局またその施設に問い合わせたり、ということが生じているというお話を聞きましたので、ホームページの更新もとても大変な作業なのかなとは思いますが、できるだけ最新の情報をタイムリーに挙げていただけたら、使う方としては非常にありがたいなと思いましたので、そちらの方もお願いできたらと思いました。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。ではご要望として、大きく受けとめておけばよろしいですね。

○間野委員：はい。ありがとうございます。

○土井会長：はい。承りました。他に何かご発言なさりたいことありませんでしょうか。では、ないようですのでちょうど時間でもありますし、これで本日の当会議における審議はすべて終了させていただいたことにします。長時間にわたりまして今日は誠に熱心な議論、どうもありがとうございました。

以上

令和3年度（2021年度）第1回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和3年（2021）5月27日（木）

午後2時から午後4時まで

場所：本庁舎2階 201会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議 事 項

（1）第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

4 そ の 他

5 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

	組織等	氏 名	役職等	※ 選出 分類
1	議会	つくば市議会議員 木村 清隆	文教福祉委員会 委員長	(1)
2	幼稚園PTA	松代幼稚園PTA 会長 加藤 史恵	つくば市立幼稚園 P T A連絡協議会	(2)
3	児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会	(2)
4	学識経験者	筑波大学人文社会系 教授 土井 隆義	大学教授等	(3)
5		筑波大学医学医療系 講師 堀内 明由美	大学教授等	(3)
6	民間保育園	かつらぎ第二保育園 園長 館野 正弘	つくば市民間保育協議会	(4)
7	民間幼稚園	栄幼稚園 園長 橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会	(4)
8	子育て支援団体	会長 浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会	(5)
9		代表理事 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん	(5)
10	主任児童委員	代表 大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会	(5)
11	公立小中学校長	秀峰筑波義務教育学校長 岡野 光浩	つくば市立小中学校長会会長	(6)
12	公立小中学校長	竹園西小学校校長 飯島 孝子	つくば市立小中学校長会副会長	(6)
13	市民委員	池田 由美	こどもの保護者、子育て支援に関心 がある市民等	(7)
14		黒木 教子	〃	(7)
15		田中 エリ子	〃	(7)
16		鬼頭 聖	〃	(7)
17	小・中学校PTA	手代木中学校PTA 会長 金谷 弦	つくば市 P T A連絡協議会	(2)
18	小児医療	江原こどもクリニック 院長 江原 孝郎	つくば市医師会	(2)
19	保育園保護者会	稲岡保育所父母の会 会長 神田 隼	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会	(2)

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（以下、「プラン」という）については、毎年1回、つくば市子ども・子育て会議（以下、「会議」という）で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図ります。

2 点検・評価の対象事業

プランの「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載の各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）を対象とします。

3 点検・評価の方法

点検・評価は、基本事業に関連する担当課が作成した「令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート」を使用します。

委員の皆様には、予め分けさせていただいたグループにおいて担当する基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに該当する基本事業シートを御確認いただきます。

その上で、事業の実施内容等について質問・意見等がある場合は、別紙「質問・意見シート.xlsx」を以下のとおり事務局（こども政策課）まで御提出をお願いいたします。特に質問・意見等がない場合は提出不要です。

(1) 提出期限 令和3年（2021年）5月10日（月）

(2) 提出方法【E-mail】wef043@city.tsukuba.lg.jp

【FAX】029-828-5624

（担当する基本事業シートの確認方法）

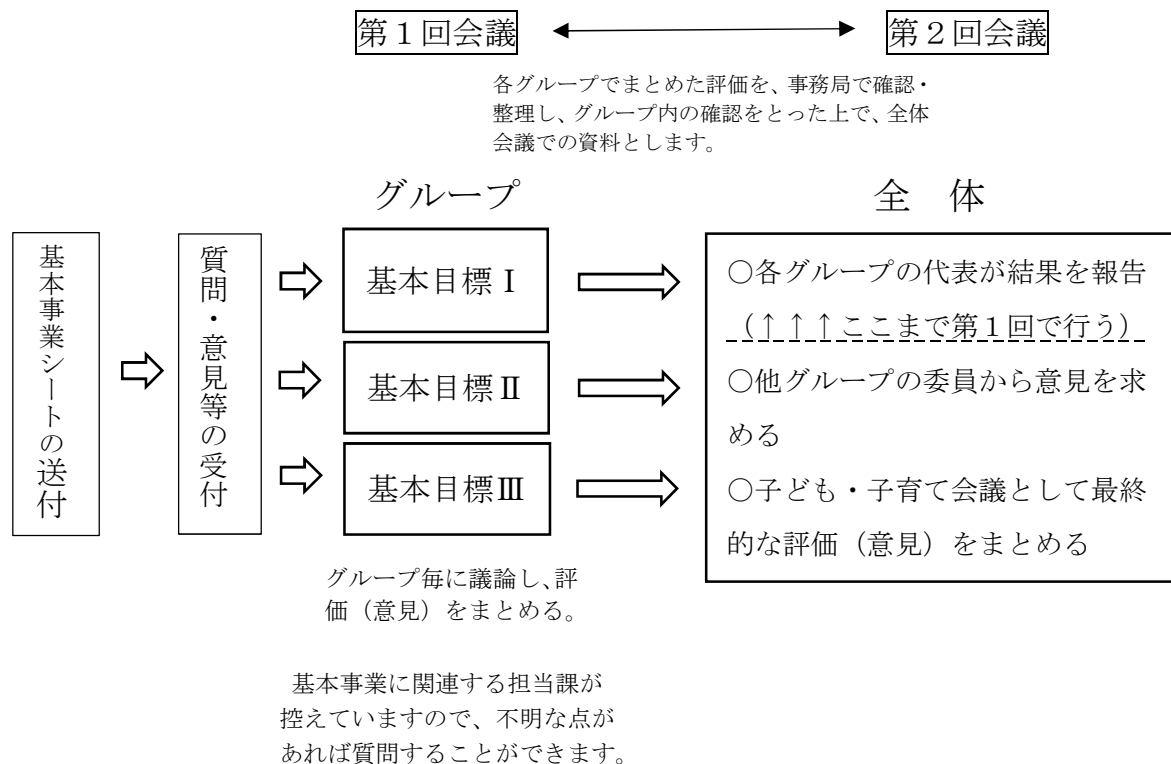
▶基本目標Ⅰ	グループの方	→	添付ファイル	基本目標Ⅰ.xlsx
▶基本目標Ⅱ	グループの方	→	添付ファイル	基本目標Ⅱ.xlsx
▶基本目標Ⅲ	グループの方	→	添付ファイル	基本目標Ⅲ.xlsx

4 点検・評価の流れ

第1回会議で、プラン（P35～44）の基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ毎に分けられた3つの各グループで議論の上評価（意見）をまとめ、第2回会議で、各グループでまとめた評価（意見）を会議に報告し、子ども・子育て会議としての全体の評価（意見）としてまとめます。

なお、基本事業については、年度毎に数値目標を設定していないため評価が困難又は曖昧になってしまうことから、段階的な評価基準を設けず、委員の皆様からいただいた御意見、御指摘等を以って評価とさせていただきます。

(点検・評価の流れイメージ)



グループ内での進行や会議での報告を行うため、会議当日グループ内で1名代表を決めていただきます。なお、書記については各グループに1名ずつ職員を配置します。

5 点検・評価（意見）結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

第 2 期子ども・子育て支援プラン点検・評価グループ

(敬称略)
(委員名簿順)

基本目標と事業の体系 (P34)	組織等	希望順位 1
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35) ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～ 6 名	幼稚園 P T A	加藤 史恵
	民間保育園	舘野 正弘
	子育て支援団体	間野 聡子
	主任児童委員	大久保 良文
	市民委員	田中 エリ子
	小児医療	江原 孝郎
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38) ～幼児教育・保育の環境の充実～ 5 名	議会	木村 清隆
	民間幼稚園	橋本 幸雄
	公立小中学校長	岡野 光浩
	市民委員	鬼頭 聖
	保育園保護者会	川久保 皆実
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41) ～地域や放課後等における子どもの活動環境の 充実～ 7 名	児童クラブ	千代原 義文
	学識経験者	堀内 明由美
	子育て支援団体	浦里 晴美
	公立小中学校長	飯島 孝子
	市民委員	池田 由美
	市民委員	黒木 教子
	小中学校 P T A	金谷 弦

※組織代表が変更となった場合、新たな代表者が担当するグループを引き継ぐこととさせていただきますので、その際は組織等内での引き継ぎをお願いいたします。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート		1
基本目標	I 確かな生命と元気を育む	
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実	
担当課	健康増進課	
基本事業	① 出産施設開設支援事業	計画記載 ページ P36
関連するプラン名		

■ 事業内容 ■
○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

■ 事業概要 ■
産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成します。

実績	実績に対する課題・改善方針
・ 申請 1 件 病床数 10床 令和3年4月工事完了見込み	令和2年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の出産施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は64人だったが、10床増床により改善されると思われる。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担 当 課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事 業 内 容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができない親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事 業 概 要 ■

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（9か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎（休止中））
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市舘野）

実績

令和2年度利用者実績

●地域子育て支援拠点

・子育て総合支援センター

- （けやき広場（拠点）6,673人、出張ひろば474人（57回））
- ・かつらぎクラブ（拠点1,919人、出張ひろば58人（18回））
- ・チェリークラブ（拠点4,578人、出張ひろば178人（18回））
- ・おとなり（拠点5,028人、出張ひろば83人（14回））
- ・おひさまクラブ（拠点164人、出張ひろば0人（0回）8月までの実績）
- ・こどもの森広場（拠点2,119人、出張ひろば場93人（10回））
- ・すぎのこクラブ（拠点2,555人、出張ひろば42人（18回））
- ・なないろくらぶ（拠点2,654人、出張ひろば16人（15回））
- ・ままとーんつどいの広場（拠点1,951人、出張ひろば未実施）

※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。

※オンラインでの利用者は除く。

実績に対する課題・改善方針

- ・現在9か所で地域子育て支援拠点事業を行っているが、研究学園地域や春日地域といった人口が多い地域に拠点の設置ができていない（春日地域については出張広場で対応中）。
- TX沿線に新規開園する民間保育園等に、地域子育て支援拠点の開設を働き掛けていく。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施します。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行います。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行います。

実績

- ・あかちゃん訪問 2,232件
- ・妊婦健康診査 22,406人（R2.4月～R3.2月までの受診人数）
- ・母子健康包括支援センター
妊娠届出時面接 2,255件
利用者支援事業（母子保健型） 4か所

実績に対する課題・改善方針

- ・コロナ渦で訪問できない時期があったが、あかちゃん訪問は95.8%実施できた。今後も維持継続していく。
- ・母子健康包括支援センターの設置、母子保健コーディネーターの配置により、妊娠届出時から9か月の電話相談、あかちゃん訪問、産後ケア事業等の切れ目のないきめ細かな支援により、一人ひとりへの支援を円滑に実施することができた。
- ・新型コロナウイルスの流行に伴い、出産医療機関からハイリスク産婦（退院時の情報提供者）が増加し、速やかな対応が必要である。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図ります。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用実績

○病児保育 4施設

○病後児保育 1施設

※延べ利用人数 129人

令和2年度保育コンシェルジュ相談件数

○1,184件（令和元年：1,146件）

窓口：977件（令和元年：1,055件）

電話：207件（令和元年：91件）

○病児、病後児保育は、市民の需要は高い一方利用者の日々の需要が読めないことや看護師確保が困難なことにより、施設側の体制の維持が難しい。

○令和2年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から減少し、電話での相談が倍増していることから、新型コロナウイルスの影響により、窓口での相談を控える傾向があると考えられる。令和2年度から試験運用を開始したZOOM相談や、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担 当 課

こども政策課

幼児保育課

子育て相談室

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事 業 内 容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事 業 概 要 ■

○一時預かり

保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かります。

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進します。

- ・つくばファミリーサポートセンター（つくば市社会福祉協議会内）

主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス

○つくば市あかちゃんの駅

乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録しています。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行っています（提供内容は施設によって異なる）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○一時預かり

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・年間預かり人数1,541人

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・会員数1,340人（令和元年1,399人）
（利用会員1,122人、協力会員173人、利用・協力会員45人）
- ・年間利用者数459人（令和元年743人）
- ・主なサポート内容（200回以上のもの）
育児困難（親の障害、育児ストレス等）596回
保護者等の外出の場合の援助233回
学童の放課後の預かり222回

○つくば市あかちゃんの駅

令和3年度4月1日現在で、市内で66の施設が登録されており、その内12の施設が民間事業者の協力によって実施されている（一部休止中の施設あり）。

- 公共施設：54
- 民間施設：12

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・利用したいタイミングで、援助してくれる会員（協力会員）がいない場合、利用ができない。

○つくば市あかちゃんの駅

- ・管理上の問題もあり、公園施設での設置が進んでいない。
 - ・駅での設置がない。
- 公園については管理上の問題、駅については事業者の協力が必要となる点が課題。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート		3
基本目標	I 確かな生命と元気を育む	
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実	
担当課	こども政策課	幼児保育課
基本事業	③子育てしやすい環境整備事業	計画記載ページ P36
関連するプラン		

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

実績	実績に対する課題・改善方針
令和2年度利用実績 ○一時預かり（一般型） 20施設 ○一時預かり（幼稚園型） 1施設 ※延べ利用人数 12,186人	○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。 そのため、一時預かりの空き情報管理するシステムやアプリなど、利用者にとって利便性の良いシステムを調査・研究していく。 ○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。 新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。 ○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。 保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

幼児保育課

子育て相談室

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期養育事業

・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により最長7日間まで預かります。

・今年度の委託契約施設は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設となっています。

・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分しています。

実績

事前登録者数：56名（令和2年4月16日現在）

令和2年度新規登録者数：30名

令和2年度延べ利用者数：6名

令和2年度延べ利用日数：16日

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、委託施設で受け入れ不可の状況が続いていたため、利用が非常に限られた。

実績に対する課題・改善方針

委託施設の受け入れ人数に限りがあり、また児童相談所の一時保護が優先されてしまうため、利用者の希望日時での利用が困難なことがあります。今後は、委託契約施設を増やすことを検討し、また児童相談所と連携を図ることにより子どもの養育環境を確保していきます。また、国が子育て支援短期養育事業における里親の活用を推進しているため、つくば市においても、令和4年度から「ショートステイ里親」の実施を目指します。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）

妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、傾聴・相談を行うことで問題の解消を図る。

・特定非営利法人kosodateはぐはぐ（つくば市松代）

実績

- ・特定非営利法人kosodateはぐはぐ
- ・会員数10人
（オーガナイザー3（内2はホームビジター兼任）、
ホームビジター5（内1は事務スタッフ兼任））、
事務スタッフ2）
- ・依頼件数20件（一部、本申請なし）
- ・延べ訪問回数76回

実績に対する課題・改善方針

- ・1回の支援において、最初の説明訪問から最終訪問まで最大8回の訪問を要するため、取りまとめのオーガナイザーやボランティアが主体の訪問スタッフ（ホームビジター）の負担が大きい。
→ 訪問スタッフの研修の日程を工夫するなど
で負担を軽減し、多くのスタッフが事業に携われる体制づくりを行う。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

実績

実績に対する課題・改善方針

産後ケア事業

利用者実人数 46人

通所型 29人

宿泊型 12人

通所+宿泊 5人

利用者延べ日数 127日

通所型 85日

宿泊型 42日

養育支援訪問 307件

9か月電話 1255件

・新型コロナウイルス流行に伴い、昨年度より産後ケア事業の利用者は減少したが、サポートが必要な方にはサービスを提供できた。今後、育児不安あり、近くに支援者がおらず、母親同士の少人数による交流を希望する方に対し、産後1年まで利用できる通所型集団産後ケア事業を開始し、利用を勧めていく。

・養育支援が必要な保護者に対し、保健師・母子保健コーディネーター・養育支援訪問担当者等と連携しながら、妊娠中から産後にかけて切れ目のないタイムリーな支援を実施できた。

・要支援妊婦（若年、高齢初産婦、一人親等）やあかちゃん訪問・健診・教室等で把握した子育てに不安のある養育者や産後うつのある養育者に対し助言・指導することで問題の解決または軽減ができた。

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室

基本事業

②子ども家庭総合支援拠点事業

計画記載ページP37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■

令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置しました。

人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）

②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）

③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

令和3年度のつくば市の体制

社会福祉士2名、公認心理師1名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

実績	実績に対する課題・改善方針
(1) 相談件数(延べ) ・訪問391件 (昨年比+202件) ・面談440件 (昨年比+8件) ・電話6,507件 (昨年比+2,181件) ・その他1,141件 (昨年比+315件) 計8,479件 (昨年比+2,706件) 新規相談1,041件 (昨年比+308件) (うち虐待223件)(昨年比+2件) (2) 相談内容の内訳 育児不安6,002件 発達障害等474件 虐待1,491件 不登校130件 反抗期10件 その他372件 計8,479件	相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にあります。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていきます。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室

障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回

令和2年度から公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていきます。

実績

令和2年度下半期巡回施設：23か所
令和2年度相談対応児童数：148人

実績に対する課題・改善方針

公認心理師が1名のため、訪問日数や対応時間、対応人数に限りがあったが、今年度は、補助職員を1名付け、より効率的な相談対応を目指していきます。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担 当 課

子育て相談室

障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事 業 内 容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事 業 概 要 ■

【障害福祉課】

発達の気になるお子さんとその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行います。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）

実績

【障害福祉課】

発達相談 相談件数：426人（延べ人数）

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】

発達の気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にあるとともに相談内容が多岐にわたっており、関係各課・関係機関との連携をすすめ、適切な支援につなげていきます。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート		7
基本目標	Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	
基本方針	1 教育・保育の提供体制の整備	
担当課	幼児保育課	学務課
基本事業	①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業	計画記載ページ P39
関連するプラン		

■ 事業内容 ■
○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。
○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■
○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通した心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進します。

実績	実績に対する課題・改善方針
【目標値】 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業整備による保育供給量の確保 506名分（2・3号定員） 【実績値】 ○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保 742名分増加（2・3号定員） <内訳> 認可保育所 5施設創設（516名分） 認定こども園 1施設創設（72名分） 小規模保育事業 4施設創設（62名分） 定員変更による増加（92名分） ○企業主導型保育事業 6名分増加（1園新設、1園廃止） 計 保育供給量 748名分の増加	○施設の増加・整備により、待機児童数が大幅に減少した。 一方、令和3年4月時点での1・2歳児について、人口・保育申込者ともに計画値以上となっており、既に令和4年の見込み数を超えている。 令和3年 申込者見込 2,561名 実績 2,725名（+164名） （参考）令和4年 申込者見込 2,669名 また、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

つくば市学校等適正配置計画（指針）

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、一部の幼稚園で3歳児の受け入れの実施に向けて庁内で協議していきます。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していきます。

実績

- 3歳児の受け入れを実施している他市への視察
- 3歳児受け入れを実施する幼稚園の選定
- 各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した

実績に対する課題・改善方針

- 説明会等による3才受け入れ実施の周知
- 園区の選定
- 充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

教育総務課

学務課

基本事業

② 保育人材の確保事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給します。

○保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円／月）の就労促進助成金を支給します。

○ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくば市保育士等処遇改善助成金
2018年度交付決定者 延べ643人
2019年度交付決定者 延べ707人
2020年度交付決定者 延べ769人

○つくば市保育士就労促進助成金
2018年度交付決定者 20人
2019年度交付決定者 25人
2020年度交付決定者 34人

○ハローワークとの共同事業
保育施設説明会及び公立・私立保育施設就職相談会
施設見学ツアー
（公立保育所、民間保育園、認定こども園）

○交付決定者数が増加傾向にあり、人材確保に一定の成果が見られている。一方で、今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められることから、助成金事業のさらなる周知が必要となると考えられる。

今後も助成金事業を継続しながら、保育士養成施設等への広報活動（チラシ配布等）の実施について検討していく。

○保育士就職相談会等への参加人数は多いものの、実際の就職にはなかなか至らない。また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により施設見学バスツアーは実施できなかった。

今後の人材確保の施策としてオンラインの活用について調査・検討していく。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

教育総務課

基本事業

② 保育人材の確保事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

第2期つくば市教育プラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

実績

・総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。

・健全な園の運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境を目指し、管理職からの意見聴取だけでなく、全ての職員との人事面談を実施し、人事配置を行った。

実績に対する課題・改善方針

幼稚園の働き方改革を進める上で職員の増員は必要であり、現場の声とあわせ、継続的に人事課へ要望しているが、市の財政状況もあり、増員が難しい状況である。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

○保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。

○施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。

○就学前におけるこどもの遊びと体験の充実を図ります。

○幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育士研修

- ・こどもの非認知能力を向上させるための研修
23人

○交流事業

- ・園庭開放
- ・幼保小交流
- ・保育所交流
- ・支援センター交流
- ・中高生との交流
- ・地域の方との交流

○こどもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携を深めていくことが重要となる。

○新型コロナウイルス感染予防対策として、オンラインで研修が行われたが、施設において機器の環境が整っていないため、話し合い等をスムーズに行うことができない。

○コロナ渦において、直接対面する交流事業が実施できなかったため、今後ICT機器の整備等も視野に入れて交流方法を検討していく必要がある。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

第2期つくば市教育プラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】
「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視しています。
また、これらを実現するために様々な施策を実施しています。

実績

幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っています。
また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼児教育施設ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成しています。
加えて、オンラインや動画等を活用した幼児と児童の交流活動や、規模を縮小しての保育者と教員の交流を実施しています。
今年度は、例年実施してきた保幼小の合同研修会の実施が困難であったため、市指定園による発表会を開催し、市内全幼稚園・保育所・小学校へのDVDによる資料提供を行いました。

実績に対する課題・改善方針

つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行っていく必要があります。
また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を行い、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくことが求められています。
さらには、コロナウィルス感染症拡大防止の視点に立った効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指します。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図ります。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績

【相談件数】

窓口 977件、電話 207件

【主な相談内容】

- ・保育所等について
- ・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金
令和2年度実績 25園 58,851千円

○公立保育所発達相談巡回

令和2年度実績

上半期 22園 154人

下半期 23園 161人

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。
加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○民間保育園においても発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題となる。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担 当 課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事 業 内 容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事 業 概 要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和2年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要とする幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援します。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行います。

実績

○未就学児（年中～年長児）の就学相談件数360件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察102件、学校見学・体験学習引率34件、学校等との打合せ・ケース会議・引継ぎ等53件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査60件を実施した。複数の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

実績に対する課題・改善方針

【課題】就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらず就学を迎えた場合は入学後に困難さを抱えることもある。

【改善方針】市内幼稚園・保育所等へのポスター配付を実施し、就学相談やその内容・スケジュール等について広く多くの人に知ってもらい、気軽に就学相談ができるよう支援する。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】

・発達気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行います。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援します。

・児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行います。

実績

【障害福祉課】

・発達相談 相談件数：426人（延べ人数）
（基本目標Ⅰ-2③ 実績の再掲）
・令和2年4月 つくば市障害児相談支援事業所を障害者地域支援室内に開設

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】

・発達気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にある。保育所等の利用に関する相談について、関係各課・関係機関との連携をすすめ、子どもが保育所等での生活に適應できるよう支援していく。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供します。

つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進めます。

実績

○待機児童や床面積要件超過の課題解決
・吉沼、上郷児童館の児童館敷地内及び、柳橋小、荖崎第一小の学校敷地内の児童クラブ室の建築工事が完了した。また、（仮称）香取台地区小児童クラブ室、葛城小児童クラブ兼地域交流広場の設計を行った。

・みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、荖崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。

○民設民営児童クラブの積極的な誘致

・国の補助金を活用して4つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

○放課後児童支援員の雇用確保策

・民営児童クラブに対する処遇改善の補助金として、「キャリアアップ処遇改善事業」の継続に加えて、令和3年度から新たに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施するための予算要求をした。

実績に対する課題・改善方針

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、近隣大学生への公募、求人媒体や区会回覧の活用等など、積極的な募集も進めていく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催します。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供します。

実績

・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。
・秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

令和2年度放課後子供教室の開催数
確認中

実績に対する課題・改善方針

・事業の推進を進めていく一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

・学校における放課後の居場所づくりとしての定期開催は、学校との協議・連携が必要である。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども未来室

基本事業

③子どもの居場所・学習支援事業

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

つくば市こども未来プラン

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

○子どもの学習支援事業

・学習支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施

(1) 学習支援

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個々人の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにします。

(2) 居場所の提供

利用者が安心して通える場所として、日常生活習慣や社会性を育むための支援を行い、将来への関心や自己肯定感を持つといった生きる力をつけられるようにします。

実績

つくばこどもの青い羽根学習会

・学習支援拠点数：14か所

・利用登録者数：299人（R3.1月末時点）

8事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。

実績に対する課題・改善方針

つくばこどもの青い羽根学習会

青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,000名いるが、支援につながっている児童生徒は約300名と一部であることから、参加人数を増やしていく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

計画記載
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

- ・教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- ・多様な体験・活動が行うことができるように、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していきます。
- ・新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていきます。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実

・令和2年度当初は、谷田部、竹園西、栄児童館の敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始した。また、同年度10月からは吉沼児童館敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始し、上郷児童館の敷地内においても児童クラブ施設の新設工事を進めた。加えて、令和3年度の工事着手に向けて、竹園東児童館敷地内において児童クラブ施設の設計が完了した。

児童館機能を十分に活用するために、児童クラブ員で過密となっている児童館については、引き続き定員拡大のため、学校の余裕教室の借用や児童クラブ室の増築等を実施していく。

○放課後子供教室教室の開催数
令和2年度 359回（前年度比77回の減）

○地域人材の掘り起こし
・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。

○放課後子供教室の定期開催
・平成30年度に開校した3義務教育学校について、秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子供教室の開催数が当初の見込みより減少した。また児童館の行事との連携についても、行事自体が中止となったため、実現ができなかった。
新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置します。

民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をします。（国庫補助事業の活用）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ

障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ

障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、28クラブあった。

障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない。募集の方法や処遇の改善を研究していく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】
障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行います。

実績

【障害福祉課】
・放課後等デイサービス 支給決定者数597人
・障害児相談支援 支給決定者数188人

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】
放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

公園・施設課

基本事業

③遊びの機会と場の充実

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

プレイパーク場の機会・場所の提供

- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
- ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
- ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：5団体参加（毎月400人程度）
プレイパーク場整備工事の実施
【除草300㎡、除根300㎡、砂場木製柵製作・設置等】
- ・中央公園：参加団体1団体参加（毎月30人程度）
- ・研究学園駅前公園：1団体参加（毎月50人程度）

実績に対する課題・改善方針

- ・プレイパークに参加している団体と協議し、引き続き場所の整備を実施する。また、参加団体の意見要望などを集約してプレイパークの環境を向上させる。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	I 確かな生命と元気を育む
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実
基本事業	① 出産施設開設支援事業

■質問・意見 氏名：（ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	I 確かな生命と元気を育む
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実
基本事業	②子育て世代包括支援事業

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	I 確かな生命と元気を育む
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実
基本事業	③子育てしやすい環境整備事業

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート／ケア事業

■質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅱ楽しく着実に育ち学ぶ力を育む
基本方針	1教育・保育の提供体制の整備
基本事業	①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む
基本方針	2 子どもの豊かな育ちの促進
基本事業	② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■ 質問・意見 氏名： ()

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	1 特色をいかした放課後等の居場所の整備
基本事業	①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■質問・意見 氏名：（ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	1 特色をいかした放課後等の居場所の整備
基本事業	②放課後子供教室推進事業

■質問・意見 氏名：（ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	1.特色をいかした放課後等の居場所の整備
基本事業	③子どもの居場所・学習支援事業

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	2子どもが主体的に活動するための支援の充実
基本事業	①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■質問・意見 氏名：（ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	2子どもが主体的に活動するための支援の充実
基本事業	②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価
質問・意見シート

基本目標	Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む
基本方針	2子どもが主体的に活動するための支援の充実
基本事業	③遊びの機会と場の充実

■質問・意見 氏名： （ ）

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【全体】

事業担当課一覧

事業 番号	基本目標	基本方針	基本事業	計画記載 ページ	取 組	担当課①	担当課②	担当課③		
1	Ⅰ 確かな生命と 元気を育む	1 継続的・包括 的な支援の充実	①出産施設開設支援事 業	P36	○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。	健康増進課	-	-		
2			②子育て世代包括支援 事業		○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。	こども政策課	健康増進課	幼児保育課		
3			○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。							
			○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。		こども政策課	幼児保育課	子育て相談室			
4		2 発達や養育に 悩みを抱える家庭 への支援の充実	①産前・産後のサポー ト/ケア事業	P37	○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもら参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。	健康増進課	こども政策課	-		
5			②子ども家庭総合支援 拠点事業		○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。	子育て相談室	-	-		
6	③児童発達支援セン ターとの連携		○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。		障害福祉課	子育て相談室	-			
7	Ⅱ 楽しく 着実に 育ち学ぶ力を育む	1 教育・保育の 提供体制の整備	①教育・保育ニーズに あわせた教育・保育体 制の整備事業	P39	○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。	幼児保育課	学務課	-		
8			○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。		幼児保育課	教育総務課	-			
			②保育人材の確保事業					○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。		
					○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。					
9	2 子どもの豊か な育ちの促進		①幼児教育及び保育の 推進事業	P40	○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。	幼児保育課	学び推進課	-		
10			②特別な配慮を必要と する子どもの支援事業		○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。	幼児保育課	特別支援 教育推進室	障害福祉課		
					○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。					
11		1 特色をいかした放課後等の居場所の整備	①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	P42	○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。	こども育成課	-	-		
12			○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。		こども育成課	-	-			
			②放課後子供教室推進事業					○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。		
13			③子どもの居場所・学習支援事業		○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。	こども育成課	-	-		
				○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。						
					○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。	こども未来室	こども育成課	-		
14	Ⅲ 主体的にして 広く豊かな経験を 育む	2 子どもが主体的に活動するための支援の充実	①新・放課後子ども総合プラン運営事業	P43	○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。	こども育成課	-	-		
					○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。					
					○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。					
					○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。					
					○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。					
15			②特別な配慮を必要とする児童の支援事業	P44	○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。	こども育成課	障害福祉課	-		
16			③遊びの機会と場の充実		○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。	公園・施設課	-	-		

会 議 録

会議の名称		令和 3 年度(2021 年度)第 2 回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和 3 年 8 月 5 日(木) 開会 13 時 30 分 閉会 18 時 50 分		
開催場所		つくば市役所 2 階 201 会議室		
事務局(担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	土井隆義(会長)、木村清隆、金谷 弦、千代原義文、舘野正弘、橋本幸雄、浦里晴美、間野聡子、大久保良文、飯島孝子、田中エリ子、鬼頭 聖、川久保皆実		
	その他			
	事務局	(こども部) 中山部長、松本次長 (こども政策課) 美野本課長、中川課長補佐 (幼児保育課) 吉沼課長、大崎統括 (こども育成課) 吉田課長 (教育局) 吉沼局長 (学務課) 佐々木係長		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	4 名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 (1) 第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について (2) 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について (3) 公立保育所の整備方針について 報告事項 (1) 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日時点の保育所等の待機児童数について (2) 令和 3 年(2021 年)5 月 1 日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について		

様式第 1 号

		(3) 手代木南幼稚園での 3 年保育の実施について (4) 岩崎幼稚園と高崎幼稚園の統合及び 3 年保育の実施について その他	
会議録署名人			令和 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 4 報告事項 5 その他 6 閉会		

<審議内容>

○土井会長：ただいまから審議の方を始めたいと思います。当会議条例第 6 条第 2 項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、皆様方をお願いがございます。会議で発言される際には手を挙げていただき、議長の指名を受けた後に、マイクが手元に届いてから、お名前を述べて、可能な限り明確にご発言くださいますようお願いいたします。

また、円滑に会議を進めるため、ご意見等につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言をお願いいたします。それぞれの案件の審議に係る時間配分につきましてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるよう、ご協力をお願いいたします。

本日の会議終了時刻は、午後 5 時を予定しております。まず初めに当会議の公開・非公開についてお諮りをいたします。当会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えております。ただし審議案件の中で、法人等の財産状況や個

人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退出をお願いしたいと考えておりますが、何かご異議のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○他委員：異議なし。

○土井会長：ありがとうございます。では傍聴を認めることといたします。今日、傍聴の方の中に報道機関の方がいらっしゃいまして、できれば写真撮影をされたいというご要望ですけれども傍聴席のあたりからということですので、もしもご異存なければ写真撮影も認めたいと思いますがいかがでしょうか。ご異論のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、ないようですので写真撮影も可とさせていただきます。

協議事項

(1) 第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

○土井会長：では、早速ですけれども今日の協議事項に入りたいと思います。まず、協議事項の 1 になります。第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検評価についてです。事務局から説明をお願いいたします。

ア 事務局説明

○事務局（こども政策課）：協議事項 1 番、第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検評価について、説明をさせていただきます。第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価につきましては、前回、第 1 回の子ども・子育て会議におきまして、プランに明記されております 3 つの基本目標に紐づく 16 の事業について、基本目標ごとに 3 つのグループに分かれて、それぞれの事業について各グループ内で点検と評価をいただいてご意見を頂戴しました。委員の皆様から頂戴したご意見につきまして、まとめさせていただいたものが、事前に委員の皆様を送らせていただきました資料です。資料の右上に、1-3 と書かれているもの

です。こちらにつきましては、第 1 回の会議において委員の皆様にご議論をしていただいた内容を、事務局の方でまとめさせていただいたうえで、改めての委員の皆様にごフィードバックさせていただき、内容を確認していただいたうえで、改めて記載をさせていただいたものです。

本日は、先ほど申し上げました、机上に配布させていただきました、右上に黄色で 1 と書かれているものがございます。内容は一緒ですが、様式の中段下の方、当初お送りしたのものには、子ども・子育て会議の評価（意見）【全体】と書かれていますが、より協議の方を円滑に進めていただきたいと思ひまして、こちらの文言の方【全体】を【追加・修正】とさせていただきますので、こちらの本日配布させていただいた様式の方でご協議を進めていただければと思います。

本日委員の皆様には、こちらの各基本目標の 16 の事業について、皆様から改めてご意見を頂戴したうえで、子ども・子育て会議全体としてのご意見をまとめていただきたくお願いいたします。まとめさせていただいたご意見につきましては、10 月頃を予定しておりますが、ホームページ上で公開をさせていただきたいと考えております。

また議論をまとめていただくうえでご質問等がございましたら、各事業の担当職員が控えておりますので、お申し付けください。それでは、こちらの事業につきまして、子ども・子育て会議としてのご意見をまとめていただきますようご協議の方よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○土井会長：今、第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検評価について、事務局から説明がありました。説明にありましたように、事業内容についてご質問等がある場合は、関係課の職員の方に質問等ができますので、ご活用いただければと思います。なお評価の結果は、市のホームページでも公開されることになりますので、委員の皆様方には、

ご協力をお願いしたいと思います。

それで先ほど、説明がありましたけれども、前回は、各 3 つのグループに分かれていただいてグループでお話をいただきましたが、まだ全体の意見にはなっていません。今日すべきことは、前回の個別の 3 つのグループでお話いただいた内容を、このグループ全体の意見として良いかどうか、このグループ全体の意見としてオーソライズするかどうかというのが今日の趣旨になります。従って、あらかじめお送りした資料の方では、上にグループがあって下に全体があるわけですが、グループの意見と全体の意見がそれぞれ別個に存在する訳ではなく、グループの意見を、この全体の意見として良いかどうか、或いはグループの意見に対して全体として修正すべき点があるのか、書き加える点があるのか。そこを、今日はご審議をいただきたいということになります。それで、個別に 1 つ 1 つやっていくととても時間が足りませんので、固まりごとに進めていきたいと思います。まず基本目標の 1 から始めたいと思います。

お配りをしたシートの番号が 1 から 6 になるかと思います。前回各グループでは討論及び点検・評価を行っていただきましたが、この 1 から 6、あらかじめ内容はお送りしたものと変わっておりませんので、そちらでご確認いただいているかと思いますので、この意見をこの全体の意見としてオーソライズして良いかどうかを、まずお諮りしたいと思います。

この 1 から 6 につきまして、何か追加、或いは修正等、全体としての意見とするにあたり、これをここにさらに追加或いは修正等した方がよいという意見がある方は、手を挙げていただきたいと思います。及び質問のある方も、今担当部課の方にいらっしゃってらっしゃいますので、質問も併せてしていただいて構わないかと思います。

では、いかがでしょうか。まず、シートの1から6についてです。あらかじめグループの意見としてまとめていただいておりますけれども、これを全体の意見とするにあたって、まだ足りない部分とか、或いはここは直して欲しいという部分がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

イ 発言

○浦里委員：浦里です。1番の文章ですが、「つくば市では出産できる施設がというところで、4件となっておりますが、ここは4か所の方が適当ではないかと思うのですが。

○土井会長：4か所。ご趣旨をもうちょっと説明していただいて良いですか、言葉の。

○浦里委員：言葉、文章の意味で4か所の方が、場所なので適当だと思います。

○土井会長：はい。ありがとうございます。確かに、今伺ってもっともだと思いましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、ここは4か所に修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。1から6までです。前回、この1から6を担当したグループではない方もいらっしゃると思いますから、質問のある方は、ご遠慮なく質問もなさってください。

○千代原委員：皆さんこんにちは。つくば市学童保育連絡協議会の千代原と申します。よろしくお願いします。これは分かる範囲で、担当の方にお伺いしたいのですが、筑波大学の件ですが、筑波大学は立ち会い出産ができませんが、分かる範囲で結構ですので、出来ない理由を教えてください。担当課の方、お分かりになりますでしょうか。

○田中委員：筑波大学での立ち会い出産ということですね。私は筑波大

学に勤務しているわけではないですけど、茨城県で、マザークラスを担当している施設で、マザークラスを担当しているのですが、ほとんどの施設は、今は立ち会い出産をしていません。コロナの影響で数限られたところしかやっていないです。県南で言えば取手協同病院（とりで総合医療センター）でしか今はやっていないです。

○千代原委員：もう一度質問させていただきます。コロナ以前での話なのですが、それでも立ち会い出産はやってないということですか。

○田中委員：勤務しているわけではないのですが、リスクのある患者さんに関しては、立ち会いはしていなかったと思います。

○千代原委員：はい。分かりました。ありがとうございます。

○土井会長：何か市の方で付け加えられることがありますでしょうか。ご存知の点があれば。

○浦里委員：はい。浦里です。バースセンターのホームページを見たのですが、立ち会い出産ができると載っておりました。バースセンターのホームページに、度合いによっては立ち会い出産もでき、可能ですとのことがホームページには書いてありました。

○土井会長：はい。ありがとうございます。

○川久保委員：川久保です。コロナ前ということで、私、4年ちょっと前に長男をバースセンターで出産したんですけれども、その時に普通に立ち会い出産は、大丈夫でした。以上です。

○千代原委員：千代原です。私も10年ほど前に妻が、土浦病院で出産していますけれども、その時は立会いができたんですね。それで、何が言いたいかというと、立会い出産することによって出産の大変さというのが、夫の方も分かるはずなので、私としては非常に良いと思うんですね。ですが、今お話いただいたコロナということもあり、リスクということもあるかもしれませんが、立ち会い出産というものを否定する方

向に流れているのではないかと、一瞬、考えてしまいました。せっかく出産というすばらしい、1 シーンに立ち会える機会を失ってしまうのではないかと。なので、できれば立ち会い出産が良いのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。今、コロナ禍なので多分難しいと思いますけれども、それ以前は、立会い出産のご経験のある方がいらっしゃったということで、コロナ直前がどうだったかはよく私も存じませんが、何か市の方で分かりましたか。

○事務局（こども政策課）：はい。こども政策課です。今、健康増進課の方で確認をしております。筑波大学とバースセンターでは、多分事情が違って来るのかとは思いますが、筑波大学が立会い出産の出来ない理由については後程、確認が取れ次第ご報告したいと思ひますので、よろしくをお願いします。

○土井会長：ありがとうございます。多分、筑波大学の場合は少しリスクが高いケースがあるのかもしれませんが。私も娘がおりますが、つくば市内ではありませんでしたけれども、立ち会い出産をしてとても良い経験だったので、おっしゃるとおり重要さはよく分かります。また分かりましたら、終了時までにお伝えしたいと思ひます。ありがとうございます。

他に 1 から 6 につきまして何か、追加意見、修正意見等ありますでしょうか。或いはご質問等ありますでしょうか。ではないようですので、今、1 点だけ「件」を「か所」に修正をさせていただきますけれども、あとは、今ここにあるグループの意見を、この会全体の意見として公表するというので、ご異存ないでしょうか。ご異論ありますか。大丈夫ですか。ではご異論ないようですので、まず基本目標 1 につきましては、1 か所だけ修正のうえ全体意見とさせていただきますと思ひます。

では続きまして基本目標の 2 に移りたいと思ひます。担当課の職員が

入れ替わりますので、少しお待ちください。コロナ関係で、すべてが入室今出来ないのも、今、基本目標 1 の担当課だけ入室していただいておりますので、基本目標Ⅱを担当している課と入れ替わります。委員の皆様方におかれましては、次は、基本目標Ⅱですから、シート番号が 7 から 10 になります。こちらを改めてご確認いただき、何か追加、修正等の意見がある場合には、挙手をお願いしたいと思います。ご質問につきましては少しお待ちください。修正意見、或いは追加意見等ございませんでしょうか。緑のところですよ。7 から 10 までです。

○金谷委員：つくば市 P T A 連協議会の金谷です。よろしくお願いします。単に文言の話なんですけど、7 番ですね。7 番の 2 ポツで、「また沿線地域に」とありますが、つくば市にいる人はつくばエクスプレスだと分かると思いますけれど、私が、一瞬どこの沿線なのかなと思ったので、T X とかにしていただいた方が分かりやすいと思いました。

○土井会長：はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。私もそれで問題ないかと思いますが。はい。ご異論ないようですので、では、「つくばエクスプレス」としましょうか。きちんと「つくばエクスプレス沿線地域」と、ここは追加をするということにさせていただきたいと思います。

他に、基本目標Ⅱにつきまして追加意見、修正意見ありますでしょうか。担当課の方もいらっしゃいましたので、この目標について質問がある方もどうぞ手を挙げてください。あらかじめ目を通していただいているかと思いますので、今、意見・質問が出ないということは、ないということでもよろしいですか。では基本目標Ⅱにつきましても、今の 1 か所ですね、「つくばエクスプレス」を付け加えるということで、このグループの意見を、この会全体の意見としてお伝えしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。では、そのように取り扱わ

せていただきます。

続きまして基本目標のⅢに移ります。今度はブルーのところになりますね。11 から 16 になります。同じように、この基本目標Ⅲにつきまして、何か修正点、或いは、追加意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。今、担当課の方にもお越しいたしますので、質問のある方はお願いいたします。

○川久保委員：川久保です。保育所の保護者からはですね、児童クラブ、公設公営の児童クラブに関しまして。

○土井会長：シートいくつになりますか。11 ですね。

○川久保委員：公設公営の児童クラブに関しまして、将来的に自分の子供を預けたいと思っているけれども、今児童クラブが終わる終了時刻が、6時半までのところと7時までのクラブが併存していて、自分の家の近くにある児童クラブは、6時半で終わってしまうので、そうすると、公立保育所は7時まで預かってもらえるけれど、児童クラブになってしまうと6時半までなので、今の仕事が続けられないという方もいらっしゃいます。その終了時刻に関する改善とかをここに入れるべきことではないのかなと思ったのですが、これは関係のないことなのか、私も前回まで参加していないので、ちょっと要領が分からないんですが、そこはいかがでしょうか。

○土井会長：はい。ありがとうございます。まずこちらを担当されたのは、前回グループ3でした。何かご意見ありましたでしょうか。

○千代原委員：千代原ですよろしくお願いします。川久保委員が今おっしゃった閉所の時間に関しては、ある市議会議員の方から、今アンケートをとっているのと聞いていたので、別に良いのかなと思ったのですが、けれども。地域によって、例えば、荃崎とか、あちらの方は6時半と言われているんですね。市内の方は7時ということで、場所によって違うと

いうふうに話は聞いています。担当課の方に確認したことがあるのですが、ニーズによって、要望によって時間を変えていると言っていたので、特に、もし要望があるのだったら、出しても良いのではとは思っています。

○土井会長：そうすると現状としては、そのニーズに合わせて、それで地区ごとのニーズに合わせて時間は設定しているというお答えだったということですね。

○千代原委員：そういう認識でいます。

○川久保委員：川久保です。その点に関しては担当課の方に、今確認していただいた方がよろしいかと思います。

○土井会長：はい。担当課の方よろしいでしょうか。

○事務局（こども育成課）：はい。こども育成課の吉田と申します。終了時刻に関しましては、以前、その地区ごとに、児童クラブごとにニーズ調査を実施しました。それによって、午後6時30分閉所の児童クラブと、午後7時閉所の児童クラブということで、今現在運営しております。つきまして6月の一般質問におきまして、8月中に各児童クラブの、午後6時30分閉所の児童クラブ員の保護者に対し、改めてニーズ調査を実施しまして、今後、終了時刻の検討をしていく方向で考えております。

○川久保委員：川久保です。ありがとうございました。そうしましたら、そういう点に関しては、特にこの会議としてはニーズ調査をする予定だから、ここには盛り込まなくて良いという判断でよろしいのでしょうか。

○土井会長：それをここで決めたいと思います。グループ3の方では、ニーズに合わせて設定されているということだったので、おそらくここには意見として出なかったという理解でよろしいでしょうか。

○千代原委員：千代原です。前回の会議の中では、その話は出なかったのですけれども、私自身、千代原自身として認識しておりました関係で、

出す必要性はないのかなという認識があったのですが、ただ、ニーズ調査を毎年やっているというわけではないので、こども育成課の回答もあるように、調査したのは多分5年か6年ぐらい前だったかなと思うので、現状に合っていない可能性があります。なので、可能でしたら文言を入れていただければと思います。以上です。

○土井会長：ありがとうございます。今どのぐらいの間隔でニーズ調査されているのでしょうか。

○事務局（こども育成課）：こども育成課です。前回に関しましては、何年か前かは正確には分からないのですが、5年ぐらい前に初めてやったような経緯で、定期的に行っているということではないんですが、やはりニーズが年々変わってきているということなので、改めて今回、8月中に2回目のニーズ調査を実施する予定でございます。

○土井会長：はい。ありがとうございます。ではいかがいたしましょうか。保護者が入れ替わっているので、5年ぐらいが、少ないというご意見もあるかもしれませんが、実際そのぐらいしか出来ないというご意見もあるかもしれませんので、今ご発言いただきましたものを、全体意見として、ここに加えた方が良いかどうか。皆様方からご判断いただきたいと思いますので、ご意見ありますでしょうか。

○橋本委員：はい、橋本です。意見ではなくてもこれは賛成というような。入れた方が良いと思います。やはり利用者のニーズ調査をして、そして、利用者の利便性にかなうようにしていくというのは大事なことでと思いますので、その文言を一つ付け加えた方が良いと思います。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。今、追加意見等に対しての支持意見が出ました。他に何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○鬼頭委員：鬼頭です。先ほど橋本委員がおっしゃったように、やはり

ニーズを求めるという以外に、文言としてある程度、今、前回 5 年ほど前にやったとかいうような話が出ているわけですから、文言として例えば定期的に調べるとかいうようなことを、入れていった方が良いのではないかと思います。あとそれと全体を通してですね、文章として、最初に出てきていた「TX 沿線」なのか、「つくばエクスプレス沿線」なのか、この辺も統一した方が良いのではないかと思います。以上です。

○土井会長：ありがとうございます。今、11 のところは「つくばエクスプレス」になっていますよね。先ほども「つくばエクスプレス」で入れようかというご意見になっていたので、もしも「TX」のところがあれば、もう 1 回改めて見直して「TX」のところは「つくばエクスプレス」で、統一をしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では今、意向調査をやってもらいたいという意見を付け加えるという意見に対して、今支持する意見が二つ出ておりますけども、いや、なかなかそれも大変なので、やはりここに付け加えるべきではないとかという意見はありますでしょうか。では、ないようですので、付け加えるという方向でいきたいと思います。付け加えるのはこの 11 の項目で良いでしょうか。場所としては。需要について書いてあるので、ここに付け加えますかね。ではどういう文言にいたしましょうか。もうここで今日決められた文言が、そのまま基本的には公表されますので、定期的にとするか、或いはもう少し頻繁にとするか、いろいろご意見があるかと思います。

○川久保委員：川久保です。定期的にとという言葉にしてみると、例えば 5 年に 1 度でも定期的になってしまうので、ある程度数値として、例えば最低でも 3 年に 1 度とか、児童クラブの保護者が入れ替わるタイミングというか、毎年人が入れ替わるとはありますが、何とかその意見が

できる限り反映しやすいように、できれば毎年やっていただきたいですけれども、担当課の負担としてそこが難しいのであれば、ある程度その折り合いがつくぐらいの頻度が良いと思います。ここで何か具体的な数値を出せるかは別として、定期的にだと 5 年に 1 度でも定期的になってしまうので、もうちょっと何かしら保護者の意見が反映される頻度でとか、そういう書き方の方が良いのではと思いました。以上です。

○土井会長：ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

○浦里委員：定期的にではなく、都度、ニーズ調査をする。とすれば、良いのではないですか。言葉として。あと、それと 11 番ですね。「兼業の方はもとより専業主婦の方々も」という、これはなくても良いのではないかと思います。

○土井会長：ありがとうございます。今、二つご意見出ましたのでまず、専業主婦の方は、少しまた改めてさせていただきたいと思います。

まず、ニーズ調査の件につきましては、都度だと、どの都度にするかということもあるかと思いますが、今、各委員からのご意見は、保護者のニーズが変わるかもしれないので、でもそれも、いつとするかが難しいと思いますが、まず一つは、ここで例えば 3 年とか、その数値を入れるという案もあるかと思いますが、3 年に 1 回やってもらいたいとか、2 年に 1 回とか、ということもあると思いますが、やはりそれも難しいのであれば、保護者のニーズが変わる時というご意見ですよね。まずはお願いします。

○千代原委員：千代原です。よろしくお願いします。ちょっと文章を考えてみました。児童クラブの開園時間に関して、都度調査した方がよい。と、まとめてみました。いかがでしょうか。これはですね、つくば市学童保育連絡協議会としては、開園閉園時間に関して、3 年ほど前までは、担当部課と毎年懇談会を開いて、延長して欲しいという話を都度やって

いたんですね。それで、ようやく今、7時になったということで、その点に関しては成就したということで非常に良いんですけども、閉園時間、閉所時間の決め方に関しては、ニーズ調査が必要だと思いますが、毎年調査するのは、やはりこれは負担が大きいと思うんですね。なので、今、委員が言った通り、都度で良いのかなと思ひまして、という文章を考えてみました。

○土井会長：ありがとうございます。

○川久保委員：都度という書き方をするのであれば、何の都度なのか書かないと、多分不明確になってしまうので、例えば、新入所児が、入所する都度とか。でもそれは結局毎年ということなので、そう書くのであれば、毎年実施して欲しいと言った方が、明確になるのかなと思いますし、特に保育所の保護者の立場としては、自分が入所するタイミングで、自分の意見はやはり聞いて欲しいという思う気持ちはあるでしょうから、そこはできれば、保護者の立場としてはできれば毎年実施して欲しいというように書いていただけるとベストですけど、そこが担当課さんとの関係で書けるのかどうかというところは、少しご検討いただく必要があるのではと思っています。以上です。

○橋本委員：いろいろ揉めるようですけども、開所時間・閉所時間という1つや2つの項目であれば、そんなに負担になることはないと思うんですね。例えば入所申込書があるとすればその一行のどこかに、閉所時間とか開所時間、開所時間は別だと思いますが、閉所時間、何時を希望しますかとか。ただし制限は入れておかないと、とてつもないことになってしまいますので、7時を最大とするが、何時を希望しますかと、それを一つ入れておけば、そんなに難しい話じゃないと思いますけれどもいかがでしょうか。以上です。

○土井会長：今のご意見は希望書を出すときに、そこにあらかじめ書い

ていただいて、それで意向調査をするというご意見ですね。

○**間野委員**：間野です。基本がちょっと分かっていないので質問といたしますか確認ですけれども、閉所時間というのは希望をとって、お仕事をしている方とかができるだけ長く預けられる方がいろいろ安心だし、良いのではないかと思いますけれど、そのクラブとかのお仕事をされる方からすれば、できるだけ早く帰れた方がもちろん良いわけで、その要は調整をするということですよね。で、その時にその調整の方法として、アンケートなりなんなりしてその調査をするのか、懇談会みたいなのを持ってそこで話し合うとか、いろいろ出てくると思うのですけれど、毎年そういう変更を都度都度していくということが可能なのでしょうか。

○**土井会長**：ありがとうございます。労働条件の問題があると思いますので、今現在どのように運営されているのか少しご説明いただいてよろしいでしょうか。

○**事務局（こども育成課）**：栄児童館とか、九重児童館、児童館にある児童クラブに関しましては、そのうちの 9 クラブの閉所時間が午後 6 時 30 分までとなっております。その他の 19 クラブ、松代児童館、葛城小学校児童クラブ、吾妻西児童館児童クラブとか、19 の児童クラブに関しましては、以前のニーズ調査によって、午後 7 時まで開所していただきたいというニーズが強かったもので、現在のところ、午後 7 時まで児童クラブの利用時間を設けております。以上です。

○**土井会長**：それはその個別の児童クラブの閉所時間を決めるときに、市からこういう要望を出して、それぞれの児童クラブで決めていただくのか、市で決定をしてこうしてくださいということになるのか、その辺りはどうなのでしょう。

○**事務局（こども育成課）**：この時間に関しましては、もう市の方で決定はしております。ですから個別にその方が 6 時半までとか、7 時まで

とかということではなく、在籍する児童クラブが6時30分なのか、午後7時なのかということで毎年、市が決めているものではございません。

○土井会長：その時間を決めるのは、市の意見を受けて児童クラブが決めるのか、市が決めるのかどちらなのか。

○事務局（こども育成課）：はい。市の条例や規定等で利用時間に関しましては決まっております。

○土井会長：そうするとその児童クラブで働く職員の方は、その時間に合わせて雇用されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（こども育成課）：そうでございます。

○土井会長：ということのようなので、市の方で決めるということですね。個別の児童クラブが独自に判断しているわけではなくて、市の方で、この児童クラブは何時、この児童クラブは何時と決めて、それに合わせて、職員さんの雇用をし、それに利用者も合わせて利用していただくということのようですが。

○間野委員：間野です。ということは、例えばその新しく利用される方が入り要望を出します。6時半までのところに入りたいのだけど、やっぱり7時までにしてもらいたいという要望が何人かから出たときに、途中で7時にしますというのは、そもそも可能なことなのか。

○事務局（こども育成課）：その辺のニーズ調査を行って、条例や規則、規定の改正をするような今調査を実施していこうというような形で、個別には、その在籍する児童クラブが、午後6時30分であれば、とりあえず1年間は6時30分までの保育となります。

○土井会長：そうすると児童クラブで働かれる方は、その時間に合わせて、再雇用というか、例えば、6時半が7時になった場合、もうそれでは私は働きませんという方がいた場合には、また、7時まで働く方を募集するということになるのでしょうか。はい。分かりました。ということ

のようですが。

○**間野委員**：そうだとすると、その都度で、ニーズを取っていく、というところを何か盛り込むというよりは、今の児童クラブを利用するお母さんたちのそもそものニーズ、閉所時間とかももちろん関わりますけど、働いているお母さんたちのニーズを取るための、そういった調査をされているのであれば、閉所時間以外のもろもろのニーズも一緒に調査をするような形になるのかと思うのですけれども、そのニーズ調査、定期的ではないですよ。5年前とおっしゃっていましたが、その調査は、こういったところのニーズを調査していたのですか。

○**事務局（こども育成課）**：そうですね。細かくは分からないのですが、当初、午後 6 時 30 分までだった児童クラブが大半でしたので、午後 7 時まで、30 分延長出来ないかというところで、ニーズがある児童クラブに関しては 30 分延長していく上での判断材料の一つとして、児童クラブの保護者から、そういったニーズの調査を実施していた経緯でございます。現在午後 6 時 30 分のところは、その時に保護者のニーズが、今のところはあまりないというような判断のもとに、30 分短い午後 6 時 30 分ということで、利用時間の設定をしていたような経緯でございます。

○**間野委員**：間野です。そうすると、ニーズの調査はするけれどもそのニーズについてはそれぞれの希望しているクラブ毎で、ニーズを全部取りまとめてというか、例えば、延長して欲しいという場合は、そこの児童館は延長しましょう、といった調整をされているということでしょうか。

○**事務局（こども育成課）**：その当時はそういった形でした。

○**間野委員**：現時点では直近で 5 年前、そのあとまた定期的に行っていくとか、そういう予定は今のところはないということでしょうか。

○**事務局（こども育成課）**：今月、閉所 6 時 30 分までの児童クラブの保

護者に対して、閉所時間を含めた、ニーズ調査を実施する予定でございます。

○間野委員：それは予定があるということなのですね。分かりました。だとするならば、やはりそのニーズの調査というのを、閉所時間を含めてだと思えますけれども、やはり、都度というよりは、何年ごとに必ず実施するとか、数字とか時間はある程度決めておかないと、有耶無耶になりがちなので、毎年毎年は大変だとしても、例えばその閉所時間だけのことなのであれば、先ほど橋本委員がおっしゃっていたみたいに、希望のところでそういった項目を入れれば、そこについてはすぐに把握ができることでもあると思えますし、そのニーズ調査をどこまで、どういうものをされているのかというのは、全部はわかっていないですけれども、入所の時の調査と一緒に入れられるものなのであれば、ニーズ調査も含めてじゃないですけれども、そういった形で提出いただくこととか、毎年でもやれなくはないのかなというイメージを今持ちましたので、その辺りは少し盛り込んでいただいて、本当に年々いろいろ状況も変わっていくので、お母さんたちだったり、そこのご家庭のお仕事だったりお子さんを預けたりとかというニーズも本当にもうどんどん変わっていくと思うので、ご負担すごく大きくなるとは思いますが、できる限り短いスパンで、1年毎なり2年毎なりできた方がニーズには合わせやすいのかなと感じました。ありがとうございました。

○橋本委員：その都度、入所に変えてもらうってことも可能ですが、課題が一つあります。1人だけが7時までお願いしたいと言った時にその意見は果たして反映されるのかどうか、ということが一つ課題ですね。それからもう一つは、そういった一保護者が声を上げてそれが反映されない。そのためにこの、子ども・子育て会議があり、そこでもって話し合われて方向性を決めていくという、ある意味でここが大事な会議なの

だと思いますね。それを私たちが十分理解して承知して、話を進めていかないと、ニーズ調査をしたところでも1人だけの意見は反映できるのか出来ないのか。とっても大事な要件だと思います。その辺は、行政としてはどういうふうにお考えになるか。

○土井会長：そうですね。確かに調査をすると、かえって書いても実現されないとやっぱり不満たまりますから。またそこにコストがかかると思うので、5年未満、5年ぐらいかなということではいかがでしょうか。

○事務局（こども育成課）：こども育成課です。やはりおっしゃる通りに1人の意見だけだと、やはり放課後指導員の雇用、これに関しても、一定の人数を確保しなくてはならない、さらに今現在、こちらにも意見で書いてありますが、なかなか放課後指導員の募集をしても、集まらないというような問題がありまして、その辺のところも含めて、やはり1人の意見を生かして、30分延長するかどうかというのは、今後検討していくような課題でもあるかと思っております。

○木村委員：市議会の木村でございます。アンケートといいますか、ニーズ調査することは望ましいのかなと思っております。内容的には、あくまでもアンケートですので、全数明確厳格チェックではありません。傾向を掴むというところですので、今に満足している、今望ましいという方はアンケートに細かく書かないと思います。困っている、もしくは何か意見のある方だけかと思しますので、結果、これが大きな意見だということであると、危険性が出てくる。それは、アンケートの調査の分析の仕方は、職員の方々プロパーだと思いますので、大切に討論、判断される。1人の意見を優先する場合も民主主義ですし、1人の意見には我慢していただいて、別なフォローをして99%の意見で物事を動かさなきゃいけない。両方できるのが民主的かと思っておりますけれども、ただその中で私の方で、大切にしていきたいと思っているのは、毎年アン

ケートを取るにしても、職員の方の労力がどれだけ負担になるかという部分は、これはある意味、公務員ですのでお願いしたいと思っておりますが、データの取り方として、設問として、延長して欲しい、8時までやって欲しい、9時までやって欲しい、24時やって欲しい、きりがないと思うのですけれども、ただそのときに、なぜそれを要望するのかという理由を明確に書いていただく。といいますのは、一方で今、国を中心に働き方改革を進めている中で、コロナがこういった現象になったので、働き方改革がどこか吹き飛んでしまって、コロナという名目で、働く立場の方、もしくは経営の方々もかなり苦勞されているような状態にありますけれども、本来の働き方改革を進めるときに、子育て支援ということで、本来であれば、定時5時でお子さんとお父さんもお母さんも帰れるようにしなきゃいけない。でも帰れないから、これを延ばす。この児童クラブとかを延長するということだけではなく、やはり延長しなきゃいけない理由を、アンケートの中でもしっかり調査をして、それを産業界だったり、国だったり、そういったところに反映させて、働き方改革の中で、子育て改革・支援をどのように国がするのか、市の中でどういうふうにするのか、条例を作るのかという部分も行っていく。本来の正しいやり方は、法律はありませんから、それぞれの親御さんの考え方であろうかと思っておりますけれども、しかしながら今、進め方としてはですね、延長すれば良いということだけではないかと思っておりますので、説明の仕方について、慎重に工夫していただきたいと思っております。

○**館野委員**：ただいま間野委員や橋本委員、木村委員のお話を聞いてみると、また市の担当者の意見を聞いていますと、私も保育園をやっている、先生方の労働環境、労働時間体制、これがすごく、勤務時間ってある程度決まってしまうんですね。ですから、4月1日現在で何時から何時まで、労働基準規則でお互いに労働時間の勤務を決めますので、市とし

ては、やはりある程度時間を決めますと、その環境の中でやらなければならないということになりますので、もしも 7 時ということが決まっているならば、7 時半まで見てもらいたいというならば、7 時半まで働く人には延長した時間については時間外手当、これをしなくてはならないと思います。時間外に児童をみるということになりますので、時間外の規則はきちっとそこら辺はなっていると思いますけれども、先ほど、指導員が少ないという話でしたので、この指導員を見つけるだけでも今は大変であって、指導員の確保については、同じ働く人なので、その辺の体制もやはり考えてあげたいと思っていますが、いかがでしょうか、市の方としては。

○飯島委員：つくば市校長会の飯島です。よろしくお願いいたします。
今、皆様のご意見の方を聞かせていただいている、その通りだなと思うところがいっぱいあって聞いていたのですが、この 11 番のシートが一番の問題というのは、人員の確保なのかなと思います。ニーズに関しては際限なく、6 時半、7 時、7 時半、8 時とあるかもしれませんが、そういう遅い時間まで、大切なお子さんを預かってくださる方が際限なくいるわけではなく、多分、市の方は人員の確保に苦慮されているのではないかなと思っていますので、ニーズを把握した上で運営することなども大切かなとは思いますが、まずは人員の確保なのだろうと思います。

あと、私の方の立場で言わせていただきますと、子供が、学校の帰りランドセルを背負って児童館なり放課後児童クラブに行くわけですが、ずっとお家に帰るまでは、ランドセルを持っているわけです。ですので、早く家に帰ってランドセルを下ろして、お部屋に行ってゆっくりすることがやはり大事な事かなと思います。今、何人もの方からもお話がありましたが、働き方改革ということもあって、遅くまで仕事をし

なくてはならないお仕事もいっぱいあると思いますけれど、もし可能であれば、早くお子さんを迎えに来て、お家に一緒に帰るのは、冬なら 6 時半、夏は明るいから 7 時でも何とか子供も耐えられるかなと思いますが、お腹も空いていますし、早く家に帰って夕飯を食べてお風呂に入る。そういった子供の健全育成という面からいくと、そもそも子供のための施設だと思いますので、調査も必要だと思いますが、ニーズを聞いていると、際限なく遅い時間を希望してしまう。自分も働いていたのでそう思いますけれども、やはり子供のためって考えたとき、そこに立ち返って考えると良いのではというふうに思って聞いておりました。

市の方にもお聞きしたいと思っていたのですが人員の確保については、応募者多数の中から、選んでいるのですか。それとも、なかなかいない中苦慮されて、支援員さんをやっとお雇いになってらっしゃるのでしょうか。

○事務局（こども育成課）：はい。こども育成課です。放課後指導員支援員に関しましては、やはり本当に今現在、募集をしても申込者がいないような状況でございます。我々もホームページや、大学の掲示板で工夫した募集をしているのですが、本当に今現在は募集自体がございません。やはり時間帯が不規則ですので、なかなかこの時間帯というのが、どうしても雇用される側の方としては、6 時半から 7 時というのは、お話もあったとおり夕飯を作ったりするような時間になります。本当にこの 30 分というのが非常に大変な時間ですので、常時、放課後指導員支援員に関しましては、募集がないような状況でございます。

○橋本委員：確かに皆さんの言う見直すことは、それはそれで正しい部分だと思いますけれども、でも現状、現実的に、本当に 6 時半、7 時、遅くまで預けなきゃいけない家庭もあるっていうことも現実ですよ。貧困な子供たちがいることも、数字が上がってきている世の中で、やっぱ

り親が働かなきゃいけない。そうすると、もしそういうところが預かれないのであれば、どういう現象が起こるかという、預けてみてくれるところに、行かざるをえないわけですよね。そうするとそういうところの環境に、保育所で言えば、認可外の保育所に預けざるを得ないというようなことも出てくるということ。

それから人材確保、本当に大変です。もうこの業界、募集している人件費、例えばパートタイマーでしょうから、時間当たり、今、幾ら支払っているのでしょうかね。その辺、もしどうしても必要だと思えば、お金が必要な人がいるわけですから、そのお金の額によって集まってくるってこともいえるかと思うんです。平均的な金額ではきっと今来ないと思いますけれども。その辺ひとつお考えいただくことと、それから千代原委員もその辺は、各家庭の状況は詳しいと思います。本当に時間から時間、平時でもって働ける環境を持っている保護者ばかりじゃないと思うんですよね。その辺を考慮するというのが、とっても大事なことだと思います私はね。千代原委員、その辺ちょっと聞かせてください。

○千代原委員：千代原です。よろしくお願いします。各クラブ特に民設クラブもそうですけれども、これは子ども・子育て会議だから、私が言っているのかと悩むところもあるんですけども。正直ベースでいうと、兼業されている方が本当に多くて、例えば保育園だったら保育園に行くために働いているとか、児童クラブ行くために働いていると、そういう現状を目の当たりにすることは多いです。それで、地区によっても違うのですが、例えばシングルのところのご家族でいくと、本当に夜遅くまで働かないといけないというのが現状で、もうそのために働いている、子供を預けるために働いているというのがよく私の耳に入ってくる、というのが現状です。全部が全部、全員が全員というわけではないですけども、そういう現状も見受けられます。

○木村委員：市議会の木村でございます。本当に貴重なご意見いただけているなと私も感じてお伺いしておりますが、人手不足については人が集まらないのではなく、これはどういう時代であっても、労働条件が良くなれば人は集まって来る。先ほど橋本委員もお話されましたけれども、賃金が上がればと言いますか、労働条件が昔言った3K、きつい、危険、汚い。危険はあっちゃいけないですが。多少衛生環境がどうかという場合でもですね、労働条件がよければ、必ず人は来るものという傾向が確認されておりますので、もともと、私はそういう専門の仕事をしておりましたけれども。労働環境のですね。ですから本当に必要なことであれば、延長しなきゃいけないという状況になれば、市の予算の中で、増やしてでも、人を集めることは可能かと思っております。

また、そういった中では議会を含めて検討していきたいと思っておりますが、いずれにしましても今期、会長がいらっしゃるところで、私が発言したら失礼か分かりませんが、今、話題としているのは、この11ページのところに、ニーズのそういったアンケート等々を取り入れるかどうか、そして、どのようなのが望ましいかというお話ですので、課題問題提起、意見交換は大切でありがたく思っておりますけれども、ぜひ、こちらの方の中身を進めていただいて、議事進行していただけたらありがたいと思います。大変僭越ですが、よろしくお願いします。

○土井会長：ありがとうございます。いろいろご意見、まだあるかと思っておりますけれども、そろそろこの会としての意見をまとめたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。今、立場、立場、それぞれご意見も違うので、なかなか今ここでまとめるのは難しいかなと思っておりますけれども。一方そのニーズ調査につきましても、担当課では今月されるとおっしゃっていて、それはヒアリングをしたわけですから、もうされるとおっしゃっているのに、任せてもらいたいと書くのも、どうかと思います

し、最初問題提起されたのは川久保委員ですが、ご意見いかがでしょうか。

○川久保委員： 今月される予定のニーズ調査で、今の在所の保護者の方々のニーズは取れると思うので、それはそれで良いと思うのですが、では来年度以降入所する方について、どういうふうなニーズ調査をやっていくのが望ましいのかというところで、私の考えとしては、先ほど橋本委員がおっしゃったような、児童クラブの入所申込書、いつのタイミングで出すのか存じ上げないですけれども、その申込書を出すときに、何かしら閉所時刻の意向調査で、そこも、午後 7 時以降もずっと預かってくれというのはなかなかそれは人材確保の観点から難しいと思いますので、最低限公立保育所が今、遅くとも午後 7 時までなので、そこは限度としてその午後 7 時までやっているところはそのままで良いと思うのですが、そうではない、今午後 6 時 30 分までの児童クラブに関しては、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間の預かりのニーズがありますかというところだけ、その申込書のところに書いていただくというぐらい、やっていただくのが良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

○土井会長： はい。ありがとうございます。今、市の方では、もう具体的に項目等考えてらっしゃいますか。

○事務局（こども育成課）： こども育成課です。項目に関しましては、今現在内部の方で、児童館館長含め、検討しているような段階でございます。

○土井会長： はい。ありがとうございます。そうしますと、ニーズについての調査のあり方についてももう少し検討していただきたいというぐらいでいかがでしょうか。今、ちょっと個別のことは書きづらくなって感じはいたしますけれども、よろしいでしょうか。では、利用者のニーズ

についての調査のあり方について検討していただきたい。

○川久保委員：川久保です。閉所時刻のニーズの調査についてということですよ。そこに閉所時刻の文言も付けていただけるという理解でよろしいですか。

○土井会長：はい。閉所時刻だけで良いですか、閉所時刻等、閉所時刻を含めた、いろいろあると思いますが、特に閉所時刻は入れた方が良いということですね。

○川久保委員：そうですね。具体例として。

○土井会長：閉所時刻等の利用者のニーズについての調査のあり方について今後検討していただきたいということではいかがでしょうか。はい。ありがとうございます。では、途中で、話の腰を折って申し訳ありませんが、そういう方向で今回はさせていただきたいと思います。

それからですね今もう1点、先ほどご意見ありました、それはこの本文にあります、2行目から3行目にかけてです。「平日午後の仕事なので兼業の方はもとより専業主婦の方々も」と書いてありますが、専業主婦の方々もつていうことはいらないのではないか、というご意見だったかと思います。いかがでしょうか。

○間野委員：ここの文面を見ると、何となく子育て中のお母さんというか女性の方をターゲットで募集をしているような感じに受け取れます。このグループのこのご意見がまとまった経緯がちょっと分からないので、この文章がどういう意味合いで書かれているのかによると思います。が、これだけを単純に文章だけを読んで、その人員の確保が難しくてというところを、表現したいということなのであれば、兼業とか専業主婦とかという文言は必要なく、多分どんな人でも忙しい時間帯なので、ちょうどその児童クラブをやっている時間帯が、だからそういう意味で、人員の確保が非常にその仕事として敬遠されがちかというところに繋

がるのかなと思うので、別に女性に限っているわけではないですよ。この募集というのは。年齢とかも多少は制限あるかもしれないですけど。なので「兼業の方はもとより専業主婦の方々も」というところは確かに、ある意味いらないのかなというのは、これだけを単純に読んだ感じでは思います。

○土井会長：はい。グループ3の方、いかがでしょうか。お願いします。

○千代原委員：前提としまして、この文言が入った背景の理由ですけども、ターゲットが、今、間野委員が言ったとおり専業主婦の方とか引退された方が、厚生労働省の方で推進しているということもありまして、それが広がって今全国でやっているという認識で私はいたので、こういう文言が入ったのかなと思っています。以上です。

○木村委員：市議会の木村です。今、千代原委員からもお話がありましたように、こういった労働力の専業主婦の方、または引退し一定の年齢を超えた方を対象にということも表現をされていますので、文言としては入れて望ましいかと思っております。ただ、言葉として専業主婦という書き方ではなく、やはり今のご時世ですので、専業主婦でなく、家事専業の方々という表現の方が望ましいかなと。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。家事専業の方々という、修正意見ではどうかというご意見が出ましたが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。はい。ではそういう形で語句の修正という形でさせていただきたいと思います。ありがとうございます。他にはありませんでしょうか。

○金谷委員：つくば市PTA連絡協議会の金谷です。13番ですが、3行目に「事業の性質上大々的に広報しづらい面もあるかと思うが」とありますが、これ結構ネガティブな書き方のような気がして、ここ要らないのではないかなと思いました。というのは、広報するのは当たり前で、広

報して応募してきた人達をきちんと適正にセクションする、その体制ができていないということをここで書いてしまっているような気がしたので、これは書かずに、ちゃんと対象者を適切に選べるように市の方で検討していただくのが良いのではないかと思います。

それから、終わった審議なのですが、これを見ていたら別のところでも同じような文言があったのを気付いてしまいまして、4番ですが、そこにも、本来対象とはならない利用が増える可能性があるから「広報を積極的には出来ない状況ということだが」という文言がありますが、これも広報はするべきであって、その産後鬱である方をちゃんとセクションできる体制を作るのが本来のあり方であって、それで広報を積極的にしないと書いてしまうのはちょっとまずいのではないかなと思います。ですので、その4番については、本来は対象とならない人が申し込み利用している例もあるが、あるそうだがでも良いですが、正確な情報をきちんと伝え、本当に必要な人が利用できるような体制を整えてもらいたいというふうにすれば、ポジティブで、どちらも良いのではないかなという提案をさせていただきます。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。まず13の方からいきましょう。「事業の性質上大々的に広報しづらい面もあると思うが」という部分が入った経緯ですが、ご記憶でしょうか。グループ3、前回ご審議された方。特にグループ3からのご意見がなければ、ここで、これを取るべきかどうか、ご判断いただきたいと思います。ご意見ありますか。

○橋本委員：はい。金谷委員の意見で良いと思います。

○土井会長：はい。残すべきだというご意見ありますでしょうか。ではないようですので、この文言は削除するということで、全体の意見とさせていただきます。はい。ありがとうございます。

それから遡って4番のところですが、ここは、「広報を積極的には出

来ない状況ということだが」という書き方なので、この会の意見としてはそれを認めているわけではなくて、そういうふうに言っているけれども、でも、この会としては、正式な情報を伝えてもらいたいという趣旨だとは思いますが、だから、今ヒアリングをした結果、市はこう言っているけども、でも我々としてはそうではなく、正確に情報を伝えてもらいたいということだとは思いますが。その資格を言っていたことを、こう書いて良いかということにもなるかもしれません。

ここの、文言はどうでしょうか。

○間野委員：趣旨としては、本来はそういった産後鬱の方のケアとして、産後ケア事業というのを、積極的にそういった方に利用してもらいたいというのがあるのですけれども、現時点では本来は対象とはならないのだけれども、産後ケア事業というのは、妊婦さんのリラックスというか、ちょっと気分転換というか、あとは子育てについての相談がその場でいろいろしてもらえたり、ケアについて教えてもらえたりという事業になってくるので、なのでそこまで鬱の可能性がないような方でも申し込みの問い合わせがあった場合には、基本断っていないというお話だったんですね。市の担当の方のお話として、積極的に広報した場合に、正確にそういった方が対象なのですよというところをきちんと伝えるような広報というのがなかなか難しいということで、正確な情報をきちんと伝えれば、そういった本来対象となる方に利用してもらえるようになっていけば良いのですけれども、そこがちょっと今ジレンマというか、ちょっと難しい状況だというご説明だったんですね。それでしたので積極的な広報というのが、正確な情報を本当にきちんと積極的にしていけば、本来、利用する方が利用するというところの体制になっていくのかと思うのですけれども。この文章については、確かにこれだと少し誤解をあたえそうな文章かなというのは、確かに今ご指摘いただいたところ

は、懸念があるなとは思いました。積極的には出来ないというわけではなく、ちょっとためらいがあるというか、どういうふうにしようかなという、試行錯誤という感じですね。ニュアンスとしては。ですからグループとしてはだからこそ正確な情報をきちんと伝えて、というところの最後の文章に繋がっているのですけれども。ですので、確かにこの点について言うところの、この4行の文章については、もう少し分かりやすくというか、ニュアンスが、これだと変なふうにとられかねないかもしれないというのは、

今、ご指摘を受けて思いました。

○**土井会長**：ありがとうございます。そうすると広報のあり方を考えないといけない状況にあるって感じですかね。意味としては、積極的に出来ないと何かネガティブにとられてしまうので、広報のあり方をさらに検討していかないといけない状況にあるけれどもという感じ。だと良いですかね。では、そういう形で一部修正をさせていただくということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございました。他にありますでしょうか。

今、遡ってご発言いただきましたが、改めて基本目標の1から3まで通して、何か言い残したことがありますでしょうか。これがこの会全体としての意見として公表されますので、これはぜひとも追加修正等をお願いしたいというような意見がありましたらお願いいたします。

○**間野委員**：追加修正とはちょっと違いますけれども、先ほどいろいろと議論があった中で、例えば児童クラブの時間を延長するという話は、本来であれば、先ほど飯島委員がおっしゃっていたのですが、例えばお子さんができるだけお家で過ごせる時間を確保してあげたほうが良いのではないかとか、お母さんお父さんが仕事をそんなに延長せずに帰れるようにとか、そもそものそういったところの考え方とか、そのお子さ

ん、子供が健全に、幸せにというか、健康にというか、そういうふうで育って欲しいなというのをみんなで考えるとなったときに、今このシート、ある意味細切れになっているじゃないですか。細切れになっているそのそれぞれのプランとか評価については、こういった形で、意見にはなるのですが、子ども・子育てプラン、子育て支援プランとして細切れではなくて、結局は全部が本当は繋がっているものであって、ある意味子供の権利というか、子供が大人の都合でいろいろ制限を受けるようなことが、やっぱり今とても多いのではないかなと。それが、逆に、お父さんお母さんにとっては普通になっていたり、何か大人に合わせて、もう仕方ないよね、みたいなのが何となく根底にあったりしているのを感じるので、それが、ここにも何となく投影されているような感じがちょっと私は受けてしまいました。どこの、どのプランにも入ってくることもあるのですが、ここには盛り込まれないような何て言うんですかね、背景といいますか、その本当の意味でのその子供の支援というのを、ここには今回は盛り込めないかもしれないのですが、プラン全体でとしてというか、議論するとか、みんなで共有していくような、場が必要かなというのを感じて、この会議だけではなくて、多分、市でいろいろ動いていらっしゃるそれぞれの部署の方とかもそうですし、先ほどの児童クラブのことであればそこで働いている人なり、それを利用している保護者の方とか、そういったいろいろなところとのやりとりというか、知らないとやっぱり一番どうにも出来ないというか、そういうのを知る場というか、繋がる場というか、いろいろなものが細切れなイメージを少し持ちました。意見とも何とも言えないのですが、気になったので、発言させていただきました。以上です。

○土井会長：貴重なご意見ありがとうございます。今回はこのプランに対する評価なので、ここに書き込むことは出来ないと思いますが、この

会として、今後、意見表明等をする機会もあるかもしれませんので、その時に、この会としてこういう意見を私たちは持っているということをどこかで表明するような場もあれば良いかなと思います。では、それはまた継続事項とさせていただいてよろしいでしょうか。ここには盛り込みづらいかと思うので。では、これ、一番重要な点ですので、それはまた、この会として市長から諮問を受けたことに対して答えるだけではなく、私たちとしてこういう意見があるということを表明する場があれば良いと思いますので、またそれは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。何か他に追加のご意見は。

○浦里委員：7番で表記の違いなのですけれども、4行目「地域における公立、私立保育所」となっていますが、公立保育所、私立保育園だと思っています。私立保育所という表記はないので。

○土井会長：公立保育所、私立保育園。それが正しい表記ですね。

○浦里委員：そうです。

○土井会長：はい。ありがとうございます。ではそれで良いですね。修正させていただきたいと思います。他に何かお気づきの点ありますでしょうか。

○鬼頭委員：先ほどのアンケートですが、この中に盛り込むとかではないのですけれども、情報の収集の仕方として、こども育成課の方をお願いしたいのですけれど。多分こういった児童館の利用者は、基本的には小学生で、マル福を利用している人達ですよ。だからそこに紐づけみたいな形でアンケートを付け足すというのは出来ないのでしょうか。もしそうなれば、情報量は最終的にこども育成課の方に集められるわけだから、そうすると効率よくできるのではないのでしょうか。毎年そういうところに文言一文字、児童館を利用していますか、○・×という格好で、最後どうですか、というアンケートみたいな形で。当然マル福の現況確

認というのは年2回か何回かありますよね。そのところに紐づけして、いや応なしになっていたら、情報としては集められるのではないでしょうか。コメントですけれども。

○事務局（こども育成課）：マル福に関しましては、医療年金課の方で取り扱っております。今後そういった部内の情報共有というの、検討して参りたいと考えております。

○土井会長：大切なご意見ですよね。縦割りなので横の繋がりが大切ですよ。今すぐ見つかりませんが、どこかまた入れられるところもあるかもしれません。検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。他に何か追加の意見等ありますでしょうか。他、よろしいでしょうか。では、これをもちまして、この検討は終わらせていただきたいと思います。では、今回いただいたご意見をもちまして全体としての点検評価としまして、市のホームページで公開させていただきたいと思います。皆さんからいろいろいただいた貴重なご意見すべてが修正意見に反映されるわけでありませんが、しかし、ここで議論された内容自体は、議事録として残り、その議事録自体は市民に公開され、決して無意味ではありません。今いただいた貴重なご意見は、皆さんにもう1回ご確認いただいたうえで、すべて市の方にホームページの方で公開いたします。貴重なご意見だったと思います。ありがとうございます。

先ほど私の方で一つ指摘をしておりました立ち会い出産の件で、新しい情報が入ったとのことですので一言お話いただいてから次の案件、協議事項に入りたいと思います。

○事務局（健康増進課）：筑波大学附属病院の立ち会い分娩について、確認をしてきましたところ、筑波大学附属病院の産科病棟は、ハイリスクの妊婦さんの出産が多く、急変のリスクがあるということで、立ち会い分娩をしていないということです。ローリスクの妊婦さんを扱います

バースセンターにつきましては、コロナの前までは立ち会い分娩をしていたということです。それで、筑波大の産科の中でも、陣痛室、結構長い時間陣痛室にいることになると思いますが、その陣痛室におきましては、同室可能だという情報を確認してきました。以上です。

○土井会長：ありがとうございました。では続きまして審議事項の2に移りたいと思います。

(2) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明

イ 発言

○土井会長：（仮称）つくばつなぐ保育園（小規模A型）の創設について審議をお願いしたいと思います。つくば市こども・子育て会議条例第7条の規定に基づきまして関係者の出席を求め意見を述べさせることができます。今お話にありましたように、事業者の方に来ていただいておりますので説明を求めることができますがいかがいたしましょうか。

○各委員：はい

○土井会長：では、説明を求めたいと思います。これから事業者の説明をしていただきますので、傍聴者の方をお願いいたします。事業者の説明を求める際には会議冒頭において非公開と決定しておりますので、一旦、ご退室をお願いいたします。

（傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

○土井会長：審議にあたりましてまずお願いがございます。審議中は、事業者個人に関わる事項、名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は控えていただきますようお願いいたします。では改めまして（仮称）つくばつなぐ保育園（小規模A型）の創設につきましてご意見をお願いしたいと思います。

いろいろご質問いただきましたので、ないかと思いますが、よろしいでしょうか。問題点をご指摘していただきましたが、これから色々改装等で対応するという事で、一応ポジティブなお返事をいただいておりますので、認可という方向で良いかと思いますが、反対の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。では反対のご意見ないようですので認可ということで意見を出したいと思います。ご審議ありがとうございます。本案件についてはこれで終了いたします。

続きまして、今度は（仮称）みどりのハッピー保育園（小規模A型）の創設についてとなります。

ウ 事務局説明

配布資料に基づき説明

エ 発言

○土井会長：では今から審議を始めたいと思います。まず規定に基づきまして、事業者から意見を述べていただくことができますけれども、いかがいたしますか。

○各委員：はい。

○土井会長：では、これから事業者の方をお呼びしたいと思います。度々申し訳ありませんが、傍聴者の方には、非公開としておりますので、一旦ご退出をお願いしたいと思います。

（傍聴者退出）

(非公開)

(傍聴者入室)

○土井会長：それでは今から審議を再開したいと思います。事業者個人に関することから、名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は、控えていただきますようお願いいたします。では改めまして（仮称）みどりのハッピー保育園（小規模A型）の創設について、ご検討をお願いしたいと思います。

いろいろ方向性があると思いますけれども、かなり木村委員からは厳しいご意見が出ていますから、労働条件等について附帯意見を付けて認めるという方向もあるかもしれませんし、或いはこの会としては認められないという意見もあるかもしれません。それは私たちが決めることですのでご意見を頂戴したいと思います。

○木村委員：いくつか心配ごともございますけれども、前向きにいろいろ検討するということですので、条件をつけるという形で、明確に進捗図面を確認し、そして工事、実際に園が始まってからも、運用をどのようにしているのかと、これはもう全ての園が当然なのかと思いますけれども、より確認を細やかにしたチェックリストを作って、対応をしていたきたいということをお願いしたいと思っております。さらに、一番大切な経営の管理、大変くどいようですが、働く方々に対して、少し疑問を持つような表現が一部ございましたので、ぜひそういったものを含めてですね、働きがいある職場をつくること、ひいては子供たちに大きくプラスになることだと思っていますので、そういったことを含めた条件つきで進めていただければと思っています。以上です。

○土井会長：ありがとうございます。他の委員の皆さん、ご意見ありますか。

○川久保委員：木村委員に質問なのですが、先ほど 1 個前に審議した保育園と今回の保育園で、休憩室の整備状況という意味では前回の園もそこまできちんと整備されていなかったような印象ですが、それに比べて今回の件については、条件をつけた方が良くと考えられる理由を教えてくださいませんか。

○木村委員：まず、最初に審議した部分につきましては面談室を含めて改善をするというような確認と、それから執務スペース、事務スペースがとられているということですね。今回の方は執務スペースがほぼほぼ運用が出来ない大きさかと思いますので、もう必然的に休憩室というところが事務スペースになるのではないのかと。憶測で分かりませんけれども現実的にはなってしまうという。さらには、わずか一坪、畳2畳しかないところに、ロッカールーム、窓もないところで休憩しますって、それは人として有り得ない表現だと思っておりますので、そういったところでの基本型的な考え方、精神論ですけど、考え方が人を管理する立場の方の表現ではないと私は思っておりますので、そこで条件をつけるべき。片方については、感覚的な問題ですけども、信頼性が高いのかなというふうに思いました。もちろんその経過は見直すということですから、しっかりと確認した上で執行すべきだと思っております。そういったことからです。

○土井会長：ありがとうございます。確かに事務スペースが前の方は広いですね。今回狭いので、多分それが浸食していくのではないかと思いますよね。

○木村委員：考え方がくどいようで3回目になりますけども、一坪しかない窓もないところにロッカーがあるとかそこが最悪、休憩してくださいなんていうのはありえないですね。そういう、人を管理する人がそんな思いで人を健康管理するという部分については、あってはいけないと

私は思っていますので条件をつけたいというお話です。

○橋本委員：川久保委員とほぼ同じようなことを、木村委員に投げかけようかと思ひまして。前者に比べ後者の方が非常に厳しいかなというように聞いていたのですが、何か掴んでいるのかなと思ひまして。もし掴んでいるのだったら、この場でどうぞという思いで質問しようかと思ひましたので、いずれにしても、前者にしても後者にしてもかなり建物の質的にはきちんと検討してもらって、直すところは直して、特に前者の場合には、既存の建物を改造しなきゃいけない。そうすると出入り口の床の階段ですか、あの考え方非常に危険であると感じます。

でも改良はできると思いますけれどもね。周りを高くしてあげれば良いことだし、そういったいくつかの改良点をきちんとしたうえで、条件を出して認めざるをえないかなという感じがします。保育所の特徴だと思うのですが、舘野先生、先生たち職員達の事務スペースが割合少ないのがこの特徴ですよ。つくば市の保育の質のガイドというところにもそこはきつとうたわれてないのだと思いますが、職員同士のきちんとした話し合いのもとで、或いは、事務執務をきちんとしたうえでこの仕事はできるから、保育の質が変わる。単なるハード的な部屋とか云々じゃなくて、そこがとっても大事だと思いますので、後者の場合は、事務室なのかなんなのか、気休めなのかこれは確かに疑問を感じたところがあります。そういったところを、きちんと自分たちの仕事、執務をするところを設けることも大事なのではないかなと思います。以上です。

○舘野委員：なかなか休憩室に入っていられないんですよ。連絡帳書かくしかないし、子供たちの動きも見てなくちゃならない。5分に一回、子供たちを観察しなさいということなので、休憩室になんか入ってしまうと、5分にいったんに来てやってられないんですよ、時間が。

○橋本委員：それは分かる。でも、それ以外の時間ってあるでしょう。預

かって帰したら、さっと帰りじゃないでしょう、本来は。きちんと連絡し合ったり、確認し合ったり、保育計画を立てたり、そういったことがあるはずでしょう。それやってないのですか。

○館野委員：保育計画は最初にあるんですよね。

○橋本委員：そういうことはあるわけでしょう。

○館野委員：例えば時間外でやるとか、そういうのがあるでしょう。

○橋本委員：だからそういう部屋がきちんと確保されているかとか、そういう施設があるかということ。

○館野委員：時間外に事務室でやるしかないです。

○土井会長：そうですね。前のケースの場合にはもう、いろいろこちらから希望を出して、改善意見出したのですけども、割とポジティブなお返事が返ってきたので、あえて付帯意見ってばかりませんでしたけれども、公平を期すならば、両方に付帯意見をつけて、改善意見をつけて認可ということでも良いかなと思いますがいかがでしょうか。では、今この会で出ました意見、前者についてはスロープとか、あと窓の件で少ないとか、屋根の件ですよね。でもやはりそこを改善くださいということで、一応返事はいただいています、一応付帯意見をつけて認めるということで。後者については、事務室が狭いので、労働条件、労働環境があまりよろしくないことが予想されるので、そこを善処していただきたいということを、付帯意見を付けるということで、基準は満たしているので認めるという方向でよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 公立保育の整備方針について

○土井会長：では続きまして協議事項の3、公立保育所の整備方針についてです。まず事務局から説明をお願いいたします。

ア 事務局説明

○事務局（こども政策課）：公立保育所の整備方針についてということで、こども政策課から説明をさせていただきます。前もってお送りしておきました、「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」という資料に沿ってご説明させていただきます。つくば市は先ほどからお話にありますように、TXの沿線開発で人口増加しております。それに伴いまして保育ニーズも多様化、増加が続いておりまして、ただいまご意見いただきました子ども・子育て支援プランに基づいて、この保育環境面が目まぐるしく変わる中、整備を進めて参りました。ただその中でも公立保育所の老朽化という課題がございました。新耐震基準が適用される前に建設されて、新耐震基準を満たしていない施設というものが、今、つくば市内の公立保育所9か所ございます。これの早急な改善を図るということで、令和2年の3月につくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針、本日お手元に置かせていただきました。そちらで、施設改善の基本的方向を示しております。

今回お示ししましたこの整備方針は、子ども・子育て支援プランと公立保育所の施設改善に関する基本方針を受けまして、公立保育所全体の今後のあり方を見据えながら、早急に対応が必要な9保育所について、方向性を示しまして、良好な保育環境を確保することを目指すものです。今回この方針を示しまして、子ども・子育て委員の皆様からご意見をいただいて、方針を決めさせていただきたいと思っております。1 ページ目のこの表の中の、一番下の③という部分に書いてあります。9つが、先ほどから申し上げている新耐震基準を満たしていないという9つの保育所になります。

この整備方針作成するに当たりましては、まず保育所の役割というものをはっきりとすることが必要と考えまして、次のページにそちらを示さ

せていただいております。児童福祉法に基づきまして、保育を必要とする児童は保育所において保育しなければならないということで、公立であっても民間であっても、すべての保育所が、児童の健康や安全を確保し、発達の保障等の観点から、一定の保育水準を保つように、保育方針において、基本的事項は定められています。さらにつくば市では公立も民間も、つくば市保育の質ガイドラインを全保育所で活用していただいて、質の高い保育や、多様な子育てニーズにこたえようとしています。表の 2 につきましては現在の市内の保育施設の状況です。公立 23 民間 70 で、計 93 施設が、今年度の 4 月 1 日現在で市内にございます。

続いて公立保育所の役割ということで示させていただいています。まず、市の保育行政の基準を示し、特別な配慮を必要とする児童は、待機児童受入れ枠の確保の観点を持ちながら、地域子育て支援の拠点として、民間保育施設との連携支援をしながら保育施設空白地帯が発生しないよう、公立保育所全体で受入れ等の対応をするという役割がございます。それに対して、民間保育園の方は、様々な施設があるので、保護者の多様なニーズにも対応することが可能でしたり、特別な配慮を必要とする児童への対応も、多くの児童が入所しているような状況ということです。また地域子育て支援拠点としての機能もございますし、先ほどから審議の方などもしてありました地域型保育事業者との連携支援も行っています。

そして、また市の財政支出の軽減ということで、こちら別紙資料を、後ろに資料がついているのですけれども、A 4 横のスケジュール表の次の資料になります。公立民間保育施設 1 園当たりの支出額比較ということで、将来的に持続可能な運営ということを考えますと、市の費用負担については、避けては通れない課題ということでございます。比較がしやすいように、利用者が概ね 90 人程度の場合の公立と民間の保育園の費

用を比較したものでございます。運営に関しましては、民間ですと、概ね、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 という負担割合になっています。公立ですと保育料以外は全額市の支出ということになります。上の表が公立保育所の費用を示したものの、次が民間保育園の費用を示したものであるということで、市の負担、一番右の数字を見ていただきますと、公立ですと市の負担が約 1 億 3000 万円、民間ですと約 3000 万円ということで、同規模の保育所で約 1 億円の差があるということがございます。また、施設を整備、建設するときにつきましても、民間ですと、国 2 分の 1、市 4 分の 1、事業者 4 分の 1 という支出割合がございます。もちろん公立は全額市の支出ということになりまして、下の表は、実際、公立で建てた北条保育所の実績額と、定員 90 人の施設を 3 億円で建てたとした場合の、民間の施設との財源の内訳を比較したものです。これで、やはり市の負担のところを見ていただきたいのですが、市だと全額、3 億円が市の負担、民間だと市の負担が 6800 万円になるということで、こちらの図、約 20 年間、この比較で言いますとこの先、持続可能なということで、市の保育所の運営をしていくことになるわけですけれども、そうしたことで 20 年間の比較をした場合には、約、公設だけでやった場合と、民間の場合だと 22 億円ほどの差が生じるという試算をした資料でございます。

こうしたことを踏まえたうえで、早急にその対応が必要である 9 保育所の整備に関して、基本的な考え方を示したものが 3 ページの 5 番という項目になります。まず優先順位として、安全性を最優先に考えまして、I s 値や I w 値が低い順に整備したいと考えます。早急な対応が必要ですので、令和 7 年度末までには、整備をしたいと考えています。

将来にわたり持続可能な運営となるように、エリアが近く、また、規模的にも統合が可能な保育所については、統合を検討するというところで、

上ノ室保育所と上広岡保育所、高見原保育所と城山保育所を統合する可能性があるのではないかと考えています。また、近くの公立保育所で、保育需要に対応できる、つまりその児童が他の公立保育所に入ることが可能だという場合には、その施設については、休所することも視野に入れていきたいと考えています。対象としては小田保育所が国指定の史跡エリアで、建て替えが不可であるため、今後、あり方について検討していきたいと思っています。また公共施設の跡地が近くにある場合には、そちらを積極的に利活用したいと思っています。対象としては上横場保育所、こちらは旧谷田部庁舎の跡地が近くにございますのでそちらを視野に検討したいと思っています。また、荃崎地区につきましては、岩崎幼稚園と高崎幼稚園が統合して、荃崎三小に入るという計画がございますので、その幼稚園跡地を利用できればと考えています。そして、公立保育所全体の配置につきましては、つくば市全域のバランスを考えながら、整備していきたいと思っています。このような考え方から、荃崎地区には公立がなくならないように、1か所を公立でと考えています。

また、できるだけ早く、速やかに、例えば、年間で複数園整備するためには、実績のある社会福祉法人や学校法人に建設運営をしていただくことを優先したいと考えています。人口増加が見込めたり、人口維持が見込めたり、また統合することによって、ある程度規模を大きくすることができるようなことで民間の参入が見込める保育所については、法人に移行するという方向で考えたいと思っています。また、これから保育所の具体的な整備に当たりましては、保育所ごとに詳細な事情を考慮しました個別整備計画というものを作成して進めていく予定です。

そのほか、お子さんや園の保護者の方、また地域の方々に配慮すべきこととして、整備が完了するまでは、お子さんの安全を確保しながら保育を継続することを最優先だと考えています。その場合には、建物の安

全に気を配り、修繕なども行いながら、持続をしていきます。また、新しい園への移行までは、この保育所は何年までに休止します、そのあとは他民間に移行しますなどの説明をしたうえで、入所していただくことを考えています。

これらを進めるにあたっては、保護者や地域の方々へ丁寧な説明を行いながら、必要な時々で説明会など行っていこうと思っています。そうしたことを踏まえまして、9つの保育所の整備方針と整備スケジュール案を示したのが次のページの表なのですが、これにつきましては、もっと後ろにですね、先ほどの予算の経費の説明の前のページにA4の横のスケジュール案ということで、カラーのものがおありかと思いますので、そちらを見ていただくと、分かりやすいかなと思います。

9つの保育所へ統合したり、公立のまま残したり、法人にしたりしながら整備を進めていこうとしているわけなのですが、それに当たりまして、本日机の上に置かせていただきました資料3-4になります。7月中に、その9保育所にお勤めの会計年度任用職員さんですとか、9保育所の保護者の代表の方、役員の方、そして保護者全体にということで、説明会を行いました。そちらの経緯や主な意見、質問などを示したのが、この3-4の資料でございます。会計年度任用職員さんが、この9保育所だと全体で152人いらっしゃるのですけれども、その中で説明会にいらっしゃった方が42人ということです。この中には、一部この対象の保育所ではない方なども含まれています。やはり思いとしましては、このまま公立保育所で働きたいけれどもそれはできるのかというようなことのご心配はあったかと思いました。ただ、それに関しましては、民間にこのまま移行したいという方については、その希望を最大限配慮したいと考えていますし、また公立に残りたいという方についてもその希望を聞いていくような方向でお答えさせていただいています。ただ、保護者

会の役員さん、また保護者全体の方からは、やはり特に施設についてこのままで安全は保たれているのかというようなご意見が多かったのですが、それについては修繕をしながら維持はしていく方向ですというふうにお答えさせていただいています。

また、この中で、上横場保育所についてですけれども、予定ではそのエリアで法人ということで、予定にさせていただいているのですけれども、保護者からは、この上横場ではないですが、稲岡あたりで、この谷田部地域に、公立が薄くなってしまうのではないかとということで、このあたりで公立を残して欲しいというご意見もありました。民間の移行については、やはり、本当にスムーズに加点などが付いて自分の希望する保育所に行けるのかというご質問が多く出ていました。それにつきましては、移行する年については加点などの配慮をさせていただく予定ということですとお答えしています。また特に今のところ、いつ、どんなふうにするのかというのを示していない小田保育所については、いつ方針が決まるのかははっきりして欲しいというご意見もございました。

今の3-4の資料の次の3-5の資料というのが、保護者の皆様への説明の時に使わせていただいた資料です。先ほど説明に使った資料の概要版というようなことで、お考えいただければと思います。それと、これまでに出来たご質問や想定した質問などをまとめましたQ&Aが、資料3の6ということで、方針の中では触れきれなかったことについてもこちらで書かせていただいております。私の方からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

イ 発言

○土井会長：はい。ありがとうございます。今いただきましたのは報告ではなくて、これは協議事項になっていますので意見を求められています。やはりこの会として、今の市の方針に対してどういう意見を申し述

べるかということこれから審議をしたいと思います。それぞれ地区によっていろいろ特徴、特色あるかと思いますが、ぜひつくば市の審議会ですので、つくば市全体の見地からぜひご意見をいただければと思います。最初にご意見をいただく前に、分かりにくかった点、質問等があればまず質問をいただいてからそれからご意見を頂戴したいと思います。今のご報告いただいた内容につきまして何かご質問、ここはよく分からないとか、質問ありましたらよろしく願いいたします。質問はないですか。良いですか。ではご意見をお願いいたします。

○館野委員：上横場保育園については、旧谷田部町時代、今から 50 年も前ですけれども、私どもの保育園からぜひ新保育所に来てもらいたいということで、10 年間やっていた保育士に上横場保育所に行ってもらいました。公立の所長にゆくゆくはなってもらったのですけれども、それから数えてもう 52 年になりますので、この保育所については歴史があり、また、建設からほぼ半世紀が経過をしておりますので、実は私の姉なんかもここの保育園の先生をやっていましたけど、もう実際今は、雨が漏れたりして、とても保護者も耐えられない状態だと。子供たちも環境的にちょっと悪いといったような外部の意見が出ております。建設年度もそうですけれども、アスベストなんかも使われたところがあるのではないかといったような意見もありますので、早急に対応を図っていかねばならないのかなと思っております。また同じように小田保育所もそうですけれども、本当に古い保育所なんかは、この 40 年 50 年という経過をたどっておりますので、やはりこれからの状態によって公設公営、民営にするのか民設民営でやったほうが良いのか。実は今、民間の保育園に、全国の都道府県の自治体の公立の保育所や行政の保育課から手紙が来ております。なぜ手紙が来たかということ、実はこういう保育園があるのですけれども、あなたの法人でぜひやってくれませんかといった

ようなことで来ております。つくば市もそういう手紙を今後出す必要があるのかどうか、それをお聞きしたいと思っているのですがいかがでしょうか。

○土井会長：質問ですね。まずその質問からいかがでしょうか。

○事務局（こども政策課）：はい。まずここに民間でというような計画にしているところにつきましては、実際今も、このエリアでやりたいのだけれどというようなご相談が来ているような場所ではございます。なので、実際、つくば市の場合はお子さんが増えているという事情もあって、保育園をやりたいという方は結構多くいらっしゃるので、ここにつきましては日々の相談の中で、こちらに今実際に相談に来ているところ等に声かけができるのかなというふうには考えています。

○館野委員：その場合、先生方の意見もここに書いてありますけれども、自分たちはその法人の職員になるのかどうかという話も出ていますよね。それを心配しているところもあると。そのへんはどう考えているのでしょうか。

○事務局（こども政策課）：はい。実際しっかり運営をしていただける社会福祉法人さんですか学校法人さんにお問い合わせいただければと考えております。そうした職員の雇用についてもきちんと守っていただけるようなところをお願いしたいと思っています。

○館野委員：そうしますと、法人の職員になるにはその法人の就業規則とか企業規定とか、そういうものに従ってもらわなければならない場合もありますよね。

○事務局（こども政策課）：はい。公立の正職員につきましては、正職員ですので異動があり残った保育所に異動するというようなことなのかと思っております。新しい民間に行くのは今、会計年度任用職員という形で、今までは臨時職員というような言い方をしていましたけれどもそ

ういう立場の方に行ってもらえるのかなと考えています。

○館野委員：はい。以上です。

○橋本委員：意見というか質問というか、保育所の施設の建て替え云々なのだと思いますが、これから先の幼児施設を考えた場合に、保育所というその性格の施設だけでいいのか、幼稚園というのもある意味では、これからその形はあまり進んでいかない状態になっているのが、現実に日本の国の中の幼児施設のあり方です。ということは、国の方の方針は、幼稚園とか保育所じゃなくてこども園構想がずっとうたわれてきておりますけども、その辺との兼ね合いはどういうふうにつくば市はやっていでしょうか。以上です。

○事務局（こども部部長）：現在のところ今回の計画につきましては、保育所 23 か所あるうちの本当に9か所について耐震が低いということで始めた計画でございますので、こども園も含めまして幼稚園と保育所に関しましては今後課題であるということは認識していますので、今後検討していきたいと思っています。

○橋本委員：はい。

○土井会長：よろしいですか。今建て替えというお話出ましたが、これでいきますと、厳密な意味では建て替えになるのは岩崎だけですよね。あとは全部法人に移行するので、多分建て替えでなくてももうそこでおしまいってことになりますよね。

○橋本委員：そういう問題ではなくて、それについては今検討課題だと聞きましたので。

○館野委員：国の施策が論じられていますので、こども庁ができた場合この建設内容については、また変わってくる可能性もあると思います。

○土井会長：先ほどのお話ですと、今そこまで兼ね合いで考えていらっしやらないというふうに承りましたが。

○事務局（こども部部長）：今回の案件につきましては、今のところ9か所についての案件ですので、今後、こども園を含めていろいろ考えていきたいと思っています。

○土井会長：今回は、切り離されて考えられているということですね。

○事務局（こども部部長）：今回の案につきましては、本当に耐震の関係ですので、現在のところ、出来ればこの9か所について何とかしたいという思いから始めたものですから、また別に、他の施設については1度見直す機会を与えていただきたいと思います。

○土井会長：はい。ですから、この構想とはまた別の文脈で、とにかく耐震の問題で対応を取りたいということだと思います。

○橋本委員：それでその場合、例えば法人とか公立とか云々っていうようなことがうたわれていますけれども、そのとき例えば社会福祉法人の保育園、学校法人の幼稚園あるいは学校法人のこども園、社会福祉法人のこども園、そのこども園が手を上げた場合も、OKっていうことですよ。

○土井会長：この後の、その引き継ぐ法人の中で、ですね。

○中山部長：はい。今のところ、社会福祉法人と学校法人の方々に協力していただきたいと思います。今後個別計画が出ますのでその中で公募の要件が出て参ります。その時にその要件に合うようでしたらということになります。

○橋本委員：ということは、こども園はきっとどちらにも要件があると思いますけれども、その場合はそこも受入れ可能ということですよ。

○事務局（中山部長）：はい、そういうことになります。（訂正：公募の要件によっては認定こども園を運営する学校法人も引き継ぐ対象の法人となり得ますが、今回の公募要件では認定こども園は想定しておりません。内容を訂正させていただきます。）

○橋本委員：はい、分かりました。

○土井会長：はい。他にはありますか。

○大久保委員：主任児童委員連絡会の久保と申します。公立から法人の方に移るのにメリットとデメリットがあると思いますが、財政的にお金が、公立の場合お金がかかるということが最大のメリットであるならば、それはちょっと違うのではないかと思うんですね。気概があったり、給料の面でちゃんと安定しているとか、そういうことがあって、法人になると最低の基準で建物を建てようとか、利益を優先すると思うんですね。単に、法人にすれば財政的に良くなるからという風にして法人にするとやはり公的な面での保育という最初のこの安全とか安心がおりそかにされてしまう恐れがありますよね。そこをよく検討したかどうか。私どもは実際自分の子供たちが公立幼稚園で良かったなと思うんですね。そのあたりよく検討されたのかと、それが私は少し疑問です。

○土井会長：少しご説明いただきましょうか。おそらくニーズとしては公立が良いという方もいらっしゃる、私立の方が良いといった方と両方いる。両方ニーズがあると思うのですけれども、市としてはどういふふうを考えられたか。

○事務局（こども政策課）：はい。ありがとうございます。もちろん財政的な面はありますけれども、今おっしゃったような民間だと安全・安心ではないのではないかなというようなことは決してありません。実際、今、最初の資料にも示させていただいたように、つくば市内では公立保育所は 23 に対して民間 70 ということで、多くの方が民間保育園に通っているという状況もございます。公立で本当に伸び伸びできて、本当に基本的な保育をやってもらえるのが良いという方もいらっしゃいますし、いろいろなサービスといいますか、延長保育ですとか一時預かりですとかそういった様々な保育サービスをやっているのが良いという方も

いらっしゃいます。保護者の方の考えも多様化しているということはございますので、先ほどから申し上げていますように、お子さんの安全がおろそかにならないようなしっかりした社会福祉法人や学校法人にお願いしたいと考えています。

○大久保委員：良い法人ならばいいですけども、法人によっていろいろ格差があつて、今、小中学校もそうですけれど私立の小中学校について、公的な面で、格差ができるのが一番怖いですよ。施設が良いところには、富裕層しか行けない。一般の普通の方が行けないような。ここが良いなと思つてもいけないようなことがあつてはならないと思うんです。だからそういう面では格差ができるのが一番怖いですけども、その法人の選び方ですよ。それをちゃんとしないと、これからの保育行政とかそういうものは、上手く運営されないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○土井会長：はい。今の点についてご意見ありますか。

○館野委員：法人も選ばれる権利がある、選ばれるところなんです。法人は、保護者の方がAの保育園、Bの保育園、Cの保育園、Aの保育園に行きたいということは、皆さん選ぶ権利があるんです。ですから、保育所の申込書のところに、A保育園に行きたいが1番、2番にB保育園に行きたい、3番にはC保育園に行きたいっていうのを記入するところがあります。ですから、A保育園に行きたいけども、B保育園に回される場合もあるし、C保育園に回される場合もある。それは保護者が選ぶ権利があるからです。そして、保育園側にとっては、保護者に選ばれる保育園であるんです。年に1回、県の監査、市の監査を受け、評価をもらい、悪いところはきちっと指摘されます。そして良くしていきます。小規模保育園は市の監査はやりますし、県の監査もあります。国の監査を受ける時もあります。国から会計検査員が来ての検査もあります。そ

ういった中で保育園はやっていますので、そういう面ではとても安全かなと。ほとんど格差がだんだん少なくなってきました。以上でございます。

○土井会長：はい。

○橋本委員：はい橋本です。私も館野先生も、ある意味で民間という立場ですから、この中にもやっぱり公立を志向する方たちも多いということも承知しております。いつかの時代は確かにそういう公立の方がしっかりやっているというような評価があったことは間違いないですけどもまだつくば市になる前あるいは各町村、5つの町村があったわけですが、でも、現在つくば市になっても、私立の幼稚園は10園しかありません。公立の方がたくさんあります。50いくつになるかな。では、園児数の比率からすれば、どうなのか。8対2でもって、私立の幼稚園に在籍している子が多いんです。これは何を意味するのでしょうか。一般の住民からして、税金の納税者としては、そこをちょっと不甲斐ないと思うのは当然のことだと思います。保育料も安いわけですね。にもかかわらず、そういう8対2という比率は、何を意味するのか。だったら、5対5になって欲しいと。そのぐらい公立の園、頑張っって欲しいわけです。でも現実そうじゃない。今、格差という話をしましたけれども、一昨年の10月から、保育所も幼稚園もこども園も保育料が無償化になりまして、どの子どもどこでも行けるようになっているはずなんです。にもかかわらずなんです。だから、今、大久保委員の昔の認識と現在の認識は全く違うということ、認識していただきたいなと思います。みんな民間一生懸命やっています。やらないと子供集まらないです。現実はそのなんですね。それぞれが多様化して、保護者のニーズとその園の方針・姿勢と、それがマッチングするようにみんな一生懸命自分の子供を預けたいところを吟味して選んでいるはずなんです。ですから、他の保育所もあると思います

けれども、5月ごろを過ぎてくると来年、どの園に、施設に、自分の子供を預けようかと一生懸命熱心に見学をして、話を聞いて歩いているのが現実です。そして、自分の子供の行くところを選んでいる。ですからさっき、舘野先生が言ったように選ばれる園でもあるということ、これが、民間の一つの切磋琢磨しながら競争しながら、自分のところで育った子供に良くなって欲しいというのは誰も当然ですからね。変に育って欲しいなんて考えている理事長さんとか園長さんはいないはずですよ。たまたまいるかもしれないけれども、でも先ほど舘野先生が言ったようにいろんな監査を受けて研修を受けて、実は昔と比べてとんでもないほど上がっていると思いますのでどうぞそれはご安心ください。私の意見でございます。

○土井会長：はい。ありがとうございます。

○間野委員：今回のお話は、要はその耐震基準を満たしていない建物について、いろいろ整備をしていくというところがまず第1のところだと思うのですが、その中でやっぱり財政的な問題もあるので、公立ではなく、法人の方をお願いをしていくところも出てくるかもというお話だと思います。耐震についてはもう仕方がないというか、もう早急に安全なところにしていただきたいので、早急に進めていただきたいというのはものすごく思いますけれども、今、公立のところを法人の方へ、法人を募集してというふうに言われていたのですが、今確かに無償化にはなっているのですが、私立とかだと例えば他にかかってくるお金が結構いろいろありますよね。その負担はそれぞれのご家庭になるので、それがやっぱり負担できなくて選択が出来ないうちがあるという話も聞きます。やっぱり公立は安いし、他に例えば制服代だったりとか、バス代だったりとか、そういうのがいろいろ掛からずに済むからやっぱり公立に、逆に公立しか選べないというおうちもあるというのは聞きます。

す。それを考えたときに、統合した上でしかも法人にしていきたいというようにお話がある場所とかですと、この中心部だと私立もたくさんあるし、かなり選択はいろいろできると思います。それこそ特色があるところで、自分の子供を行かせたいという親御さんが選んでいくという選択の幅はとてもたくさんあると思いますけど、北部とか南部は、そこまですべて選択ができるような園がたくさんあるような状況ではないですね。こちらの資料とか見るとすごく分かりやすいと思うのですが、そうになった時に、公立も残るというお話ですが、全部私立になってしまうとなったときに、選べないおうちもきっと出てくるのではないかというのはとても危惧しています。なので、そこについての手当といえますか、何かしらの対策はしていただいた上でないと、全てを法人の方にお任せしてしまうというのもちょっと、もちろん財政的にはその方が良いのだろうというのは、今回の資料でよく分かるのですが、郵便局が民営化されて、ここは採算がとれないからここは潰します、いやそこつぶされたら困るんです、という話とかよく聞きますけど、何か同じような状況というか、そういうことが起こりかねないというのを、今お話を聞いていて思いましたのでご考慮いただけたらと思いました。

○土井会長：はい、ありがとうございます。保護者負担についての何かご意見あればお願いします。

○事務局（こども部部長）：保護者の移動に関しての負担に関しましては、やっぱり補助金とかという形で何らかの手立てをさせていただきたいと思っています。それは今すぐにはちょっと細かいところまでは発表できませんが、個別計画の段階で発表させていただきたいと思っています。あと、どうしても公立に残りたいという方もやはりいらっしゃると思いますので、そういった方たちに関しましてはやはり相談に乗ってきたいと思っています。

周りの保育所、公立の場合ですと、面積要件もありますけれども、今のところ保育士が足りないということで、受け入れ出来ない定員部分もございますのでそういったところに充てたいと思っています。やはり、公立が少なくなることによって正職員が別の保育所に移りますので、そうすると、その分職員の数も増えますのでそういったところで手当できるかなと思っています。それと付け加えてよろしいでしょうか。所長会での意見として、公立保育所は23保育所、今現在ございますけれども、やはり先ほども舘野先生からお話あった通り、ずっと公立保育所で働いてきた先生方が、異動等を繰り返しながら、いろんな保育所で同じ公立ではありますが、考えがやはりあると思いますけれども、そういったことも含めまして、先ほど言っていました上横場保育所に関しては、やはり荃崎とみどりの地区に重ならないエリアということで、谷田部地区が空洞化してしまうのではないかというご意見が所長の中からあって、それでやはり保護者の方からもありましたけれども、これからの人口が増加していくエリアであるために、やはり庁舎跡地を考えているのならば、公立でもよいのではないかという意見が出ました。そういったことも含めまして、上横場保育所に関しましてはこれから相談していきたいと思っています。その時に、民間保育園でも受け入れてくださっていますが、障害をお持ちのお子さんも多くございますので、そういった手当もできるような保育所となるように考えていこうかとは思っています。そこを付け加えさせていただいて、今回の9保育所あるうちの2か所は統合（※4か所を2か所ずつ2園に統合）させていただきます。そういったことを含めると、2か所を公立とした場合に、民間運営をお願いするのは4か所となります。その4か所には公立からの移行ということで、しっかりと公募要件をつけさせていただいて、運営ができるような手助けをしながら、募集していきたいと思っています。

○土井会長：はい、ありがとうございます。保護者への負担の手当、或いは現在いらっしゃる職員さんの働き場所の確保等についてはいろいろ手当を考えていらっしゃるということですが、それはそれとして、一応この会としてもそういう意見は出してもおかしくないと思うので、今ご意見ありましたから、それをぜひ考えていただきたい。この意見を会としては出しても良いかなと思いますがいかがでしょうか。では、それは、保護者の手当の問題と職員の働き方の問題についても、ご考慮いただきたいということをこの会として、意見として付けたいと思います。あともう 1 件、今少し説明がありましたけども、この上横場ですね。これは説明会の方でも、かなり公立でという意見もあったようです。市の方針はまだ決まっていないようですけども、私達としても、ここをこの案でいくと「法人で運営スタート」と書いてありますけれども、ここは公立で行った方が良くのではないかという意見を私達として出すことは可能かと思います。ですので、この点については、皆さんご意見がもしもあればお伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。いや、このまま法人で良いという意見もあるかもしれませんが、やはりそういう意見が出ているならばここはやはり公立で、というふうに考えていただきたいということをこの会として出すことは可能かと思います。

○川久保委員：やはりですね、公立の保育所を望まれる保護者の方は一定数いらっしゃると思いますので、ある程度通える圏内に公立保育所を残すという意味でも上横場保育所は公立で残せるのであれば公立の方針で行っていただきたいと思います。

○土井会長：はい、ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

○鬼頭委員：先ほど市の方の政策に関してご意見がありましたように、障害者というのが出てきたので、ちょっと触れさせていただきたいので

すけど。この4月に改定障害者差別解消法が3年後に努力義務という形で義務化されてく話が出ているのですが、これは当然、橋本委員とか館野委員とかのようなところにも、障害者を受け入れる義務が出てきてしまうという、そういう状況が出てくるかと思うので、新しくこういう、今、上横場の保育所をどうするかという検討にも対応できるようなことを盛り込んでいくべきではないかと思います。当然、今回の子ども・子育て会議の議事録として残していくにしても、それが市の方で公開になっていくには1年先とかになっていくわけでしょうから、そこから単純に2年先とかいうことも考えていったら、そういった障害者を持つ親御さんから見たら、どこでサービスを受けるのかという、当然平等でなきゃまずいという話も出てくるわけなので。ただ拒む方も、当然、受入れる方も、どこまで受け入れることができるかという多分兼ね合いになるでしょうけども、そう言ったことも考えて動いていかないとまずい世の中になってきているのではないかと思います。

○土井会長：はい、ありがとうございます。あと今仰ってくださったように、障害をお持ちのお子さんを受け入れるべきなのは、公立も私立も同じことなので、そこは差をつけてはいけないと思うのですけれども、あえてここに、それを希望として出すかどうかですね。公立だからとつけると、じゃあ私立が良いのかという話になってしまうので、それはもう、公も私も両方ともそれを受け取るべきものというお話だったので、そうすると、この上横場を公立として残すことを希望するというところにそれを付け加えるのは、ちょっと文脈がずれてしまうかなと私はそういう気がするのですが、いかがですか。

○鬼頭委員：考え方としてというか、そういったのはちょっと盛り込んでいって欲しいなというのは、そうですね。

○土井会長：私立もそうであるように、公立も当然ながらそのことを盛

り込みながら、今後再出発するときには、条件は同じけども、私立も同じだけれども、そういうことを盛り込みながら設計をしていただきたいってことですよね。では、それも付け加えながら、ということで。はい、どうぞご意見。

○橋本委員：それを盛り込むと他の公立との関係性でも難しいのではないかと思いますので、そこはそういうことには、今ただ市の方から口頭で出ただけであって、それを文書にすることはこの場合はしないほうが賢明かと思います。

○土井会長：はい、ありがとうございます。今伺って、私もそう思いましたが、今度は他の公立との関係性が出てくるので確かにおっしゃる通りですよね。どこでも等しくという流れが前提なので、あえて触れないほうがいいかなということですかね。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。今議論しておりました上横場につきましては、いや法人でいいじゃないかというご意見の方いらっしゃいますか。今出ていたご意見は、やはりここは公立で、というふうにこの会としては希望を出したほうが良いのではないかというご意見でしたが、いやそうではないと思っていられっしゃいますか。反対の方いらっしゃいますか。

○館野委員：長いスパンで考えますと、今少子化に、だんだん移行していますよね。日本の人口が減少社会になってきて、あと 500 年後に日本の人口は半分になると言われておりますので、本当に少子化になった場合どうするのかということを考えた場合、果たして公立からまた民間にする形もなきにしもあらずかなと思いますので、これはよく考えて、結論を急がないで先に延ばしても良いから、長いスパンで取り組んでもらいたいと思うのですけども。今早急にしまいますと、それで進みますので、少子化時代に進んだ場合人口がどんどんと 120 名が今、例えば、上横場に行ったならば 80 名 90 名 60 名になるかもしれません。私のとこ

ろもそうかもしれません。みんな、橋本先生のところだってどこだってそうなってくると思います。これは将来のことを考えた場合のことを言っておりますが、そこら辺を考えてもらいたいと思うのですけれども。

○土井会長：はい。少し慎重にということですね。他にご意見ありますでしょうか。

○木村委員：市議会の木村でございます。前段、先ほどご意見がありましたように、やはり北部とか南部の方は選択肢が少なくなってしまう。人口の関係ですね。ですから、そういった意味では今が過渡期ということもあって、民間、公立として、上横場を残すというのは私もその方が望ましいかなと、ソフトランディング的にはですね、とも思いながらも、やはり慎重な対応でと。ただ、今回の財政の比較支出表比にも顕著に出ていますように、やはり市でやると国・県からお金が出ません、民間だったら国でお金出します。もう国の方針として、この角度から見ると多面的に判断してはいけないのしょうけれども、国は民間だったらお金出します、市だったら出しません、国の方針としては民間になさいと言わんばかりなんですね。そういった中で、つくば市の今の状況は人口が増えていたりするわけですが、全国の今の世の中を判断したときに、方向性としてある一定の有識者も含めた中では、民間に移行という方向で、今、日本という国は動いているわけです。その中においての判断を、例えば先生がおっしゃるように、今の民間の経営のことも鑑みながら、そして市民の行動を鑑みながら、ということで慎重に取り組んでいくべきというふうに思っています。明確な答えになっていませんけれども、背景としてはそのような国の前提があったのかなと。ですから、市の職員の方も両方の中で、今つくば市が特異な中で人口が増えている状況ですので、大変ご苦労されている、悩ましいところかなと思っておりますので、ぜひ、子ども・子育て会議の中では、そこを応援す

るような形で取り組めればと思っております。以上です。

○土井会長：はい、ありがとうございます。そうしますと、今伺っていると選択肢は3つあるように思います。まずは、もうこの法人の方向で良いのでここでは一切触れない。もう一つは、反対に公立化をもう一度検討してもらいたい。3点目は、間で、この上横場については、慎重に継続して検討をお願いしたい。どっちにするかを少し慎重にご判断いただきたい、という意見をつけるというのもあるかと思います。他、意見がございいますか。

では、この会として出さないといけないので、3つのどれかにしたいと思いますがよろしいですか。それで反対の方いらっしゃいますか。いやそれ3つおかしいだろうという方いらっしゃいますか。良いですか。はい、では今3つありましたが、いかがでしょうか。ほぼ皆さんの流れで決まればそれが一番よいので、あんまり採決はとりたくないの、流れとしては、3点目かなと、3点目が今お2人で、川久保さんは割と違いますかね。はいどうぞ。

○川久保委員：先ほども申し上げましたが、やはり保護者の中にはもちろん民間の保育所が良いという方もいらっしゃいますけれども、公立の方が良いという方も一定数いらっしゃるの、仮にこの上横場保育所が民営化されてしまうと、本当にここのエリアがもう公立保育所がないという状態になってしまうのでここは私の考えとしては、上横場保育所だけでも公立として残せたらその方が公立保育所を望む保護者にも選択肢が与えられているという状態になるので良いのではないかと思います。以上です。

○土井会長：はい、ありがとうございました。割と残す方向の色をつけて、これ書きぶりによろしいと思いますけれども、会の意見としたほうがよいのではないかというご意見だと思います。他にいかがでしょうか。では

3つお伺いして良いですか。一つ目は、このまま何も意見はつけない。二つ目は、残すことも含めてという文言を入れて残す方向で、公立として残す方向で検討していただきたいというのが二つ目。三つ目は、今後どうするかを慎重に検討していただきたい。これ3つでよろしいでしょうか。ほんとにはやりたくないのですが決を。もう1回言います。一つ目は、このまま何もつけない、意見なしで。二つ目は残す方向で検討していただきたい。三つ目は、そういう文言はつけずに、残すか残さないかを慎重にご判断いただきたい。この3つの意見で取りたいと思います。

まず一つ目、何もつけない、もう法人で良いのではないかとのご意見の方。では、二つ目。やはりこの地区はあんなに薄いところなので、公立として残す方向で検討していただいた方が良いという方。1, 2, 3, 4。はい。ありがとうございます。ではそういう色はつけずにどうするかを再検討とか、慎重に検討していただきたいというご意見の方。

○木村委員：公立もありでの再検討と。

○土井会長：もちろん、色をつけないということです。はい。ありがとうございます。そうしますと、三つ目が多かったので、いろいろ意見があったことは、ちゃんと議事録に記録に残りますので、ただ、この会としては、慎重に公立として残すことも含めて、慎重にご検討いただきたいということで出したいというふうに思います。それと、先ほど触れられました、保護者の負担、それから職員さんの働く基盤確保の問題も慎重に考えていただきたいですね。他に何かこの会としてこの件について意見をつけたいことはありますか。はい、お願いします。

○川久保委員：民営化する際の法人の募集の条件に関してなんですけれども、先ほどのご説明ですと、社会福祉法人または学校法人という法人形態で絞って募集するというお話でしたけれども、社会福祉法人や学校法人であれば安心であろうと考える理由を教えていただければと思います。

す。質問する趣旨としましては、むしろその法人形態よりも、具体的に例えば障害児がいらっしゃったときに加配の先生をつけることができるのかですとか、どれくらいの面積の敷地を用意できて、定員に対して保育士の数はどれくらい確保できるかとか、そういうもっと具体的なその実質的な条件で、条件を絞った方が本当に安心できるというような、条件付けになるのではないかと思うのですけども、現時点では法人形態で絞るということのその理由を教えてください。

○事務局（こども政策課） はい、ありがとうございます。その前にこの実績のある、という言葉がついてあります。今、川久保委員がおっしゃったような、そういう保育体制がとれるような、しやすいのが、こういった実績のある社会福祉法人や学校法人ではないかということを考えてまして、このような表現にいたしました。

○川久保委員：今おっしゃった実績のあるというのは具体的にどのような実績のあるということなののでしょうか。

○事務局（こども政策課）：まず保育実績があるということが第 1 ということです。

○土井会長：そういう意味で良いですか。保育実績だと。

○事務局（幼児保育課）：幼児保育課です。今の学校法人と社会福祉法人というのが待機児童対策で、国の方から整備について補助金が出ております。令和 3、4、5 については学校法人社会福祉法人ということで、補助金の方が出るのですが、それ以降になるともしかしたら国の補助金を出せる株式会社ですとか社会福祉法人とか絞られる可能性もありますので、今の現時点では、学校法人、社会福祉法人とさせていただいております。その後については、国の要綱によっても、また変わる可能性はございます。

○川久保委員：そうしますとその補助金、整備の補助金が出るからとい

う理由でまず法人形態としては、社会福祉法人か学校法人にまずは絞っていらっしゃるということでしょうか。

○事務局（幼児保育課）：それもあるのですが、市内にも、長年ずっと保育園をやっている社会福祉法人さん学校法人さんもあるということも踏まえ、両方を踏まえてそちらの方に記載しております。

○川久保委員：保育実績のことにに関してですけれども、保育実績があるということであれば、例えば1年とか、1ヶ月やっても保育実績はあるといえると思うんですけれども、その実績の保育実績の期間についてもある程度条件をつけるおつもりでしょうか。

○事務局（幼児保育課）：具体的に要項の方で、例えば5年以上ですとか10年以上ですというものをつけるということは、現時点では決まっております。細かく要項を出すときに、そういったものをつけるか、社会福祉法人に絞る学校法人に絞るというのはその時の募集要項の方で決定させていただきたいと考えております。

○川久保委員：実績の年数もなんですけれども例えば先ほど話に上がった障害児の受け入れの実績とかそういうのも含めて、実績を考慮した方が良いのではないかということを、この会議でも何かある程度意見として出したほうが良いのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○土井会長：はい、ありがとうございます。新しい意見が出ました。この会議の意見として、今後、法人を求めるときに今おっしゃったようなことも、障害児の受け入れ等についての実績等も考慮願いたいということを意見として付け加えるというご意見です。いかがでしょうか。木村委員、何かご発言あるんじゃないですか。

○木村委員：今、川久保委員の方からもございましたし、その他の方からも、例えば障害者、そういった方々に対しての配慮をしっかりと整えるということは大切なことかと思いますので、ぜひそういった形で、実

績の中で審査基準に明確に入れていただけるのが望ましいかなと思って
おります。ただ、一方、ちょっと別な意見、今日、今回入れていただか
なくて良いのですけども、考え方として、実績のある方、市内もしくは市
外でも県外でも実績ある方ということが前提になって、それは審査基準
として、事なく卒なく行っているから一定のステージに立っているとい
う安心感は間違いなくあるのですが、しかしながら一方で、スタートア
ップ事業として、つくば市内で新しい若者、若い方ではなくても良いで
すけども、こういった形で、子育て支援を行って、いや、やりたいんだ
と。これもやります、きちんと障害者もやります、という方が手を上げ
ても、現状ではもう最初からステージに乗れないので土俵に上がれない
んですね。そこについても何かそういった新しいやりがいを持つような
素晴らしい意見、ITで新しい最新の形で、そういったことが少し今の
ところステージに、土俵に上がれないような状態になっていますので、
今回ということではないのですけれど、今回はもう早急な事業ですから、
基準としては、実績ということを、障害者も大切にしたいと思いますけ
ども、将来に向けて、近い将来に向けて、やはりスタートアップ的にそ
ういったことも取り入れられるような審査基準、審査する側が大変です
けども、ある意味ですね実績ないんですから、でも明確にしながらの取
り組みのことも今後考えていければなと思っております。以上です。

○土井会長：今おっしゃった意見は矛盾しないと思うので、付け加える
ことは可能だと思いますけれども。つまり実績の中には、そういう障害者
等々も入れてもらおうと同時に、実績がなくても、そういう新たなスター
トアップになるようなものについても考慮願いたいという文言は入れて
もおかしくないかな、という気がいたしますがいかがですか。

○木村委員：唐突すぎる感はあるなと。

○土井会長：そうですね。でも、そういういろいろな新しいニーズに

対応、いわゆる多様性の保障等に対して積極的な法人があれば、それはむしろ利用者にとっては良いことです。いかがですか。いやそれは早急だというご意見があれば、なるべくみなさんのご意見を拾いたいと思っていますので。

○川久保委員：もちろんスタートアップで新しいことをされる、チャレンジされる方を排除しないということも大事だとは思いますが、一方で今回は公立保育所だったところを他の民間にという話で、公立保育所に預ける保護者の中にはやっぱり安定感というか、そういうずっとやってきた安心感みたいなところを重視している方も一定数いらっしゃると思いますので、そういう意味では、これまで他で何年もやってきましたとか、障害児も受け入れたことがあります、というような実績を考慮して今回の件に関しては選んでいただいた方が良いのではないかと。なので今回の件に関する意見としては、スタートアップのことはあまり入れないほうが良いのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○土井会長：はい。ありがとうございました。

○館野委員：障害児保育については今始まったことではなくて、もう 40 年 50 年前から保育所で受け入れています。民間では、それを積極的にやっているところは多いです。なぜかというと、障害児 1 人につき何万円という補助がありますから、そうすると 1 人加算に、教育者が加算になってくるんですよ。ですから、それをもう見越して障害児をたくさん入れている保育園がたくさんあります。民間では。

○土井会長：はい。今の意見は、その実績は存じ上げていますので、その実績プラス、スタートアップ的なものも取り入れてもらいたい、という意見を付け加えるかどうかで、慎重にというご意見で、でも慎重にでよろしいですね。

○橋本委員：それはもう慎重に検討するってことになっているじゃないですか。だから、それを入れる入れないという問題ではなくて。

○土井会長：そのスタートアップのことですよ。

○橋本委員：いや、それはまだそこまで具体的にいつてないでしょう。

○土井会長：はい。そう。だから、この会としてそういう意見を付け加えることも可能だということなので、どうしますかというご提案です。それはもう入れないというご意見ならそれで構いません。

○橋本委員：さっきのこの件に関しては、3つ目のことで慎重に進めるということであるからその時になってそれを入れるか入れないか検討すれば良いじゃないですか。今の現状の話ではなくて。

○土井会長：文言としては入れないということで行きますか。

○橋本委員：だってもうそれ法人を公募するということが前提になってしまうとそういうことになるわけでしょう。

○土井会長：いえ、そうではなくて、今出たご意見は上横場についてではなくて、残りのすべての法人についてです。その実績のところ、実績を重んじるというときに、これまでの障害児の受け入れとか、そういうことも実績に加えて評価してくださいというものを付け加えるかということです。上横場だけではないです。

○橋本委員：私は上横場に関してというふうに取っていましたけども全体ですね。

○土井会長：全体です。残りの法人化するところです。

○橋本委員：それは逆に、要項を作る時にもう 1 回たたき台を作って、そして検討した方が良いでしょう。皆さん障害持っているなんて言い方しているけれど、本当は障害のある子、という表現が正しいわけですから。だから、早急にその要項の内容について、一つはそれを入れて欲しいというのだったら分かりますけれども。でも、やはりたたき台を

きちんと作っておいて、そして要項を検討した方が良いと思います。

○土井会長：ここで要項を作るわけではないので、会の意見として、障害をお持ちの方々は一つの事例なので、経験年数だけではなくその他の要因もいろいろ考慮しながら実績を判断願いたいということですよね、多分。それを意見として市に申し上げるかどうかということですが、障害外せば問題はないですか。

○橋本委員：そういうことではないです。外せとは言っていないです。ただ、でもまだその段階までいなくて、要項を作成するときはどうでしょうかというのをもう一度出しても良いじゃないですか。それが、さっき舘野先生が言っていた、早急にではなくてこれから検討していくということでやってはどうですか、というような意見だったわけだから。それで、意見がまとまってきたのですから。これは上横場に関してだけでも、でもやっぱり公募するということになれば、それを全部事務局の方に任せるなら任せてしまっても良いし、でも、きっとそうはいかないのでしょう。そうした場合にはある程度たたき台を持ってみんなに意見をもう一度聞いたほうが良いのではないですか。

○土井会長：そうしますと、今、意見は二つだと思います。まずは、残りの法人化のところについては何も触れないというご意見と、それから残りの法人化のところについては、実績云々触れるかどうかは別にしてその法人を選ぶときの基準についてさらに慎重にご検討願いたい。実績も含めて、その実績の内容も含めて慎重に、法人化で選ぶときには、今出ているのは明確に出ていますから、それだけではなくもう少し幅広く法人を選ぶときの基準については考えていただきたいというご意見だと思うので、それを付け加えるか付け加えないかになるかと思いますが、それでよろしいですか。どちらかで。橋本さんの今のご意見はそういうのは触れない方が良いということですよ。

○橋本委員：いやいや、後で入ってくるのだろうけれども、よく検討しなきゃいけないので、たたき台になる要項を作った時にそれを入れるか入れないか。

○土井会長：もちろんそうだと思います。

○橋本委員：それで判断すれば良いではないですか。

○土井会長：いえ、今日の段階で、この会としての意見を出さないといけないので。

○橋本委員：いや、だからそれが意見ではないですか。何が何でもそれを入れてほしいという意見なのか、それをまとめたわけでしょう。

○土井会長：そうですね、だからもう付け加えないか、或いは検討願いたいという意見を付け加えるかどうかです。

○橋本委員：いつ全体的になったのか、私ちょっと承知していなかったのだけれども。

○土井会長：いえ、もうご意見いただいていた時からそこからもう全体的なご意見でした。ご意見いただいたのは上横場についてではなくて、残りの法人化のところについて、実績云々とはどういうことですかというご質問だったので。もう一回整理します。

この会の意見として、まず一つ目は、保護者とそれから今いる職員の方の配慮ですね。二つ目が、上横場については慎重にご検討願いたいということ。で、そこで一旦終わったのですが、三つ目として、園の法人化のところについては、実績について幅広く検討いただきたいという意見を付け加えるかどうかです。この会の意見として。

○橋本委員：それで良いです。どうぞ。

○土井会長：よろしいですか。はい、では、反対意見ありますか。

良いですか。はい、ではその3つをこの会の意見として市の方に出したいと思います。ありがとうございます。他にはないですか。ではこれで

審議事項は終わりにしたいと思います。

このあと報告事項に移りたいと思います。報告事項の（１）と（２）はどちらも待機児童の話なので、一緒をお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局（幼児保育課）：はい。

報告事項

（１）令和３年（2021 年）４月１日時点の保育所等の待機児童数について

（２）令和３年（2021 年）５月１日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明

イ 発言

○土井会長：報告事項の１と２につきまして、何かご質問等ありますか。

○千代原委員：公設の 19 人の待機児童ですけども、どこの児童クラブに何人なのかというのを教えていただければと思います。

○事務局（こども育成課）：吾妻西児童館児童クラブが 3 人、二宮児童館児童クラブ 4 人、谷田部児童館児童クラブ 1 人、春日学園児童クラブ 3 人、みどりの学園児童クラブ 2 人、桜南児童館児童クラブが 6 人、以上で 19 人となります。

○千代原委員：はい、ありがとうございます。

○土井会長：他にご質問ありますか。よろしいでしょうか。では続きまして報告の 3 番目になりますが、これは 3 年保育の実施について、4 番目も同じく 3 年保育の実施についてですので、3 と 4 も一緒に報告をさせていただきます。

（３）手代木南幼稚園での 3 年保育の実施について

（４）岩崎幼稚園と高崎幼稚園の統合及び 3 年保育の実施について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明

イ 発言

○土井会長：報告事項の 3 と 4 につきまして、何かご質問ありますか。
よろしいでしょうか。では、報告事項はこれで終わりにさせていただきます。

その他

(1) その他について

ア 発言

○土井会長：市に対してご意見等ある方、いらっしゃいましたらお願いいたします。

○千代原委員：今、話題になっています福岡県中間市の双葉保育園の件でございます。事件の概要ですが、令和 3 年 7 月 29 日朝ごろ、倉掛冬生君 5 歳が送迎用バスに乗り込んで保育園に向かいましたが、午後 5 時 15 分頃、送迎用バスの中で、ぐったりしているのを発見されました。その後病院で死亡が確認されたという事件です。

事件に関してはいろいろと重なるものがあって起こってしまったものだと考えているのですけれど、私自身が疑問に感じたことが何点かございまして、バスに乗り込んだ時間、バスに乗り込む時と降りる時の人数確認をしていないのかなと。報道では、やってないという報道が流れてはいるのですけれども、そういうことがあるのかなと。あと欠席確認ですね。川久保委員も質問されていましたが欠席確認が「大丈夫だろう」と、いわゆる「だろう判断」をしていると。実際の欠席の有無の連絡がちゃんときちんとされてなかったと。ということも一部報道されています。あとこの保育園の特徴としては行き帰りのバスが違うという点

もあるかとは思いますが。園長の供述の中で最大のポイントとして、忘れ物確認の手順を怠ったと出ているのですけれども、私自身としては日頃から手順準則が守られていなかったというふうに考えております。そこで、このことを前提として、今の状況、つくば市全体として会で考えてみたいと思います。

つくば市では、市としてこのような事件があった場合どのような対応をしているのでしょうか。というのが一つと、2 番目として特に決めがない場合としても、行政指導する立場として対策等の指導の水平展開において、つくば市各保育園に対し注意喚起等をする必要はあるかと思えます。その点はどうかということ、質問させていただければと思います。

○土井会長：貴重なご意見ありがとうございます。非常に痛ましい事件なので、今、つくば市の方で何かお考えがあれば、ぜひご回答をお願いしたいと思います。

○事務局（幼児保育課）：まず、ご質問の前にありました人数のチェック、バスの乗り込みにおける人数のチェックですが、公立保育所においては、乗る前と降りた時に、人数の確認をしております。また、欠席確認が、「だろう」ということであつたのではないか、ということですが、公立保育所においては、児童が欠席の場合、保育所の方から連絡を入れて「今日来ていませんが」ということで確認をしております。ご質問の、つくば市としてこのようなことがあった場合、ということについては、現在、公立保育所 23 か所のうち 4 か所、市内の民間保育施設 70 園中 9 園が送迎バスを使っており、公立保育所については、降りた後の清掃状況とか、そういったものを再度確認したいと思います。あと民間の保育施設、9 か所の保育園については、市から 1 件 1 件、状況を確認しながら、こういったことがないようにということで個別に対応していきたい

と考えております。以上です。

○土井会長：はい。ありがとうございます。それでよろしいですか。

○千代原委員：できれば橋本委員と舘野委員の意見をいただければと思ったのですが。時間も押しているのです。

○土井会長：せっかくなので、意見があれば一言でも。

○千代原委員：橋本委員、舘野委員、意見をお願いします。

○土井会長：どちらかで構わないので、お願いしてよろしいでしょうか。

○橋本委員：本当に痛ましい事件、事故で普通では考えられないような状況だと思います。ただおそらくどの園もですけど、今、市の行政の方から話があったような確認作業とか、一番大事なことは、降りた後の確認ですよ。通常忘れ物がないかとか、それから降りてこない子はいないかとか、それは必ずやっているはずですので。大体、福岡の場合は、園長さん1人で運転して補助員がいなかったという、そこが大きな過失になると思います。今、コロナ禍ですから、バスを降りたあと運転手と担当の先生が必ず消毒しています。ですから、そういう見落としというのはまず考えられないですけども、ただ、100%あるかないかということになると、絶対はないので、あり得る可能性もあります。それを防ぐために、二重三重の確認をやっています。欠席者云々とかありますけれども、バスに乗っていたか乗っていないかは確認出来ないわけですよ。うちの幼稚園の場合だと、保護者の方から「今日休みます。」という連絡が入ります。みんなそういうのを共通にして、一つの表にして理解していますけども、表に書かれていないのに休んだ場合には、園の方から連絡して「どうして休んだの」というような確認はしておりますのでね。今回の場合は、バスに乗っている子の降りたか降りなかったかをきちんと確認しなかった。というところに大きな原因があるのだと思います。

○土井会長：ありがとうございます。非常に痛ましい、あつてはならな

様式第1号

い事件なので、ぜひともつくば市の方でもこれからの対策に生かしていただければと思います。

それでは以上で本日の審議・報告は全て終わりました。これで、子ども・子育て会議を終了します。

以上

令和３年度（2021 年度）第２回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和３年（2021）８月５日（木）

午後１時３０分から午後５時まで

場所：本庁舎２階 201 会議室

< 次 第 >

１ 開 会

２ あ い さ つ

３ 協 議 事 項

- (1) 第２期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について
- (2) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（２事業者）
- (3) 公立保育所の整備方針について

４ 報 告 事 項

- (1) 令和３年（2021 年）４月１日時点の保育所等の待機児童数について
- (2) 令和３年（2021 年）５月１日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について
- (3) 手代木南幼稚園での３年保育の実施について
- (4) 岩崎幼稚園と高崎幼稚園の統合及び３年保育の実施について

５ そ の 他

６ 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

	組織等	氏 名	役職等	※ 選出 分類
1	議会	つくば市議会議員 木村 清隆	文教福祉委員会 委員長	(1)
2	幼稚園PTA	松代幼稚園PTA 会長 加藤 史恵	つくば市立幼稚園 P T A連絡協議会	(2)
3	児童クラブ	会長 千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会	(2)
4	学識経験者	筑波大学人文社会系 教授 土井 隆義	大学教授等	(3)
5		筑波大学医学医療系 講師 堀内 明由美	大学教授等	(3)
6	民間保育園	かつらぎ第二保育園 園長 館野 正弘	つくば市民間保育協議会	(4)
7	民間幼稚園	栄幼稚園 園長 橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会	(4)
8	子育て支援団体	会長 浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会	(5)
9		代表理事 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん	(5)
10	主任児童委員	代表 大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会	(5)
11	公立小中学校長	秀峰筑波義務教育学校長 岡野 光浩	つくば市立小中学校長会会長	(6)
12	公立小中学校長	竹園西小学校校長 飯島 孝子	つくば市立小中学校長会副会長	(6)
13	市民委員	池田 由美	こどもの保護者、子育て支援に関心 がある市民等	(7)
14		黒木 教子	〃	(7)
15		田中 エリ子	〃	(7)
16		鬼頭 聖	〃	(7)
17	小・中学校PTA	手代木中学校PTA 会長 金谷 弦	つくば市 P T A連絡協議会	(2)
18	小児医療	江原こどもクリニック 院長 江原 孝郎	つくば市医師会	(2)
19	保育園保護者会	吾妻保育所父母の会 会長 川久保 皆実	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会	(2)

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（以下、「プラン」という）については、毎年1回、つくば市子ども・子育て会議（以下、「会議」という）で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図ります。

2 点検・評価の対象事業

プランの「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載の各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）を対象とします。

3 点検・評価の方法

点検・評価は、基本事業に関連する担当課が作成した「令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート」を使用します。

委員の皆様には、予め分けさせていただいたグループにおいて担当する基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに該当する基本事業シートを御確認いただきます。

その上で、事業の実施内容等について質問・意見等がある場合は、別紙「質問・意見シート.xlsx」を以下のとおり事務局（こども政策課）まで御提出をお願いいたします。特に質問・意見等がない場合は提出不要です。

(1)提出期限 令和3年（2021年）5月10日（月）

(2)提出方法【E-mail】wef043@city.tsukuba.lg.jp

【FAX】029-828-5624

（担当する基本事業シートの確認方法）

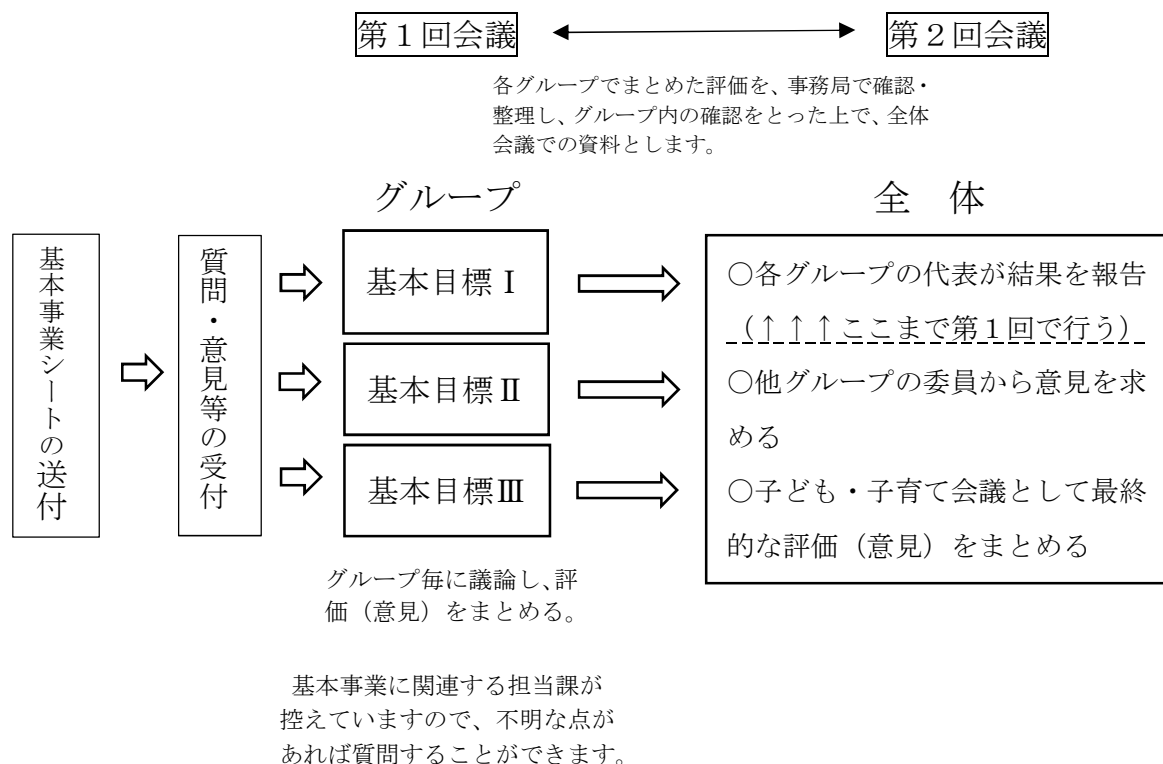
- ▶基本目標Ⅰ グループの方 → 添付ファイル 基本目標Ⅰ.xlsx
- ▶基本目標Ⅱ グループの方 → 添付ファイル 基本目標Ⅱ.xlsx
- ▶基本目標Ⅲ グループの方 → 添付ファイル 基本目標Ⅲ.xlsx

4 点検・評価の流れ

第1回会議で、プラン（P35～44）の基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ毎に分けられた3つの各グループで議論の上評価（意見）をまとめ、第2回会議で、各グループでまとめた評価（意見）を会議に報告し、子ども・子育て会議としての全体の評価（意見）としてまとめます。

なお、基本事業については、年度毎に数値目標を設定していないため評価が困難又は曖昧になってしまうことから、段階的な評価基準を設けず、委員の皆様からいただいた御意見、御指摘等を以って評価とさせていただきます。

(点検・評価の流れイメージ)



グループ内での進行や会議での報告を行うため、会議当日グループ内で1名代表を決めていただきます。なお、書記については各グループに1名ずつ職員を配置します。

5 点検・評価（意見）結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

(別紙 1)

第 2 期子ども・子育て支援プラン点検・評価グループ

(敬称略)
(委員名簿順)

基本目標と事業の体系 (P34)	組織等	希望順位 1
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35) ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～ 6 名	幼稚園 P T A	加藤 史恵
	民間保育園	舘野 正弘
	子育て支援団体	間野 聡子
	主任児童委員	大久保 良文
	市民委員	田中 エリ子
	小児医療	江原 孝郎
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38) ～幼児教育・保育の環境の充実～ 5 名	議会	木村 清隆
	民間幼稚園	橋本 幸雄
	公立小中学校長	岡野 光浩
	市民委員	鬼頭 聖
	保育園保護者会	川久保 皆実
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41) ～地域や放課後等における子どもの活動環境の 充実～ 7 名	児童クラブ	千代原 義文
	学識経験者	堀内 明由美
	子育て支援団体	浦里 晴美
	公立小中学校長	飯島 孝子
	市民委員	池田 由美
	市民委員	黒木 教子
	小中学校 P T A	金谷 弦

※組織代表が変更となった場合、新たな代表者が担当するグループを引き継ぐこととさせていただきますので、その際は組織等内での引き継ぎをお願いいたします。

基本目標	I 確かな生命と元気を育む			
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実			
担当課	健康増進課			
基本事業	① 出産施設開設支援事業			計画記載 ページ P36
関連するプラン名				

■ 事業内容 ■
○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

■ 事業概要 ■
産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成します。

実績	実績に対する課題・改善方針
・申請1件 病床数 10床 令和3年4月工事完了見込み	令和2年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の出産施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は64人だったが、10床増床により改善されると思われる。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（9か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎（休止中））
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市舘野）

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用者実績

●地域子育て支援拠点

・子育て総合支援センター

（けやき広場（拠点）24,758人、出張ひろば474人（57回））

・かつらぎクラブ（拠点1,919人、出張ひろば58人（18回））

・チェリークラブ（拠点4,578人、出張ひろば178人（18回））

・おとなり（拠点5,028人、出張ひろば103人（14回））

・おひさまクラブ（拠点143人、出張ひろば0人（0回）8月までの実績）

・こどもの森広場（拠点2,119人、出張ひろば場93人（10回））

・すぎのこクラブ（拠点2,555人、出張ひろば42人（18回））

・なないろくらぶ（拠点2,654人、出張ひろば16人（15回））

・ままとーんつどいの広場（拠点1,951人、出張ひろば未実施）

※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。

※オンラインでの利用者は除く。

・現在9か所で地域子育て支援拠点事業を行っているが、研究学園地域や春日地域といった人口が多い地域に拠点の設置ができていない（春日地域については出張広場で対応中）。
→ TX沿線に新規開園する民間保育園等に、地域子育て支援拠点の開設を働き掛けていく。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施します。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行います。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行います。

実績

- ・あかちゃん訪問 2,232件
- ・妊婦健康診査 22,406人（R2.4月～R3.2月までの受診人数）
- ・母子健康包括支援センター
妊娠届出時面接 2,255件
利用者支援事業（母子保健型） 4か所

実績に対する課題・改善方針

- ・コロナ渦で訪問できない時期があったが、あかちゃん訪問は95.8%実施できた。今後も維持継続していく。
- ・母子健康包括支援センターの設置、母子保健コーディネーターの配置により、妊娠届出時から9か月の電話相談、あかちゃん訪問、産後ケア事業等の切れ目のないきめ細かな支援により、一人ひとりへの支援を円滑に実施することができた。
- ・新型コロナウイルスの流行に伴い、出産医療機関からハイリスク産婦（退院時の情報提供者）が増加し、速やかな対応が必要である。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイスサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図ります。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用実績

○病児保育 4施設

○病後児保育 1施設

※延べ利用人数 129人

令和2年度保育コンシェルジュ相談件数

○1,184件（令和元年：1,146件）

窓口：977件（令和元年：1,055件）

電話：207件（令和元年：91件）

○病児、病後児保育は、市民の需要は高い一方利用者の日々の需要が読めないことや看護師確保が困難なことにより、施設側の体制の維持が難しい。

○令和2年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から減少し、電話での相談が倍増していることから、新型コロナウイルスの影響により、窓口での相談を控える傾向があると考えられる。令和2年度から試験運用を開始したZOOM相談や、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担 当 課

こども政策課

幼児保育課

子育て相談室

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事 業 内 容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事 業 概 要 ■

○一時預かり

保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かります。

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進します。

- ・つくばファミリーサポートセンター（つくば市社会福祉協議会内）

主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス

○つくば市あかちゃんの駅

乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録しています。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行っています（提供内容は施設によって異なる）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○一時預かり

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・年間預かり人数1,541人

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・会員数1,340人（令和元年1,399人）
（利用会員1,122人、協力会員173人、利用・協力会員45人）
- ・年間利用者数459人（令和元年743人）
- ・主なサポート内容（200回以上のもの）
育児困難（親の障害、育児ストレス等）596回
保護者等の外出の場合の援助233回
学童の放課後の預かり222回

○つくば市あかちゃんの駅

令和3年度4月1日現在で、市内で66の施設が登録されており、その内12の施設が民間事業者の協力によって実施されている（一部休止中の施設あり）。

- 公共施設：54
- 民間施設：12

○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・利用したいタイミングで、援助してくれる会員（協力会員）がいない場合、利用ができない。

○つくば市あかちゃんの駅

- ・管理上の問題もあり、公園施設での設置が進んでいない。
 - ・駅での設置がない。
- 公園については管理上の問題、駅については事業者の協力が必要となる点が課題。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

幼児保育課

子育て相談室

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用実績

○一時預かり（一般型） 20施設

○一時預かり（幼稚園型） 1施設

※延べ利用人数 12,186人

○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。

そのため、一時預かりの空き情報管理するシステムやアプリなど、利用者にとって利便性の良いシステムを調査・研究していく。

○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。

新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。

○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。

保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

幼児保育課

子育て相談室

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

計画記載
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期養育事業

・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により最長7日間まで預かります。

・今年度の委託契約施設は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設となっています。

・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分しています。

実績

事前登録者数：56名（令和2年4月16日現在）

令和2年度新規登録者数：30名

令和2年度延べ利用者数：6名

令和2年度延べ利用日数：16日

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、委託施設で受け入れ不可の状況が続いていたため、利用が非常に限られた。

実績に対する課題・改善方針

委託施設の受け入れ人数に限りがあり、また児童相談所の一時保護が優先されてしまうため、利用者の希望日時での利用が困難なことがあります。今後は、委託契約施設を増やすことを検討し、また児童相談所と連携を図ることにより子どもの養育環境を確保していきます。また、国が子育て支援短期養育事業における里親の活用を推進しているため、つくば市においても、令和4年度から「ショートステイ里親」の実施を目指します。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）

妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、傾聴・相談を行うことで問題の解消を図る。

・特定非営利法人kosodateはぐはぐ（つくば市松代）

実績

- ・特定非営利法人kosodateはぐはぐ
- ・会員数10人
（オーガナイザー3（内2はホームビジター兼任）、
ホームビジター5（内1は事務スタッフ兼任））、
事務スタッフ2）
- ・依頼件数20件（一部、本申請なし）
- ・延べ訪問回数76回

実績に対する課題・改善方針

- ・1回の支援において、最初の説明訪問から最終訪問まで最大8回の訪問を要するため、取りまとめのオーガナイザーやボランティアが主体の訪問スタッフ（ホームビジター）の負担が大きい。
→ 訪問スタッフの研修の日程を工夫するなど
で負担を軽減し、多くのスタッフが事業に携われる体制づくりを行う。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

実績

実績に対する課題・改善方針

産後ケア事業

利用者実人数 46人

通所型 29人

宿泊型 12人

通所+宿泊 5人

利用者延べ日数 127日

通所型 85日

宿泊型 42日

養育支援訪問 307件
9か月電話 1255件

・新型コロナウイルス流行に伴い、昨年度より産後ケア事業の利用者は減少したが、サポートが必要な方にはサービスを提供できた。今後、育児不安あり、近くに支援者がおらず、母親同士の少人数による交流を希望する方に対し、産後1年まで利用できる通所型集団産後ケア事業を開始し、利用を勧めていく。

・養育支援が必要な保護者に対し、保健師・母子保健コーディネーター・養育支援訪問担当者等と連携しながら、妊娠中から産後にかけて切れ目のないタイムリーな支援を実施できた。

・要支援妊婦（若年、高齢初産婦、一人親等）やあかちゃん訪問・健診・教室等で把握した子育てに不安のある養育者や産後うつのある養育者に対し助言・指導することで問題の解決または軽減ができた。

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室

基本事業

②子ども家庭総合支援拠点事業

計画記載ページP37

関連するプラン

■ 事業内容 ■
○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■
令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置しました。 人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満） ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可） ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可） ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可） 令和3年度のつくば市の体制 社会福祉士2名、公認心理師1名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

実績	実績に対する課題・改善方針
(1) 相談件数(延べ) ・訪問 391件 (昨年比 +202件) ・面談 440件 (昨年比 +8件) ・電話 6,507件 (昨年比 +2,181件) ・その他 1,141件 (昨年比 +315件) 計 8,479件 (昨年比+2,706件) 新規相談 1,041件 (昨年比+308件) (うち虐待223件) (昨年比+2件) (2) 相談内容の内訳 育児不安 6,002件 発達障害等 474件 虐待 1,491件 不登校 130件 反抗期 10件 その他 372件 計 8,479件	相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にあります。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていきます。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室

障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回

令和2年度から公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていきます。

実績

令和2年度下半期巡回施設：23か所
令和2年度相談対応児童数：148人

実績に対する課題・改善方針

公認心理師が1名のため、訪問日数や対応時間、対応人数に限りがあったが、今年度は、補助職員を1名付け、より効率的な相談対応を目指していきます。

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室

障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】

発達の気になるお子さんとその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行います。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）

実績

【障害福祉課】

発達相談 相談件数：426人（延べ人数）

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】

発達の気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にあるとともに相談内容が多岐にわたっており、関係各課・関係機関との連携をすすめ、適切な支援につなげていきます。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通した心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進します。

実績

実績に対する課題・改善方針

【目標値】
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業整備による保育供給量の確保 506名分（2・3号定員）

【実績値】
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保 742名分増加（2・3号定員）

<内訳>

認可保育所 5施設創設（516名分）
認定こども園 1施設創設（72名分）
小規模保育事業 4施設創設（62名分）
定員変更による増加（92名分）

○企業主導型保育事業 6名分増加
（1園新設、1園廃止）

計 保育供給量 748名分の増加

○施設の増加・整備により、待機児童数が大幅に減少した。
一方、令和3年4月時点での1・2歳児について、人口・保育申込者ともに計画値以上となっており、既に令和4年の見込み数を超えている。
令和3年 申込者見込 2,561名
実績 2,725名（+164名）
（参考）令和4年 申込者見込 2,669名

また、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

つくば市学校等適正配置計画（指針）

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、一部の幼稚園で3歳児の受け入れの実施に向けて庁内で協議していきます。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していきます。

実績

○3歳児の受け入れを実施している他市への視察
○3歳児受け入れを実施する幼稚園の選定
○各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した

実績に対する課題・改善方針

○説明会等による3才受け入れ実施の周知
○園区の選定
○充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

教育総務課

学務課

基本事業

② 保育人材の確保事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給します。

○保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円／月）の就労促進助成金を支給します。

○ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくば市保育士等処遇改善助成金
2018年度交付決定者 延べ643人
2019年度交付決定者 延べ707人
2020年度交付決定者 延べ769人

○つくば市保育士就労促進助成金
2018年度交付決定者 20人
2019年度交付決定者 25人
2020年度交付決定者 34人

○ハローワークとの共同事業
保育施設説明会及び公立・私立保育施設就職相談会
施設見学ツアー
（公立保育所、民間保育園、認定こども園）

○交付決定者数が増加傾向にあり、人材確保に一定の成果が見られている。一方で、今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められることから、助成金事業のさらなる周知が必要となると考えられる。

今後も助成金事業を継続しながら、保育士養成施設等への広報活動（チラシ配布等）の実施について検討していく。

○保育士就職相談会等への参加人数は多いものの、実際の就職にはなかなか至らない。また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により施設見学バスツアーは実施できなかった。

今後の人材確保の施策としてオンラインの活用について調査・検討していく。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

教育総務課

基本事業

② 保育人材の確保事業

計画記載
ページ

P39

関連するプラン

第2期つくば市教育プラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

実績

・総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。

・健全な園の運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境を目指し、管理職からの意見聴取だけでなく、全ての職員との人事面談を実施し、人事配置を行った。

実績に対する課題・改善方針

幼稚園の働き方改革を進める上で職員の増員は必要であり、現場の声とあわせ、継続的に人事課へ要望しているが、市の財政状況もあり、増員が難しい状況である。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

○保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。

○施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。

○就学前におけるこどもの遊びと体験の充実を図ります。

○幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育士研修

- ・こどもの非認知能力を向上させるための研修
23人

○交流事業

- ・園庭開放
- ・幼保小交流
- ・保育所交流
- ・支援センター交流
- ・中高生との交流
- ・地域の方との交流

○こどもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携を深めていくことが重要となる。

○新型コロナウイルス感染予防対策として、オンラインで研修が行われたが、施設において機器の環境が整っていないため、話し合い等をスムーズに行うことができない。

○コロナ渦において、直接対面する交流事業が実施できなかったため、今後ICT機器の整備等も視野に入れて交流方法を検討していく必要がある。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担 当 課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

① 幼児教育及び保育の推進事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

第2期つくば市教育プラン

■ 事 業 内 容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事 業 概 要 ■

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】
「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視しています。
また、これらを実現するために様々な施策を実施しています。

実績

幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っています。
また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼児教育施設ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成しています。
加えて、オンラインや動画等を活用した幼児と児童の交流活動や、規模を縮小しての保育者と教員の交流を実施しています。
今年度は、例年実施してきた保幼小の合同研修会の実施が困難であったため、市指定園による発表会を開催し、市内全幼稚園・保育所・小学校へのDVDによる資料提供を行いました。

実績に対する課題・改善方針

つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行っていく必要があります。
また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を行い、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくことが求められています。
さらには、コロナウィルス感染症拡大防止の視点に立った効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指します。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図ります。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績

【相談件数】

窓口 977件、電話 207件

【主な相談内容】

- ・保育所等について
- ・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金
令和2年度実績 25園 58,851千円

○公立保育所発達相談巡回

令和2年度実績

上半期 22園 154人

下半期 23園 161人

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。
加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○民間保育園においても発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題となる。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和2年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要とする幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援します。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行います。

実績

○未就学児（年中～年長児）の就学相談件数360件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察102件、学校見学・体験学習引率34件、学校等との打合せ・ケース会議・引継ぎ等53件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査60件を実施した。複数の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

実績に対する課題・改善方針

【課題】就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらず就学を迎えた場合は入学後に困難さを抱えることもある。

【改善方針】市内幼稚園・保育所等へのポスター配付を実施し、就学相談やその内容・スケジュール等について広く多くの人に知ってもらい、気軽に就学相談ができるよう支援する。

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】

・発達気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行います。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援します。

・児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行います。

実績

【障害福祉課】

・発達相談 相談件数：426人（延べ人数）
（基本目標Ⅰ-2③ 実績の再掲）
・令和2年4月 つくば市障害児相談支援事業所を障害者地域支援室内に開設

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】

・発達気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にある。保育所等の利用に関する相談について、関係各課・関係機関との連携をすすめ、子どもが保育所等での生活に適應できるよう支援していく。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供します。

つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進めます。

実績

○待機児童や床面積要件超過の課題解決
・吉沼、上郷児童館の児童館敷地内及び、柳橋小、荖崎第一小の学校敷地内の児童クラブ室の建築工事が完了した。また、（仮称）香取台地区小児童クラブ室、葛城小児童クラブ兼地域交流広場の設計を行った。

・みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、荖崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。

○民設民営児童クラブの積極的な誘致

・国の補助金を活用して4つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

○放課後児童支援員の雇用確保策

・民営児童クラブに対する処遇改善の補助金として、「キャリアアップ処遇改善事業」の継続に加えて、令和3年度から新たに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施するための予算要求をした。

実績に対する課題・改善方針

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、近隣大学生への公募、求人媒体や区会回覧の活用等など、積極的な募集も進めていく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催します。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供します。

実績

・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。
・秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

令和2年度放課後子供教室の開催数
確認中

実績に対する課題・改善方針

・事業の推進を進めていく一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

・学校における放課後の居場所づくりとしての定期開催は、学校との協議・連携が必要である。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども未来室

基本事業

③子どもの居場所・学習支援事業

計画記載
ページ

P42

関連するプラン

つくば市こども未来プラン

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

○子どもの学習支援事業

・学習支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施

(1) 学習支援

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個々人の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにします。

(2) 居場所の提供

利用者が安心して通える場所として、日常生活習慣や社会性を育むための支援を行い、将来への関心や自己肯定感を持つといった生きる力をつけられるようにします。

実績

つくばこどもの青い羽根学習会

・学習支援拠点数：14か所

・利用登録者数：299人（R3.1月末時点）

8事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。

実績に対する課題・改善方針

つくばこどもの青い羽根学習会

青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,000名いるが、支援につながっている児童生徒は約300名と一部であることから、参加人数を増やしていく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

計画記載
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があります。放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

- ・教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- ・多様な体験・活動が行うことができるように、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していきます。
- ・新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていきます。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実

・令和2年度当初は、谷田部、竹園西、栄児童館の敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始した。また、同年度10月からは吉沼児童館敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始し、上郷児童館の敷地内においても児童クラブ施設の新設工事を進めた。加えて、令和3年度の工事着手に向けて、竹園東児童館敷地内において児童クラブ施設の設計が完了した。

児童館機能を十分に活用するために、児童クラブ員で過密となっている児童館については、引き続き定員拡大のため、学校の余裕教室の借用や児童クラブ室の増築等を実施していく。

○放課後子供教室教室の開催数
令和2年度 359回（前年度比77回の減）

○地域人材の掘り起こし
・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。

○放課後子供教室の定期開催
・平成30年度に開校した3義務教育学校について、秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子供教室の開催数が当初の見込みより減少した。また児童館の行事との連携についても、行事自体が中止となったため、実現ができなかった。
新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置します。

民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をします。（国庫補助事業の活用）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ

障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ

障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、28クラブあった。

障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない。募集の方法や処遇の改善を研究していく必要がある。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】
障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行います。

実績

【障害福祉課】
・放課後等デイサービス 支給決定者数597人
・障害児相談支援 支給決定者数188人

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】
放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

公園・施設課

基本事業

③遊びの機会と場の充実

計画記載
ページ

P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

プレイパーク場の機会・場所の提供

- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
- ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
- ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：5団体参加（毎月400人程度）
プレイパーク場整備工事の実施
【除草300㎡、除根300㎡、砂場木製柵製作・設置等】
- ・中央公園：参加団体1団体参加（毎月30人程度）
- ・研究学園駅前公園：1団体参加（毎月50人程度）

実績に対する課題・改善方針

- ・プレイパークに参加している団体と協議し、引き続き場所の整備を実施する。また、参加団体の意見要望などを集約してプレイパークの環境を向上させる。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業

① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・つくば市では出産できる施設が、筑波大学、なないろクリニック、学園病院、バースセンターの4件だが、バースセンターは正常分娩でしか利用できないため利用者が少なく、ベット数が余っている。他の施設は予約が厳しい状況。市内の出産数は1,923人。

費用の助成で10床、増床されたとのことだが、妊娠初期に予約をしなければ予約がとれない状況となっており、妊婦の方にとって非常に負担となっている。利用が少ないバースセンターの使い方も考慮してもらいたい。

・女性にとって最初の出産で問題が生じると心身の影響が大きく、続く育児へも影響することが多い。心身ともに十分なケアが産前産後に受けられるような体制と出産施設を整備してもらいたい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業

②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・赤ちゃん訪問等、情報を共有して支援につなげているとのことだが、個人情報取扱いが難しいところもあるので、しっかりと連携を取り、母子の不安がないように支援してほしい。

・子育て支援拠点について、コロナの影響で拠点の利用が思うようにできない、行っても閉まっていた、人数制限があり利用しづらかった等の声を聞いた。
また、つくば市は乳幼児のいる世帯の転入も多く、必要な子育て支援の情報にスムーズにたどり着けない親も多い。親も子も孤立しないよう支援拠点をできるだけ利用してもらえるような情報提供が必要と考える。また、拠点を利用していく中で利用者同士でつながりを作れるように、拠点同士でもつながりを作り支援してもらいたい。

・母子保健コーディネーターの配置による支援について、コロナの影響もあり業務も増えて負担もかなり大きいと思う。一人が駐在して、一人があちこち廻って対応していると聞いた。利用者のニーズに対応できるよう人員を手厚く配置して、利用者がたらい回しになることがないように、しっかりと機能させて欲しい。また、将来的に利用者支援（基本型）事業を行うことも含め、市の子育て支援事業や民間の子育て支援事業の情報を網羅し、親子が望むサービスや適切な支援の紹介・利用をスムーズに行える体制の整備と、市役所内の横の連携や、民間団体、民生委員をはじめとした地域住民と連携して、親子への支援が産後から切れ目のないよう、継続的・包括的な、誰も取り残さない子育て支援体制を作ってもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針

1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業

③子育てしやすい環境整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・実績をみると、親の障害やストレス等の育児困難でのサポートサービスの利用も多い。産後の鬱も関わってくるので、できるだけストレスのケアやサポートをしてくれる所も必要。サポートサービスのその後が続くような、つながりが継続できること、孤立させないようにする事が大事。また、人の助けがあまり借りられない母子等もいるので、あまり条件を問わないような預け場所や、サポートをしてくれる所も検討してもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標

I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ホームスタート事業が開始され、親子の生活に寄り添った支援であり、ニーズがとてもある中で、スタッフ研修等の育成体制をしっかりと整え、スタッフに過度の負担がかかることなく、支援を必要とする人がスムーズに利用できるようなしてほしい。

・産後ケア事業について、産後ケアを本当に必要な産婦が事業を知らずに受けられなかったという話もあるので、専門的な支援やケアが本当に必要な妊産婦が受けられるように情報を発信してほしい。
この点について、本来は対象とはならない（産後鬱等の可能性はない）人が申込み・利用している例もあり、そのような利用が増える可能性があるために、広報を積極的にはできない状況ということだが、正確な情報をきちんと伝え、本当に必要な人が利用できるような体制を整えてほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

- ・人の目というのがとても大事。親も子も孤立しないようにそういったところに目が届くよう、しっかりと人員を配置し、連携をとってもらいたい。
- ・実績をみると、相当な相談件数となっている。関係部署とも適宜連携し、親子にとって切れ目のない支援をしてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・子どもが何か出来ないことがあると、もしかしたら発達障害ではないかと、とても悩んでしまう保護者もいる。子どもの成長のスピード等は、個人差が大きい部分もあるため、そういった点について正しい知識が得られるような機会も必要であると思う。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・待機児童の解消という観点から見れば、プランの現在の進捗は順調と評価できる。ただし、保育量の確保の一方で、保護者ニーズの多様化から求められるサービスは多岐に渡っており、時機に応じた対応をしていってほしい。

・また、沿線地域に公立保育所がないことなど、地域における公立、私立保育所の配置バランスについては、検討、配慮をしていってほしい。
新しい動きという観点からすれば、小学校の事例だが、北部地区の小学校の統廃合があった。現在人口が増えている中央部についてもしっかり検討していくべき。

・つくば市の公立幼稚園では4、5歳の保育の受け入れに加え、3歳児も受け入れてほしいという要望もよく聞く。令和4年4月から手代木南幼稚園、令和5年にも他の地区で受け入れを進めるということなので引き続きお願いしたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ 保育士への、処遇改善、就労促進助成金の効果については、県内の他市町村と比較しても人材確保に寄与していると評価できる。
しかし、数値から見れるのは保育士のみであり、幼稚園教諭への処遇改善も保育士と同様に進めていってほしい。

・ 現状、保育士、幼稚園教諭、公立、私立と各労働環境の平準化のためのデータ不足は否めないため、調査・研究を進めてほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ 幼・保・小それぞれが基としている指導要領、教育要領がそもそも違うということを理解し合うことが出発点であり、それがなくては連携強化を望むことはできない。
 また、教員への研修は継続して実施してほしいが、その研修の成果を保護者や子どもたちが実感できなければ研修の意味がなくなってしまう。
 園や学校として、連携強化に取り組んでいるということを保護者に伝わるよう努めることも大事ではないかと考える。
 各関連施設でしっかりと連携し進めていってほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・園や学校側と保護者の感じ方や捉え方の相違などデリケートな部分が多く、丁寧なケアが必要である。
近年、特に大変な分野であると感じており現場が活動しやすい環境作りを進めていってほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・つくばエクスプレス沿線開発等に伴う児童クラブの需要に対して、それに見合った人員の確保が困難な状況にある。平日午後の仕事なので兼業の方はいもとより専業主婦の方々も忙しい時間帯であり、また、子どものケガなどのトラブルのリスクも考えれば、仕事として敬遠されがちかとも思う。支援員としてどこに価値を見出すのか、行政だけではなく、我々市民も一緒に考えていく必要がある。

・担当課が、ホームページをはじめ大学の掲示板など工夫した募集をしている点は評価できる。今後は、インターン制度等を活用できないか。例えば大学と連携することで、人員の確保のみならず支援員の認知度の向上も期待できる。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・放課後子供教室は、人気があるので多くの回で申込時に列ができており、加えて、やむを得ないことだが、新型コロナウイルス感染症の問題で人数制限も行われている。早めに並ばないと参加できないとなると、家庭の事情で早く並べない子どもが毎回利用できないことになりかねないので、開催数を増やすのが難しいのであれば、例えば抽選にするなど配慮があると良い。

・保護者に対しての学びの場があってもよい。子どもを預けて終わりではなく、お母さんたちの学びまたはケアの場があればよいと思う。子どもたちと一緒に親が楽しめてもよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・事業としてまだ新しく認知が足りない部分があると思う。この事業は、一人も取り残さない環境づくりという素晴らしい理念に基づくとのことなので、事業の性質上大々的に広報しづらい面もあるかと思うが、子供たちの参加できる機会を逸させないために、工夫した広報活動を期待したい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・令和2年度だけで4箇所児童クラブを増築しており、児童クラブの定員拡大及び児童館機能の活用のための担当課の努力は評価できる。改善方針にもあるが、今後は学校の余裕教室なども視野に入れた定員拡充を期待したい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III 主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・発達障害の児童も対象に含まれるとのことだが、民間団体とのつながりをもう少し作っていただきたい。グレーゾーンのお子さんをサポートしている団体が小学校区ごと等であると思うので、そういった団体とつながりが出来ることで、連携したサポートが可能になるのではないかな。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・昔と違って外で遊ぶ機会が少なくなっていると思うので、プレイパークをはじめ子供がのびのび遊べる場所が多いと良いと思う。プレイパークを増やすにはプレイリーダーが増える必要があるので、その養成に期待したい。

・認知度という面で、たまにFacebook等で活動していることを見ることがあるが、もう少し広報があるとよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

目標	方針	事業 質問・意見		内容	回答	担当課	委員名	シートNo
Ⅱ	1	①	質問	公立幼稚園の定員充足率の低い原因は？ 本来、保育料は私立園よりかなり廉価であり文科省は幼稚園教育要領に基づいた幼児教育をしているはずであるが…	社会情勢の変化に伴い、保育時間や3歳保育など保護者のニーズが変化してきたこと、さらには令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されたこともあり公立幼稚園を利用する人数に比べ、私立幼稚園等を利用する人数が多くなっていることが考えられる。	学務課	橋本幸雄	7
				保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、市独自の処遇改善助成金が支給されているが、それぞれの職種別の該当者人数を教えてください。	【幼児保育課】 令和2年度年間の施設類型別交付決定者延べ人数 ①保育所・小規模保育施設(54施設)・・・671人 ②幼保連携型認定こども園(5施設)・・・69人 ③幼稚園型認定こども園(2施設)・・・29人 計769人	幼児保育課 教育総務課		8
		②	意見	公私立幼稚園の働き方改革を進める上で、公立園の教諭の意見だけでなく、私立園の内実も意見を求め把握して欲しい。保育園は公私立関係なく対応している様に見えるが。 保育園(所)と幼稚園では、行政の対応に格差があるのではないか。	【幼児保育課】 保育園につきましては、私立園と公立保育所が共同でつくば市の保育の質向上のために「つくば保育の質ガイドライン」の策定をはじめ、必要に応じて、公立保育所のマニュアル等を提供するなど、日常的に公私の情報交換を行っています 【教育総務課】 幼稚園の働き方改革を進める上で、公私で情報共有することは大切だと考えます。現在は実施していませんが、公立幼稚園長会と私立幼稚園長との懇談会の実施について検討していきます。	幼児保育課 教育総務課		8
	2	①	意見	こどもの非認知能力を向上させるための研修に保育士だけでなく、幼稚園教諭も参加させて欲しい。	幼稚園においても、市教育研究会幼児部会における研究指定園の研究発表会を実施し(昨年度は筑波幼稚園)、非認知能力の向上に向けた保育の在り方について研修する機会を設けている。	学び推進課		9
			意見	保幼小が連携を強化し、交流事業とあるが、交流の中に最も大切な教育要領(幼稚園等)指導要領(小学校)の相互の理解のため(何に基づいて、学びの指導がされているのか)学び合える勉強会や研修が必要であると思う。 まずは、ここから交流事業が始まると思います。それから、保育園(所)と幼稚園、こども園の保育・教育のカリキュラムの平準化を図るための研修会を設けて欲しい。	カリキュラムの平準化を図るための研修会として、平成28年より市内全保育所・幼稚園・小学校を対象とした「連携・接続のための研修会」を実施している。この研修では、幼児教育施設における保育内容や小学校における指導内容についての情報交換や、アブローチカリキュラム、スタートカリキュラム等の接続カリキュラムの作成・検討を実施している。昨年度は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合研修が実施できなかったが、今年度は状況をみながら実施方法について検討していく予定である。	学び推進課		9
			意見	幼児保育課では、「幼・保・小」となっているが、学び推進課では、「幼・小」となっている。 「幼・保・小」と統一が必要ではと思います。	茨城県教育委員会(茨城県教育庁総務企画部生涯学習課)では、「保幼小」を使用しているため、市教育委員会をはじめ市の担当課もこれに準ずる必要があると考える。	学び推進課		9
		②	意見	幼児保育課の発達が気になる子どもへの対応で、実績に対する課題等で「加配保育士等不足とあるが、必ず加配をつけるということが最善な方法ではないと思う。付けた場合と付けない場合のよし悪しを調査、研究の精査が必要なのは。これから増加傾向にある課題だと思います。	公立保育所におきましては、入所申請時に保護者様に記入頂く「児童の健康・発育状況調査票」や入所前面談等で、集団生活にサポートの必要な子どもに加配保育士を配置しております。ただ、厳しい財政状況のため、十分な加配保育士が確保できないことが課題となっております。 市としては、統括保育士等が各保育所を巡回するなどして、加配保育士の適正配置を進めるなど、サポートの必要な子どもの受入体制の整備を行っておりますが、それも不足解消する根本的な解決策ではありません。 現状では、保育中の事故等を考えると加配をつけない選択肢が取れない状況にあります。	幼児保育課		10
Ⅲ	1	①	意見	夏休み中における児童クラブ運営時の感染防止対策について、非常に懸念しています。 夏休み中に限らず、児童館は、児童クラブ員と一般来館の児童で、大変過密な状態になっています。 夏休み中は滞在時間も長時間になり、昼食やおやつなど、感染リスクの高い飲食の場面もあります。 現在は変異ウイルスにより、以前よりも感染力も強く、感染者も増えている状況です。 児童館は学校とは違い、低いテーブルで床に座って勉強や食事をしています。 アクリル板などの設置も見かけませんし、床に座ることで、手で床に触れることも多くなります。 支援員は、学校の先生のような強制力がないので、子ども達も油断しがちです。 クラスターが発生すれば、困る保護者も多くなります。 現在も感染防止のために、職員や支援員の皆さんも大変努力をされていると思いますが、夏休み中は、一部児童は学校の教室を利用するなど、過密にならない対策が必要ではないかと思っています。	夏休み中における新型コロナウイルスの感染防止対策については、熱中症対策を講じながら施設内の換気と消毒を徹底いたします。 また、昼食や学習時間など過密になりやすい状況下においては、変異株による感染リスクが高まっていることなどから、昨年度に増して一層の3密対策をとってまいります。 御意見いただきました学校の教室利用についても必要に応じて学校と連携してまいりたいと思います。 なお、参考となりますが、昨年度の夏休み中の対策としては、児童館等の施設内が密とならないように、利用人数の多い部屋には混雑していることを示す看板を設置して利用者への注意喚起を行ったほか、職員に対しては新型コロナウイルス感染症対策に配慮した運営指針を書面で周知し、実践いたしました。	こども育成課	浦里晴美	11
				つくばこどもの青い羽根学習会の活動はとても重要なものだと思います。コロナ禍で経済的困難な家庭が増えている可能性があり、またそうでなくても不登校の生徒にとっても行き場の一つになりうるため、より多くの児童、生徒、その親御さんに存在や利用方法を知っていただくための積極的な広報？について具体的な改善方法の検討が必要と思います。また、各学校でMS Teamsなどを用いた学習を準備され、インターネット環境の調査も行われています。この点についてもwifi環境の整備などここにすれば、サポートいただけるなどの取り組みも一案と思いました。	つくばこどもの青い羽根学習会については、現在、就学援助受給世帯や生活保護受給世帯を対象に、事業を行っており、対象者には4月当初、該当世帯に郵送で案内を送っているほか、就学援助支給時に、学校より案内をしています。また、ホームページや広報誌への掲載を行っています。対象世帯に該当しない児童においては、その子の背景などを鑑み、支援している場合もあります。このほか、R2年度より、こども未来支援員4名を新たに配置し、こどもの学習支援に関心の低い世帯(保護者)等に対して、各学校と連携を図りながら、一人でも多くの子どもたちを学習会につなげるよう、アウトリーチ支援を実施しています。Wi-Fi環境においては、教育局において市内全ての小中学生に対し、タブレットの貸出を開始し、Wi-Fi機器の貸出についても相談に応じています。	こども未来室		13

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン進捗状況に係る質問・意見一覧（追加分）

目標	方針	事業 質問・意見		内容	回答	担当課	委員名	シートNo
Ⅰ	2	③	質問	療育に対して各家庭に理解を深めるために、市で行っている取り組みがあれば知りたい。	【子育て相談室】 子育て相談室では、発達の遅れが気になる、療育の事業を利用したいなどの相談があった場合に関係各課、関係機関と連携し適切な支援につなぐ役割を担っていますが、広く市民に「療育」について情報発信する取り組みについては実施しておりません。 【障害福祉課】 特別支援教育推進室では、公立幼稚園の職員に対しての研修や臨床心理士による巡回相談等を実施し、発達障害等に関する知識の向上や支援が必要な児童を含めたクラスの運営方法等、職員の支援力の向上をはかっています。 また、保護者から子どもの発達について、周囲(クラスの保護者等)への伝え方等の御相談に応じ、伝達方法や内容等についてアドバイスをしています。	子育て相談室 障害福祉課	加藤文恵	6
			意見	療育を受けている子がいる家庭だけでなく周りの理解も必要だと感じました。 1人1人症状の違い、対応の違いがあるので一概には言えないが、知らないが故に起こってしまう、子ども同士、保護者同士のトラブルは避けられるのではないかと思います。 特に間口を広く設けている公立の幼稚園だからこそ、理解が深まるような情報発信がされても良いのではないかと思います。 療育に通っている事を知られたくない方が居るのも事実ですが、お互いに知識があれば避けられるトラブルもあるのではないかと思います。	【子育て相談室】 子育て相談室としては、広く理解を深めるような情報発信については予定はしていませんが、今後も個別の相談について、各機関と連携し、サービスの紹介や関係機関につないでいくなど対応していきます。 【障害福祉課】 市の児童発達支援事業(療育)を利用している児童については、普段通所している幼稚園・保育所と児童の支援方法等について連携を図っています。その中で児童の得意なこと、苦手なこと、理解できない行動をとってしまう理由などを先生方を通して、周囲の児童にも伝えていただき、療育を受けている児童への理解を促すことができるような支援もしていきたいと考えています。 また、幼稚園・保育所等の職員が市の児童発達支援事業を訪問し、担当している児童の療育の様子を視察することで、障害についての理解を深め、対応方法について具体的に知る機会を作っています。			
共通	共通	共通	意見	全事業を通じて、関わる人材の確保ときちんとした待遇を要望します。(関わる人材も育てないといけないと思います)	この会議を通し、関係課において、今後の参考とさせていただきます。(回答:こども政策課)	共通	金谷 弦	共通
Ⅱ	1	①	質問	保育人材確保、離職防止の為、既に退職なされた方の再雇用による人材確保も必要ではないでしょうか。(このことも保育人材の安定雇用にもつながるのでしょうか。)	退職者による再雇用は、すでに行われております。 (回答:こども政策課)	幼児保育課	鬼頭 聖	7
		②	質問	コロナ禍のもと、無症状感染者発生による休園の際の、緊急的な受け皿の拡充も検討した方がよいのではないのでしょうか。	保育園等において新型コロナウイルス陽性者が発生し休園となった場合、さらに他施設等への感染拡大の恐れがあるため、緊急的な受け皿は設定しておりません。	幼児保育課		8
	2	①	質問	研究学園地域等、今後の利用希望者増加を想定しての保育体制の拡充は可能でしょうか。 またコロナ禍におけるオンラインによるカリキュラムの保育支援の充実も必要ではないのでしょうか。	【幼児保育課】 子ども・子育て支援プランに基づき、利用希望の増加が見込まれる地域を中心に保育施設を整備しております。 オンラインによる保育支援については、その需要等を見極めて研究していきます。 【学び推進課】 幼稚園利用希望者の増加に向けた方策として、公立幼稚園(手代木南幼稚園 R4年度～)における3歳児保育実施準備を進めております。具体的には、各園の保育士と市教委によるプロジェクトチームを立ち上げ、教育課程の作成・検討を行っています。 オンラインによる保育支援に関しては、幼稚園におけるPC・ネットワーク整備に課題があり、困難な状況です。	幼児保育課 学び推進課	鬼頭 聖	9
		②	質問	相談件数が増加しているとのことですが、それに対応する職員数の拡充等を行っているのでしょうか。また子どもが教育・保育施設等での生活に適応できるよう支援していくとのことですが、教育・保育施設等の施設側も対応できるような体制となっているのでしょうか。	【障害福祉課】 相談に対応する職員については、必要に応じて計画的に増員をしています。 【幼児保育課】 民間保育園等に対しては「障害児保育事業費補助金」を支給し、加配保育士の人件費を補助することで保育環境の充実を図っております。 【特別支援教育推進室】 ・就学相談担当者は3年前に4名から7名に増員し対応しています。公立幼稚園については、巡回相談や園長面談等をおして幼児の実態を把握し、配慮や支援の必要な幼児が安全に集団生活が送れるよう、担任教師の補助を行う特別支援教育支援員を(各園の実情に応じて)配置しています。	障害福祉課 幼児保育課 特別支援教育推進室		10

母子保健衛生費国庫補助金の活用方法について

つくば市で活用している補助金は、以下のとおりです。

・妊娠・出産包括支援事業

「産後ケア事業」

退院後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

事業内容は、別紙のとおり。

「産婦健康診査事業」

産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

つくば市産後ケア事業

短期入所型産後ケア・通所型個別産後ケア

産後ケアの内容

産後の母体管理・生活面の指導
産婦の心理的ケア
乳児のケア
授乳、沐浴等の指導
発育・発達に関する相談
食事の提供

対象者の要件

つくば市に住民登録がある産後5か月未満のあかちゃんと
そのお母さんで家族等から家事・育児の支援が受けられず、
下記に該当する方

産後うつ等の心身の不調がある又は育児に対する強い不安等がある方
養育するにあたり、保健指導を受ける必要がある方

通所型集団産後ケア

産後ケアの内容

産後の母体管理・生活面の指導
産婦の心理的ケア
発育・発達に関する相談
仲間づくり
軽食の提供

対象者の要件

つくば市に住民登録がある産後12か月未満のお子さんとそのお母さんで、下記に該当する方

育児に対する強い不安や悩み等がある方
近くに支援者がおらず、日中、母と子のみで過ごすことが多い方
母親同士の少人数による交流を希望する方

利用可能な日数・費用

利用可能な日数

最大9日間利用できます。ただし、短期入所型産後ケア及び通所型個別産後ケアは、最大6日間となります。

費用

短期入所型：1泊5,000円（1泊追加につき3,000円）※多胎児加算：1人につき2,000円、1泊追加につき1,500円
通所型個別：1日2,500円 ※多胎児加算：1人につき1,000円
通所型集団：1日500円
※すべての産後ケアは、生活保護受給者・市民税非課税世帯の方の場合、自己負担が免除されます。

相談から利用決定までのながれ

1 利用の予約

母子保健コーディネーターと面接があります。健康増進課にご連絡ください。

2 面接・申請

母子健康手帳をお持ちください。つくば市産後ケア利用申込書をご提出ください。

3 審査・利用決定

申し込みの内容を審査します。利用が決定しましたら、健康増進課から利用施設に予約を取ります。
利用者の方につくば市産後ケア利用承認通知書を郵送いたします。

4 利用

つくば市産後ケア利用承認通知書を利用施設に提示してください。ご利用料金は当日、施設にお支払いください。

利用できる施設

施設名	住所	電話番号	産後ケアの種類
筑波学園病院	つくば市上横場 2573-1	029-836-1355	短期入所型産後ケア
国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	短期入所型産後ケア
なないろもあバースクリニック	つくば市西大沼 637-8	029-886-3541	短期入所型産後ケア 通所型個別・集団産後ケア
	通所型集団産後ケア日程 6月8日(火)、7月6日(火)、8月10日(火)、9月14日(火)		
ベビーヘルシー美薔	つくばみらい市南太田 500-1	0297-58-3708	通所型個別産後ケア
産前産後MWケア助産院ナカ・ヨシ	つくば市山木 359-2 2階	050-3591-7744	通所型個別産後ケア 通所型集団産後ケア
	通所型集団産後ケア日程 6月17日(木)、7月15日(木)、8月19日(木)、9月16日(木)		

注意事項

産後ケアのご利用いただく場合は、利用毎に申込書の提出が必要です。
申請から 1 週間程度のお時間を要するため、できるだけ早めに申込書を提出してください。
施設の空き状況により、ご希望に添えない場合もあることをご了承ください。
お子さんとお母さんともに医療的ケアが必要な場合は利用できません。

問合せ先

つくば市健康増進課
市役所 1 階 24 番窓口 母子保健係
電話番号：029-883-1111（代表）

協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称 つくばつなぐ保育園
 設 置 者 社会福祉法人筑波匠仁会 理事長 植木 匠
 設置予定地 つくば市西岡 232-1
 定 員 19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
 設置予定日 令和4年（2022年）4月1日



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称	みどりのはっぴー保育園
設 置 者	株式会社オンリーワン 代表取締役 金田 崇宏
設置予定地	つくばしみどりの中央 63-3
定 員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
設置予定日	令和4年（2022年）4月1日



令和 3 年（2021 年）8 月 5 日

こども部 こども政策課

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針

1 前提条件の整理

つくば市では、令和 2 年（2020 年）3 月に、「第 2 期子ども・子育て支援プラン」（以下、「プラン」という）を策定した。このプランでは、「つくば市未来構想」における人口ビジョンにより、令和 30 年（2048 年）に人口が約 29 万人のピークを迎えるとの推計値から、各年の 0 歳から 11 歳までの年齢ごとの人口を見込んでいる。教育・保育提供区域として北部・中央部・南部の 3 つのエリアを設定して、エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保方策を示し、待機児童の早期解消に向けて保育環境の整備を図ることを目指している。

今後も子育て世代を中心に人口増が見込まれるため、プランに基づき、人口の見込みと保育ニーズ調査から算出した保育の見込み量を勘案し、保育施設の新設や定員増を基本とした保育の確保量の拡充を図る。プランにおける保育の量において、中央部は令和 7 年までに 1,355 人増加する見込みのため、令和 2 年度から令和 6 年度末までに 36 か所の保育施設を整備し、受け皿の確保を目指す。

また、同じく令和 2 年（2020 年）3 月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、施設改善の基本的方向として、①新耐震基準適用後に建設された施設については長寿命化のための大規模な修繕で計画的な維持保全を図る、②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設については、長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修を施す、③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設については、建て替えと定めた。（表 1）

（表 1）市の公立保育所のエリアと耐震対策状況

	北部	中央部	南部
①	今鹿島保育所（築 36 年） 上郷保育所（築 35 年） 作岡保育所（築 31 年） 沼田保育所（築 27 年） 北条保育所（築 1 年）	桜南保育所（築 34 年） 大穂保育所（築 33 年） 二の宮保育所（築 32 年） 松代保育所（築 25 年） 真瀬保育所（築 6 年）	
②		竹園保育所（築 45 年） 並木保育所（築 44 年） 吾妻保育所（築 42 年） 手代木南保育所（築 41 年）	
③	小田（Iw 0.61/築 51 年）	上境（Is 0.07、Iw 0.81/築 47 年） 稲岡（Is 0.14/築 44 年） 上ノ室（Is 0.20 Iw 0.71/築 48 年） 上広岡（Iw 0.64、Is 0.23、/築 46 年） 上横場（Is 0.45/築 53 年）	岩崎（Iw 0.34/築 42 年） 高見原（Iw 0.52/築 44 年） 城山（Iw 0.79/築 43 年）

これら「プラン」と「基本方針」を受けて、公立保育所全体の今後の在り方を見据えながら、③の新耐震基準を満たしていなく早急に対応が必要な9施設については、速やかに着手し、良好な保育環境を確保するため方向性を示すものとする。

2 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする児童を保育する場所であり、そこではすべての児童の最善の利益のために、児童の健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、厚生労働省が定める「保育所保育指針」に基づき、保育を実施している。

つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「保育所保育方針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えている。

つくば市では、現在 23 か所の公立保育所の他に、70 か所の民間保育園により保育を行っている。

(表2) 市内の保育所(園)の現状

R3.4.1 現在

市内保育所(園)数	北部	中央部	南部	計
認可保育園	2	43	1	46
認定こども園	0	7	2	9
小規模保育所	0	15	0	15
小計	2	65	3	70
公立保育所	6	14	3	23
合計	8	79	6	93

3 公立保育所の役割

① 行政機関としての市保育行政の方向性に沿った保育の基準(スタンダード)の確立

実施される保育の取り組みは児童福祉法等に定める基準を満たし、これまで培ってきた保育の取り組みの維持・向上を図りながら、市内の保育施設における保育の基準を示している。

② 特別な配慮を必要とする児童への対応

待機児童の受入枠の確保の観点を考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組んでいる。

③ 地域子育て支援の拠点

地域交流事業や園庭開放事業等を実施し、保育所に入所していない児童が参加できるイベントを実施している。その際に保護者の育児相談を行うなど、保育施設等を利用していない子育て家庭に対して、公立保育所を利用した支援体制づくりに取り組んでいる。

④ 民間保育施設との連携・支援

保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、運営内容について適切な相談や支援を行っている。

⑤ 市内保育環境のセーフティネット

保育施設の空白地帯が発生する状況にならないよう様々な対策を行うことを前提に、万が一保育の実施が滞った際には、公立保育所全体で受入等の対応をしていく。

4 民間保育園の特徴

① 多種多様な保育サービス

運営主体や運営制度、施設、事業規模等により様々な保育施設が整備されているため、保育時間延長、一時預かり事業、病児病後児保育事業等、多様な保護者ニーズに対応ができる。

② 特別な配慮を必要とする児童への対応

公立保育所同様、待機児童の受入枠の確保の観点进行考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組み、多くの児童が入所している。なお、加配保育士を配置した場合、児童の障害の程度に応じて市独自の助成を行っている。

③ 地域子育て支援拠点としての機能

身近な子育て相談の場所として、保育園に併設する形等で拠点を設置し、子育てに必要な情報や親子が気軽に集えるスペースを提供している。(つくば市では現在8か所)。

④ 地域型保育事業者との連携・支援

地域型保育事業を行うにあたり、連携施設(幼稚園・認可保育園・認定こども園)が必要であるため、小規模保育事業者における保育内容の連携や卒園後の受け皿の役割を担っている。

⑤ 市の財政支出の軽減

公設公営の場合、建設費・運営費は利用料以外市の支出となる。一方民間の場合、建設費(国1/2、市1/4、事業者1/4)・運営費(国1/2、県1/4、市1/4)の補助があり、市の支出が軽減する。

5 新耐震基準を満たさない施設の整備方針(9保育所)

(1) 9保育所の整備に関する基本的な考え方

① 施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、Is値/Iw値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

・令和7年度末までを目途に整備し、移行を可能とする。

② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

・上ノ室保育所・上広岡保育所については、距離が近く規模的にも統合可能である。

・高見原保育所・城山保育所については、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っており、規模的にも統合可能である。

③ 近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

・小田保育所については、国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後のあり方について検討していく。

④ 公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

・上横場保育所については、上横場・谷田部・みどりの地区の児童が大半であるため、中央に位置する旧谷田部庁舎跡地も視野に入れ検討する。

・茎崎地区においては、幼稚園統合後の跡地を検討する。

⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

・つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないように茎崎地区の 1 か所を公設公営とする。

⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人（以下、法人という）による建設・運営を優先して検討する。

・上境保育所については、人口増が見込まれ、待機児童が発生している中根・金田台地区を含むエリアのため、法人の参入が期待できる。

・上ノ室保育所、上広岡保育所については、一定の人口維持が見込まれるエリアであり、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。

・稲岡保育所については、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。

・上横場保育所については、人口増の著しいみどりの地区の利用者が多く、上横場・谷田部地区も一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。

・高見原保育所・城山保育所については、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。

⑦ 9 保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(2) その他児童に関して配慮すべき事項

① 整備が完了するまで、児童の安全の確保を行いながら保育を継続する。

・建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していく。

・新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明した上で、既存保育所の新規入所を行う。

② 保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進めていく。

・現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していく。

（基本的には新設園で受け入れる）

(3) 9 保育所の整備方針及び整備スケジュール（案）

（表 3） 9 保育所の整備方針及び整備スケジュール案

保 育 所 名	Is 値 <i>Iw 値</i>	方針	R3	R4	R5	R6	R7	R8	定 員	在 籍 数
上境	Is0. 07 <i>Iw0. 81</i>	エリアで法人		公募	法人で建設	法人でスタート			60	42
稲岡	Is0. 14	エリアで法人			公募	法人で建設	法人でスタート		60	55
上ノ室	Is0. 20 <i>Iw0. 71</i>	統合しエリア で法人			公募	法人で建設	法人でスタート		60	44
上広岡	<i>Iw0. 64</i> Is0. 23								70	51
上横場	Is0. 45	エリアで法人				公募	法人で 建設	法 人 で ス タ ー ト	135	94
高見原	<i>Iw0. 52</i>	統合し高崎幼 稚園で法人			解体設計	高崎幼稚園 解体 公募	法人で 建設	法 人 で ス タ ー ト	60	63
城山	<i>Iw0. 79</i>								60	52
岩崎	<i>Iw0. 34</i>	岩崎幼稚園で 公立	岩崎幼へ移転 準備	岩 崎 幼 稚 園 解体・ 建設（リース）	公立でスタート				60	61
小田	<i>Iw0. 61</i>	国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後のあり方について検討していく。							60	29

（在籍数は令和 3 年 6 月 7 日時点）

〈参考〉

児童福祉法

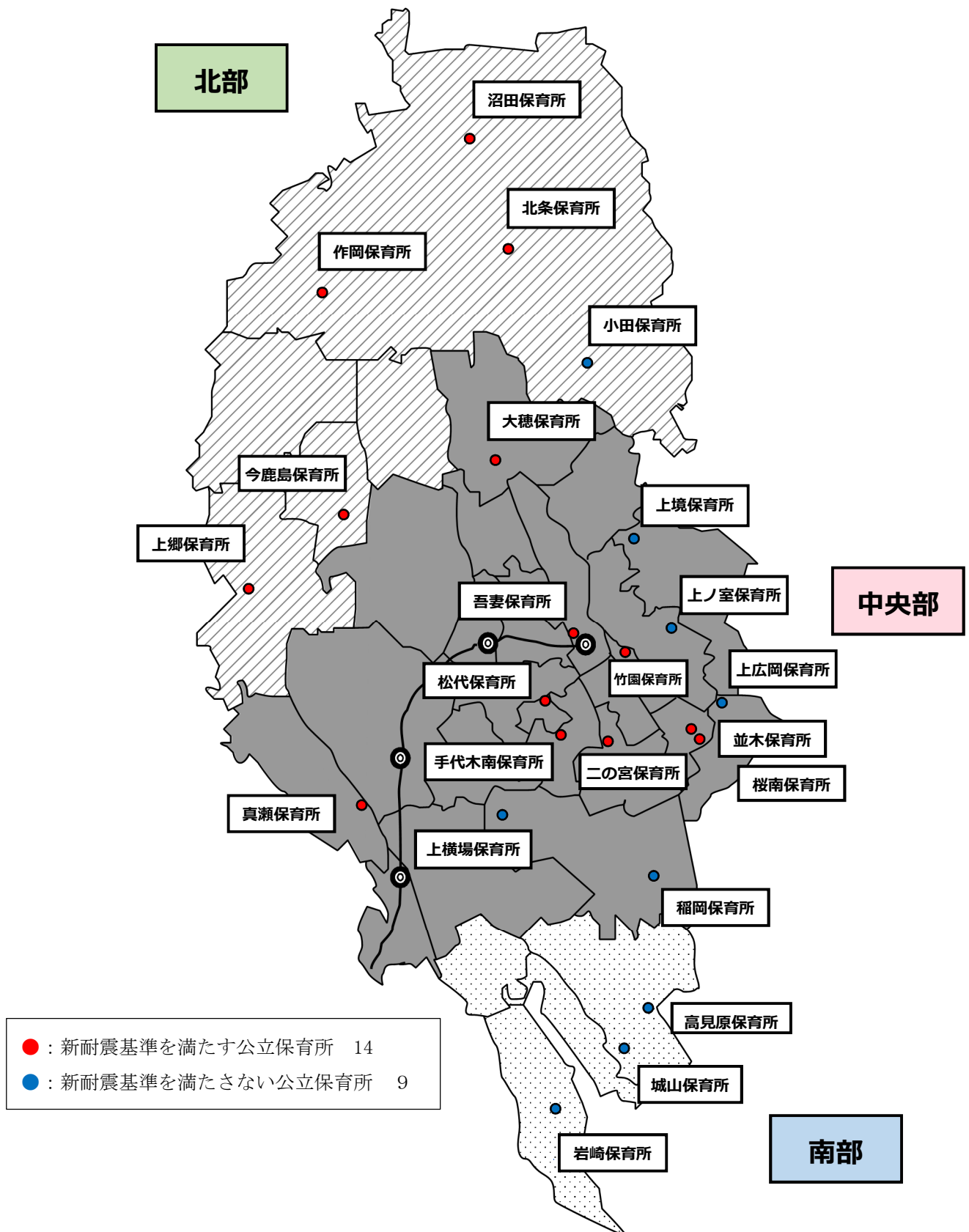
第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

新耐震基準

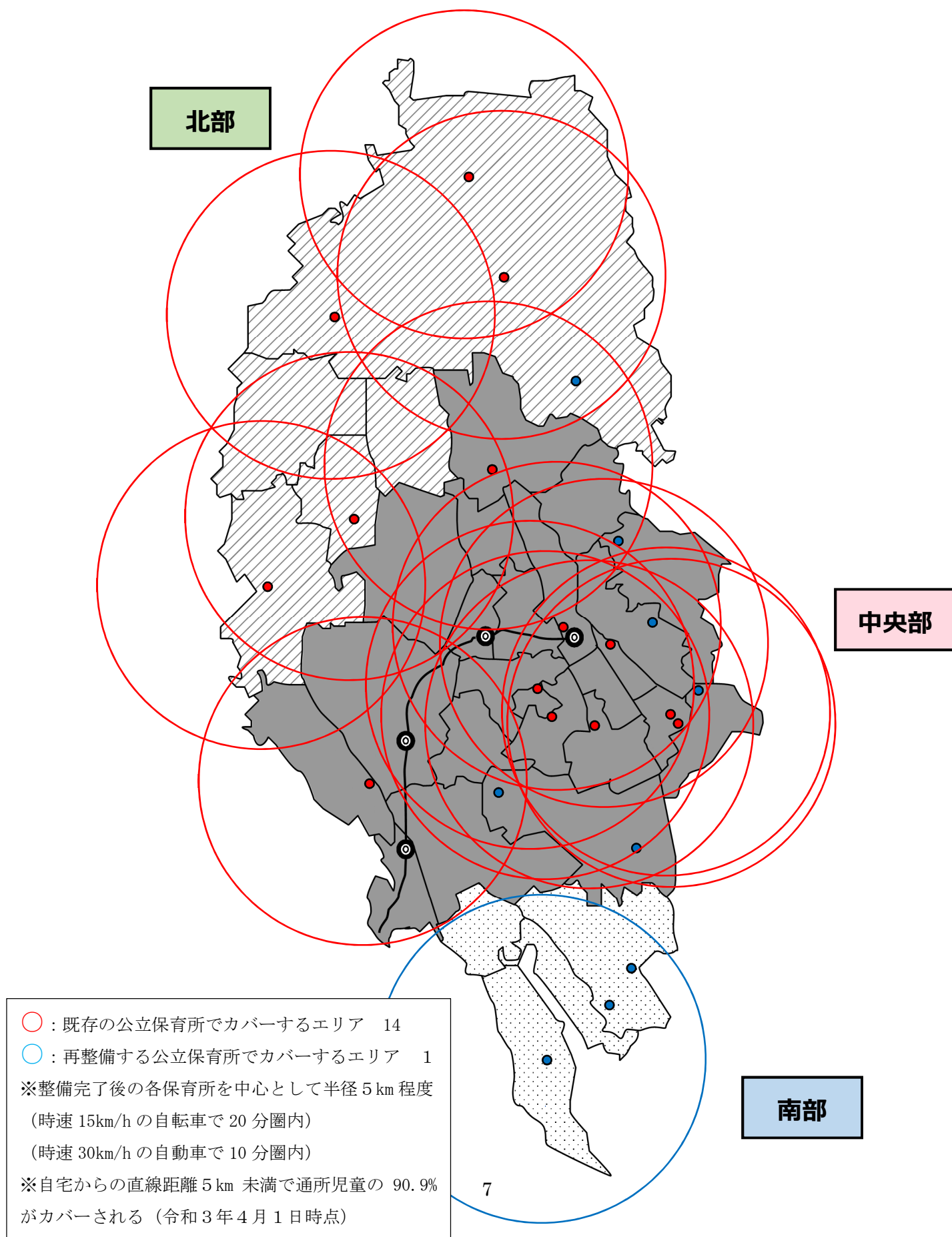
昭和 56 年の建築基準法改正で定められたものを新耐震基準という。

震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上

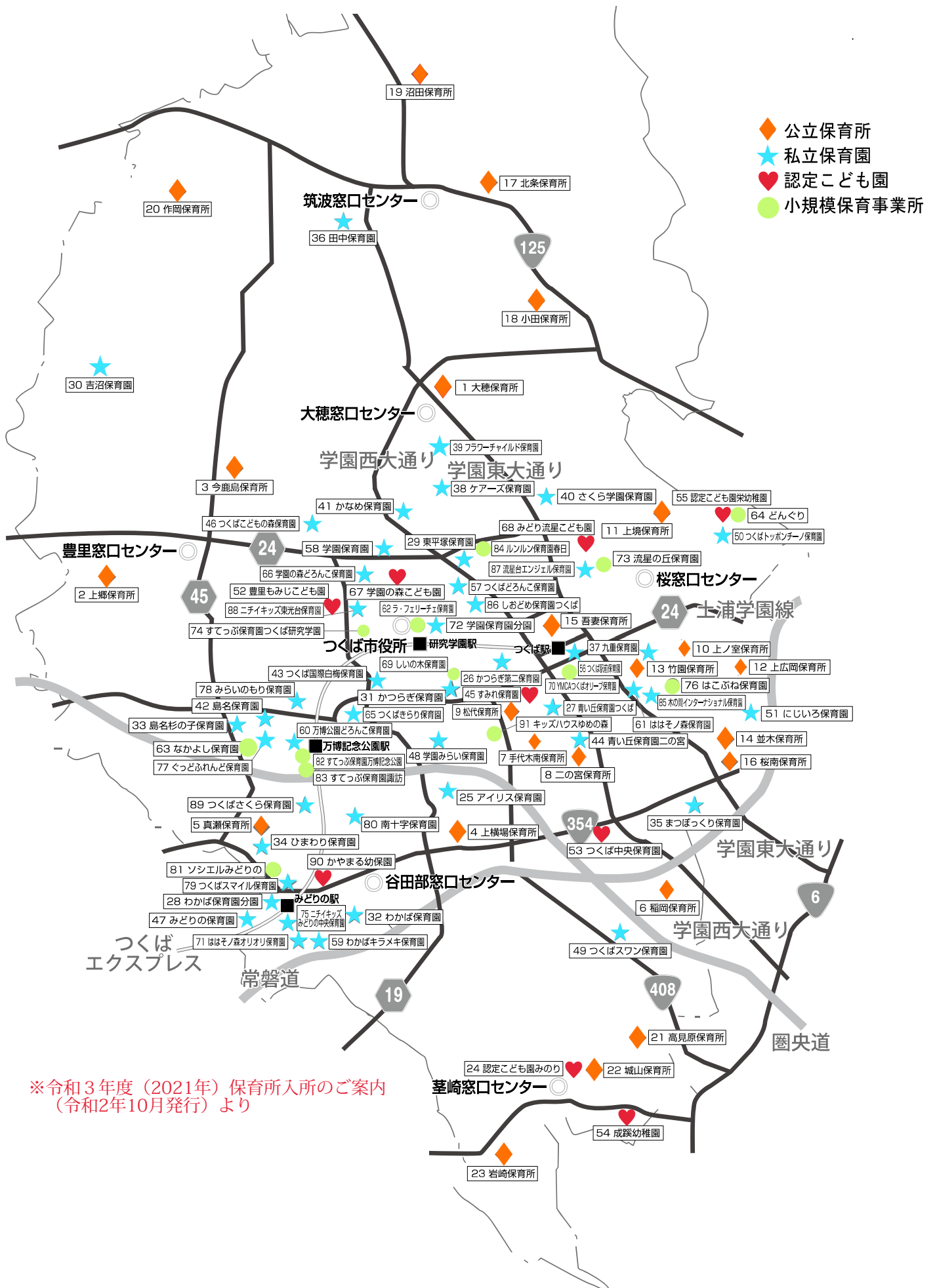
参考1 公立保育所の現状の配置



参考2 公立保育所の今後のカバーエリア



参考3 市内保育所等の配置



公立・民間保育施設一園あたりの支出額比較

(1) 運営に関する支出額比較

利用者数が概ね90人程度の公立・民間保育園の令和2年度決算見込み額の平均額を以下に示す。民間保育園は、国が定めている公定価格（施設の定員規模や地域により違いがある）により運営されており、支出割合は公定価格から国基準の利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、概ね国1/2、県1/4、市1/4である。なお、利用者負担額（保育料）については、入所者の所得によるため、同規模であっても差が生じる。また、補助金については、国庫補助、県補助、市単独補助と様々であり、支出割合もその補助金により変わる。

●公立保育所

単位：千円

事業費（人件費、需用費、修繕費等）	財源内訳			
	国	県	※保育料等	市
143,454	0	0	12,763	130,691

※副食費を含む（児童及び職員分）

●民間保育園

単位：千円

事業費		財源内訳			
		国	県	※保育料	市
運営費委託料	122,257	58,286	22,134	13,703	28,134
各種補助金	4,369	823	1,549	0	1,997
合 計	126,626	59,109	23,683	13,703	30,131

※民間保育園は直接徴収のため、副食費含まず

(2) 施設整備に関する支出額比較

公立保育所を建て替える場合には、国の補助はなく全額市支出となる。民間事業者の場合は、国の補助制度を活用することが可能であり、支出割合は、国1/2、市1/4、事業者1/4となる。（施設の規模に応じて補助金上限額あり）

支出額の参考事例として、以下の表に額を示す。なお、公設は令和元年度に建設した北条保育所の実績額、民設は定員90人の施設を3億円で建設した場合の仮の額である。

単位：千円

事業種別	事業費総額	財源内訳		
		国	市	事業者
公 設	301,759	0	301,759	—
民 設	300,000	※136,814	※68,407	※94,779

※90人定員の補助金上限額（特殊付帯設備、借地加算等有り）

※事業者負担額には、土地整地費用等の補助対象外経費を含む。

(3) 総括

90人規模の保育園を比較した場合、年間の運営費について、公立保育所の市支出額が約1億3千万円に対し、民間保育園は約3千万円であり、約1億円の差となる。また、施設整備費については、公設の市支出額が約3億円に対し、民設は約7千万円であり、約2億3千万円の差となる。仮に公設公営と民設民営の20年間の支出額を比較した場合、約22億4千万円の差となる。

単位：千円

	施設整備費	運営費（年間）	施設整備費及び 運営費（20年間）支出額
公設公営	301,759	130,691	2,915,579
民設民営	68,407	30,131	671,027
差額	233,352	100,560	2,244,552

9 保育所の整備方針及び整備スケジュール（案）

R3.8.5

		卒所する児童	H27（2015）年度 生まれ卒所	H28（2016）年度 生まれ卒所	H29（2017）年度 生まれ卒所	H30（2018）年度 生まれ卒所	H31（2019）年度 生まれ卒所	R2（2020）年度 生まれ卒所			
保育所名	Is値	方針	R3	R4	R5	R6	R7	R8	定員	在籍 数	
	Iw値										
上境	Is0.07	同じエリアで法人による建設・運営	全体スケジュールの保護者説明※1	保護者説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	41	
	Iw0.81										
稲岡	Is0.14			保護者説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	57	
上ノ室	Is0.20	2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営			保護者説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	47
	Iw0.71										
上広岡	Iw0.64									70	51
	Is0.23										
上横場	Is0.45	同じエリアで法人による建設・運営				保護者説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	135	93
高見原	Iw0.52	2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営				保護者説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	60	65
城山	Iw0.79									60	52
岩崎	Iw0.34	岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営		保護者説明※2	保育所建設（リース）	公立でスタート			60	62	
小田	Iw0.61		国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後の在り方について検討していく。						60	29	

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定

（在籍数は令和3年6月29日時点）

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画（案）作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

令和 3 年 3 月16日開催時の議会勉強会議員質問等に対する回答

番号	項目	議員発言要旨	執行部回答(カッコ内の数字は整備方針に記載のある項目番号)
1	整備の順番について	対象 9 か所の整備の順番は決まっているのか。	施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、Is値／lw値（建物の耐震性能を表すための指標）の低い順に整備していきます。 (5 (1) ①)
2	移行する場所について	移行する場所は決まっているのか。	運営を継続しながら、同時に早急に整備していく必要があるため、現敷地ではなく、他の場所で検討していきます。 (5 (1))
3	公表の時期について	整備のスケジュールや内容はいつ公表するのか。	現在作成中の「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」がまとまり次第、議会の全員協議会等を通して公表していきます。 個別計画の内容については、着手する施設から順次公表していきます。
4	周辺部の活性化との関係	周辺部の活性化（街の維持、高齢化対策など）に関係する全庁での検討はしたか。	庁内関係部署で情報共有し、公共施設などの跡地の利活用や周辺部の活性化等の協議を行っています。 (5 (1) ④⑤)
5	民間の応募がない場合の考え方	周辺部では民間は経営の見込みが立ちにくいと進出しにくいのではないか。 応募がない場合、公設公営で建て替えるのか。 応募がなくても統廃合は進めるのか。	中央部や南部エリアでは、エリアへの進出について前向きな法人の声もあり、必要に応じて統廃合することで法人の参入が期待できると考えています。 応募がなかった場合は、公立としての建て替えも含め検討していきます。 なお、南部エリアの公立保育所の空白地帯を避けるため、1 か所を公設公営で進めていきたいと考えています。 (5 (1) ②③⑤⑥)

番号	項目	議員発言要旨	執行部回答(カッコ内の数字は整備方針に記載のある項目番号)
6	保育内容について	特別な配慮を必要とする児童への対応について民間はどんな対応なのか。	特別な配慮が必要な児童について、民間保育園でも多くの児童が入所しています。 入所申し込み時に児童の健康及び発育状況の申告を受け、内定後は各施設において、面談と健康診断を行い入所の可否、加配保育士の必要性を判断しています。 なお、加配保育士を配置した場合、児童の障害の程度に応じて市独自の助成を行っています。 また、市では、令和5年度中に開設を予定している児童発達支援センター等において、民間保育園を含めた保育所への巡回相談等の地域支援を行っていく予定です。
		公立より私立の方がクレームが多いのでは。 幼児保育課への相談件数の官民の比率は。	これまでの相談件数の割合は、公立23園のうち7園(30%)、私立60園のうち18園(30%)で、ほぼ同じとなっています。
		公立で担保してきた保育の質(例：1:6ではなく1:4保育)が担保できなくなるのでは。	つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「国が定める保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズにえています。 保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、法人に対して運営内容について適切な相談や支援を行っていきます。 (2、3④)
7	児童や保護者への配慮	途中で保育所が変わるのは子供も保護者もストレスが大きい。 募集はいつまで続けるのか。	保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進め、整備が完了するまで、児童の安心と安全の確保を行いながら保育を継続します。 子供・保護者のコミュニティがなるべく変わらないように、基本的には新設園で受け入れる予定ですが、現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していきます。 (5(2))
		保護者は費用的メリットだけでは納得できないと思う。	

番号	項目	議員発言要旨	執行部回答(カッコ内の数字は整備方針に記載のある項目番号)
8	公立保育所職員への配慮	対象9か所の職員へも早い時期に丁寧な説明をお願いしたい。	正職員、会計年度職員にかかわらず直接関わることなので、順次、丁寧な説明を行っていきます。
		公立の所長に説明する際は議会(常任委員会)にも報告してほしい。	適宜、文教福祉常任委員会に報告します。
9	法人、民間保育園等への説明	民間保育園から公立存続の声が出ているので、法人に移管することの説明をしっかり行ってほしい。	子ども・子育て会議や民間保育園等園長会議等を通して、法人と緊密に協議しながら対応していきます。
		幼児数が減った場合の市の考えを丁寧にしてほしい。	
		公立から民設民営へ移行して、この先幼児数が減るなど経営難・存続が厳しくなった際の市の対策・考えを検討しているか。	指定エリア等の諸条件を提示したうえで公募を行い、保育所運営に関する相談等を受けていきます。
10	基本方針の考え方	つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(R2.3月策定)(建て替え)と今回の方針(統廃合も含め)とで方向性が変わったことをわかりやすく説明してほしい。	将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所については統合を検討しました。 また、小田保育所については今後のあり方について検討していくこととしました。 (5(1)②③)
11	長寿命化の費用	対象9か所以外の保育所の長寿命化改修費用も示してほしい。	概算ですが、1か所約2,000万円、14か所で約2億8,000万円と見込んでいます。

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針に関するQ&A

	Q	A
1	なぜ、公立保育所を民間に移行するのですか。	つくば市は、人口増加に伴い、保育ニーズも多様化しています。そのような中で、新耐震基準を満たしていない9保育所には早期の対応が必要です。利用者の安全性を最優先し、短期間で整備を完了するためには、国等の補助がある民間保育園による建設・運営を検討し、効果的・効率的な行政運営を行うことで、保育サービスを充実していくことが重要だと考えました。
2	民間への子どもの移行はどのように行うのですか。	移行対象の公立保育所から移行後の民間保育園の開園に合わせて、移行するお子さんについては、継続入所として取り扱います。他の保育所への転所を希望する場合には加点等の配慮を検討しています。 移行前に他の保育所への転所を希望する場合は、通常の途中入所申し込みや転所申し込みと同様の取り扱いと考えています。
3	途中で保育所が変わるのは、子どもにとって負担になるのではありませんか。	移行する法人が決まったら、引き継ぎ保育等を予定しています。移行する前の一定期間、公立保育所の保育士と移行先法人の保育士が合同で保育を行うなど、保育環境を変えない工夫をし、お子さんへの負担をできるだけ与えないよう配慮していきます。
4	民間保育園と公立保育所では、保育内容が違ってくるのではありませんか。	つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「国が定める保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズにこたえています。 保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、法人に対して運営内容について統括保育士等が出向き、適切な相談や支援を行っていきます。

	Q	A
5	民間になっても、公立の保育所と同様に配慮を必要とする子どもを受け入れたり、加配保育士を配置できますか。	現在入所しているお子さんについては民間移行後も受け入れるようにします。 また、集団保育が可能な配慮を必要とするお子さんを受け入れることを公募の条件とする予定です。 現在、民間保育園が加配保育士を配置した場合、お子さんの障害の程度に応じて市独自の助成を行っています。 今後も、民間保育園への助成金の増額等を検討し、民間保育園での配慮の必要なお子さんの受け入れ環境を充実させていきたいと考えています。
6	民間になると、保護者の負担する費用が増えるのではないですか。	認可保育園の保育料は、保護者の所得等に応じて市が決定し市が徴収するため、公立と民間で保育料に変わりはありませんが、教材費などの費用が新たに発生する可能性があります。
7	移行先の法人はどのように決めるのですか。	一定期間の保育実績を条件に加えて公募により募集し、選定委員会で審査のうえ決定となる予定です。
8	移行先の法人はいつ頃決まりますか。	例えば、令和6年4月に開園を予定する場合、開園約2年前の令和4年8月頃に法人を公募し、同年11月頃に決定するのが基本的なスケジュールです。 移行する法人が決まった際には、保護者への説明会を行います。
9	公募した結果、民間参入業者がいなかった場合は、公立のままですか。	民間の応募がなかった場合には、その時点で、公立としての建て替えも含めて再検討していきます。
10	今ある保育所とは別の場所に建て替えるのですか。	現保育所の園庭部分での新園舎建設は園庭の利用が制限され、保育に影響が出ます。また、仮設園舎建設と既存園舎解体のための期間と費用がかかるため、別の場所への建て替えを考えています。
11	保育所の名前は変わるのですか。	保育園の名称は新たに運営する法人が決めることになります。
12	他の公立保育所への転所はできますか。	移行後の民間保育園の開園に合わせて、他の公立保育所への転所を希望する方には、転所の決定にあたって加点等の配慮をします。

	Q	A
13	新耐震基準を満たしていないということだが、子どもが生活していて危険ではないですか。	平成29年度に、耐震診断結果報告書で指摘を受けた不良箇所のうち、簡易かつ応急的な修繕が可能な部分について、各施設1か所の修繕工事を実施しました。
14	新耐震基準を満たしていないのならば、すぐに転所したいのですが。	対象9施設に約500名のお子さんが在籍しており、対象者に加点等をし、一斉に転所の希望が出た場合、新規の入所希望者等の入所枠を圧迫し、大量の待機児童を発生させる可能性があるため、現時点では、通常の転所と同様の取り扱いと考えています。 なお、民間保育園の開園する移行時には、対象の公立保育所のお子さんが希望園に入園できるよう加点等の配慮をします。
15	保護者や地域への説明会はいつ行いますか。	9保育所の保護者への説明会を8月上旬頃までに行います。その後保育所ごとの個別整備計画策定時、移行法人の決定時、移行の前年など複数回行います。その他、状況に応じて情報の提供等を行いたいと考えます。 また、各地域にも、状況に応じて説明会を行います。
16	公立保育所が民間に移行された場合、公立保育所の保育士はどのようにになりますか。	正職員は、人事異動により他の公立保育所に配置します。会計年度任用職員は、適正に配置します。 会計年度任用職員に関して、希望する場合には、引き続き移行後の民間保育園で働くことができるよう、移行先法人に配慮を求めます。民間保育園を希望しない場合には、公立保育所への配置等について配慮します。
17	民間だと保育士や看護師の数が減るのではありませんか。	保育士や看護師の数は、子どもの年齢や人数によって国の配置基準が定められているため、必要な保育士や看護師の数は、公立・民間で変わりません。
18	市には、全部で23の公立保育所があるということだが、9保育所以外も今後民間に移行するのですか。	他の保育所については、長寿命化のための大規模な修繕や必要に応じた改修等を施しながら使用していく予定です。
19	岩崎保育所は現在0歳児は受け入れていませんが、建て替え後はどうなりますか。	0歳児の受け入れをしていきます。
20	小田保育所は、史跡エリアであり建て替えが不可であるためどうしていくのですか。	地域の状況等を考慮しながら、検討していきます。

令和3年(2021年)8月5日

こども部こども政策課

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針（案）
説明会実施状況

1 会計年度任用職員向け説明会（於：つくば市役所）

月 日	時 間	参加者数
7月16日（金）	13：30～14：15	7人
	18：30～19：30	25人
7月17日（土）	10：00～10：40	10人

【主な質問・意見】

- ・民間園に移る子どもの不安解消のためには、一緒に移った方がよいと思うのと公立で働き続けたいのと半々の思いである。
- ・今のまま公立保育所で働きたいが、民間に移行して公立保育所の数や公立に在籍する子どもの数が減って、会計年度任用職員の数も減らされるのではないか。
- ・会計年度職員になって、臨時職員の時よりも処遇（給与やボーナス）が良くなったばかりなのに、民間では、職員の待遇にばらつきがある。移行後、市はどこまで民間に指導できるのか。
- ・調理員など保育士資格のない会計年度任用職員も民間で働くことができるのか。
- ・園舎が古く修繕が必要な箇所も多いが、修繕はしてもらえるのか。

2 保護者会役員向け説明会（於：つくば市役所）

月 日	時 間	参 加 者 数	
		会 場	オンライン
7月17日（土）	13：30～14：30	3人	4人
7月21日（水）	18：30～19：20	7人	3人

【主な質問・意見】

- ・耐震基準が足りていないことが分かった後に対策はしたのか。建物の安全性は保たれているのか。
- ・公立保育所のままでいたい、必ず公立に移れるか。
- ・転所の場合の取り扱いについて。
- ・法人は必ず応募してくるのか。
- ・民間になることで変わることの心配。（給食、制服などの費用）
- ・市の費用負担が軽減することは保護者にどう関係するのか。
- ・このスケジュールは決まったものなのか。

3 保護者説明会

保育所名	月 日	開催時間	参 加 者 数	
			会 場	オンライン
上横場	7月29日(木)	17:30~18:10	11人	10人
稲岡	7月30日(金)	17:00~18:10	16人	5人
城山	7月30日(金)	17:00~17:40	4人	0人
上境	7月31日(土)	10:00~11:10	7人	5人
上広岡	7月31日(土)	10:00~11:00	12人	6人
上ノ室	7月31日(土)	13:30~14:30	10人	5人
高見原	8月2日(月)	17:00~17:40	15人	1人
小田	8月2日(月)	17:00~17:50	11人	2人
岩崎	8月10日(火)	18:00~	未	未

【主な質問・意見】

① 方針について

- ・この方針案は、保護者意見によって変更があるのか、決定事項なのか。
- ・法人の応募が無かった場合のスケジュールは想定しているか。
- ・この計画だと二の宮から岩崎までの間に公立保育所がなくなるので、稲岡あたりに残してほしい

② 施設について

- ・修繕したことで耐震を満たしているのか。
- ・児童の安全確保を一番に考えてほしい。

③ 民間移行について

- ・合同保育の期間はどれ位なのか。
- ・候補用地は決まっているのか。
- ・定員の変更はあるのか。(現在は60人定員でアットホームなのがよい)
- ・スタンダードな保育が良くて公立に入れている。過剰なサービスはいらない。
- ・加点により、希望の園に入れるのか。
- ・加配保育はどうなるのか。
- ・小田保育所については、いつ方針が決まるのかはっきりしてほしい。
- ・民間保育園移行時の親の費用的な負担

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針(案)

1 経 緯

現在、つくば市の公立保育所 23 か所のうち 9 か所の施設が新耐震基準を満たしておりません。これまで施設の老朽化に対する修繕等を行ってきましたが、安全性を確保するために早期の対応が必要であり、施設整備を行います。今回、施設整備に関するスケジュール案を検討したため、お知らせします。

◆新耐震基準を満たしていない 9 保育所

- ・上境保育所 (ls 0.07、lw 0.81/築 47 年)
- ・稲岡保育所 (ls 0.14/築 44 年)
- ・上ノ室保育所 (ls 0.20 lw 0.71/築 48 年)
- ・上広岡保育所 (lw 0.64、ls 0.23/築 46 年)
- ・上横場保育所 (ls 0.45/築 53 年)
- ・岩崎保育所 (lw 0.34/築 42 年)
- ・高見原保育所 (lw 0.52/築 44 年)
- ・城山保育所 (lw 0.79/築 43 年)
- ・小田保育所 (lw 0.61/築 51 年)

➤ 新耐震基準とは・・・

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で ls 値(鉄骨等)と lw 値(木造建築物)で表します。

震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls 値で 0.6 以上、lw 値で 1.0 以上です。

2 施設整備に際する大前提（児童への影響や保護者の不安への配慮）

- ① 整備が完了するまでは、児童の安全確保を行いながら保育を継続します。
 - 建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していきます。
 - 新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明したうえで、既存保育所の新規入所を行います。
- ② 保護者や地域へ丁寧な説明（※）を行いながら整備を進めていきます。
 - 現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していきます。
 - なお、移行に際しては、公立保育所職員と、移行先の園職員による引継ぎ保育等を行い、保育環境の変化による児童への影響をできる限り軽減できるよう検討をしていきます。

※「4」のスケジュール案の通り、整備の進捗段階に応じて説明会を実施します。

3 9保育所整備に関する基本的な考え方

- ① 安全性を最優先に考え、ls 値/lw 値の低い順に整備します。
整備スケジュール案は「4」のとおりです。
- ② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討します。
- ③ 近隣の公立保育所で児童の受け入れが可能な場合は、該当の保育所の休所も視野に入れます。
- ④ 公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合は積極的に活用します。
- ⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら整備し、つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないよう荊崎地区の1か所を公立とします。
- ⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、立地条件や周辺の保育需要等を勘案し、民間の参入が見込まれる保育所については、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討します。
- ⑦ 9保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別事情をより詳細に検討した個別整備計画を作成します。

4 9 保育所の整備方針及び整備スケジュール (案)

保育所名	Is値	方針	H27 (2015) 年度 生まれ卒所	R3	R4	R5	H29 (2017) 年度 生まれ卒所	H30 (2018) 年度 生まれ卒所	R6	R7	R8	定員	在籍 数	
	lw値													
上境	Is0.07	同じエリアで法人による建設・運営	保護者説明※2	保護者説明	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	法人で運営スタート	法人で運営スタート	60	41	
	lw0.81													
稲岡	Is0.14	同じエリアで法人による建設・運営			保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	法人で運営スタート	法人で運営スタート	60	57	
	Is0.20													
上ノ室	lw0.71	2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営			保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	法人で運営スタート	法人で運営スタート	60	47	
	lw0.64													
上広岡	Is0.23											70	51	
	Is0.45													
上横場	Is0.45	同じエリアで法人による建設・運営				保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	135	93	
	lw0.52													
高見原	lw0.52	2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営				保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	60	65	
	lw0.79													
城山	lw0.79											60	52	
	lw0.34													
岩崎	lw0.34	岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営			保護者説明※2	保育所建設(リース)	公立でスタート					60	62	
	lw0.61													
小田	lw0.61		国指定の史跡エリアであり建て替えが不可欠であるため、今後の在り方について検討していく。										60	29

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定 (在籍数は令和3年6月29日時点)

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画(案)作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

5 整備する施設の公立と民間のバランスについて

公立保育所と民間保育施設は、それぞれの特色をいかし質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えています。

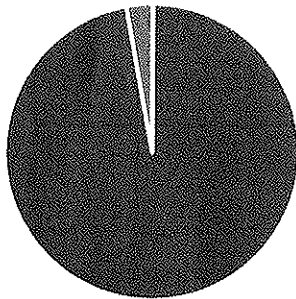
その中でも、公立保育所は市の保育行政の方向性に沿って、保育の基準を示すとともに、保育施設の空白地帯が発生しないようにする役割があります。

一方、民間保育施設は、保護者ニーズに対応した多種多様な保育サービスを実施しています。

このため、児童の安全性を最優先に考え、保護者のニーズを踏まえつつ短期間で整備を完了させるために、保育実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を検討しています。検討にあたっては、つくば市全域で公立保育所の空白地帯が生じないようにしています。

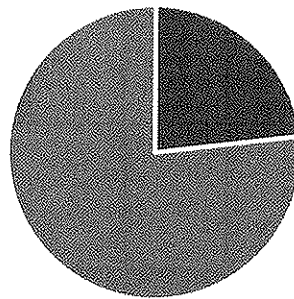
なお、公立保育所の場合、建設・運営費は利用者負担額（保育料）以外市の支出ですが、民間が建設・運営する場合には国等の補助があります。そのため、例えば定員90人規模の保育施設では、1園あたり建設費が約2億3千万円、運営費が年間約1億円、市の支出が少なくなります。

公立保育所にかかる費用の負担割合



■ 市 ■ その他

民間保育園にかかる費用の負担割合

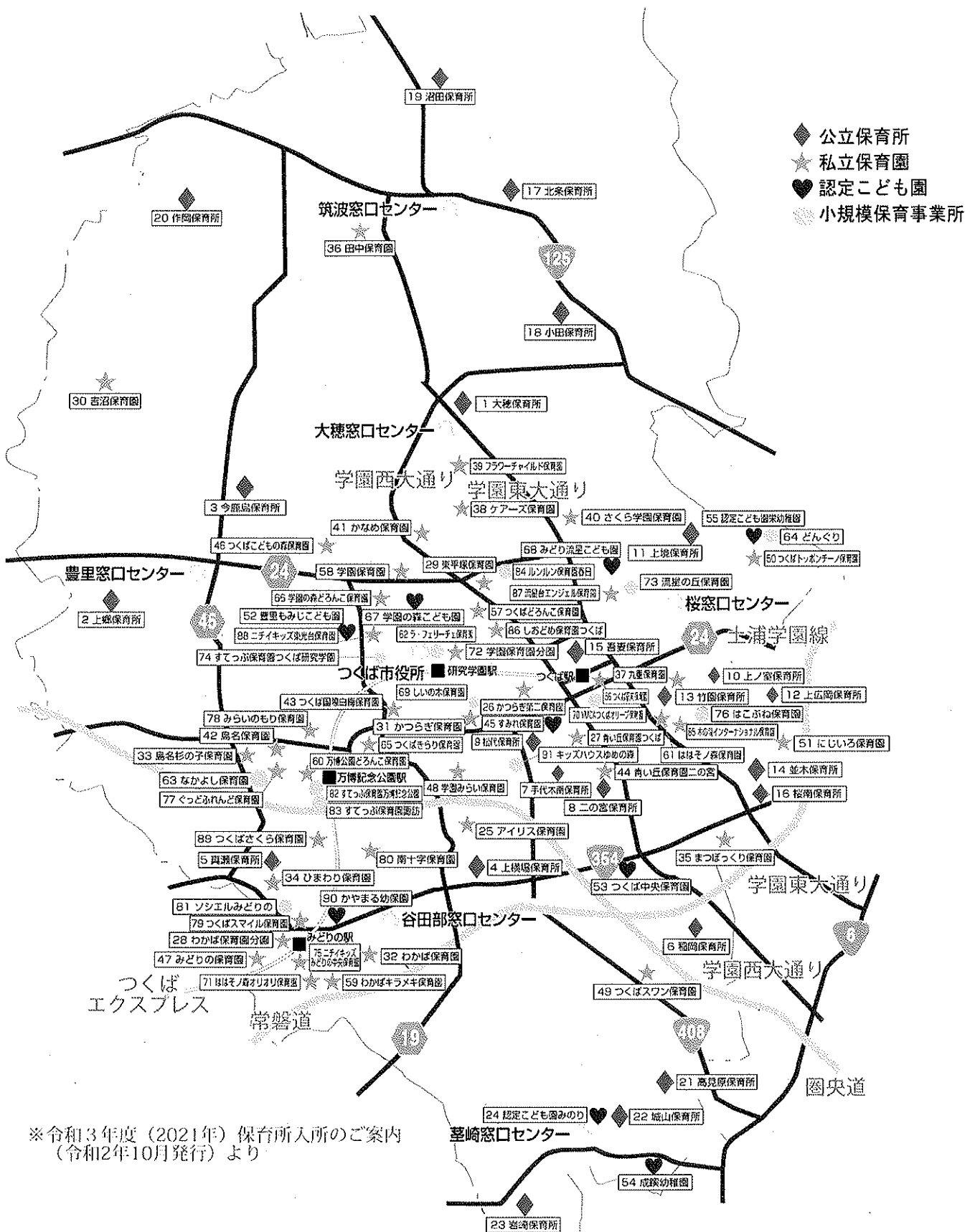


■ 市 ■ その他

9 保育所の整備についてご不明な点に関するお問い合わせは、下記にて随時お受けいたします。

つくば市こども部こども政策課政策係
TEL (029)883-1111 内線1522、1524
E-mail wef043@city.tsukuba.lg.jp

市内保育所等の配置



※令和3年度（2021年）保育所入所のご案内
（令和2年10月発行）より

令和3年(2021年)8月5日
こども部こども政策課

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針に関するQ&A

	Q	A
1	なぜ、公立保育所を民間に移行するのですか。	つくば市は、人口増加に伴い、保育ニーズも多様化しています。そのような中で、新耐震基準を満たしていない9保育所には早期の対応が必要です。利用者の安全性を最優先し、短期間で整備を完了するためには、国等の補助がある民間保育園による建設・運営を検討し、効果的・効率的な行政運営を行うことで、保育サービスを充実していくことが重要だと考えました。
2	民間への子どもの移行はどのように行うのですか。	移行対象の公立保育所から移行後の民間保育園の開園に合わせて、移行するお子さんについては、継続入所として取り扱います。他の保育所への転所を希望する場合には加算等の配慮を検討しています。 移行前に他の保育所への転所を希望する場合は、通常の途中入所申し込みや転所申し込みと同様の取り扱いと考えています。
3	途中で保育所が変わるのは、子どもにとって負担になるのでしょうか。	移行する法人が決まったら、引き継ぎ保育等を予定しています。移行する前の一定期間、公立保育所の保育士と移行先法人の保育士が合同で保育を行うなど、保育環境を変えない工夫をし、お子さんへの負担をできるだけ与えないよう配慮していきます。
4	民間保育園と公立保育所では、保育内容が違ってくるのでしょうか。	つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「国が定める保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズにこたえています。 保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、法人に対して運営内容について統括保育士等が出向き、適切な相談や支援を行っていきます。

	Q	A
5	民間になっても、公立の保育所と同様に配慮を必要とする子どもを受け入れたり、加配保育士を配置できますか。	現在入所しているお子さんについては民間移行後も受け入れるようにします。 また、集団保育が可能な配慮を必要とするお子さんを受け入れることを公募の条件とする予定です。 現在、民間保育園が加配保育士を配置した場合、お子さんの障害の程度に応じて市独自の助成を行っています。 今後も、民間保育園への助成金の増額等を検討し、民間保育園での配慮の必要なお子さんの受け入れ環境を充実させていきたいと考えています。
6	民間になると、保護者の負担する費用が増えるのではないですか。	認可保育園の保育料は、保護者の所得等に応じて市が決定し市が徴収するため、公立と民間で保育料に変わりはありませんが、教材費などの費用が新たに発生する可能性があります。
7	移行先の法人はどのように決めるのですか。	一定期間の保育実績を条件に加えて公募により募集し、選定委員会で審査のうえ決定となる予定です。
8	移行先の法人はいつ頃決まりますか。	例えば、令和6年4月に開園を予定する場合、開園約2年前の令和4年8月頃に法人を公募し、同年11月頃に決定するのが基本的なスケジュールです。 移行する法人が決まった際には、保護者への説明会を行います。
9	公募した結果、民間参入業者がいなかった場合は、公立のままですか。	民間の応募がなかった場合には、その時点で、公立としての建て替えも含めて再検討していきます。
10	今ある保育所とは別の場所に建て替えるのですか。	現保育所の園庭部分での新園舎建設は園庭の利用が制限され、保育に影響が出ます。また、仮設園舎建設と既存園舎解体のための期間と費用がかかるため、別の場所への建て替えを考えています。
11	保育所の名前は変わるのですか。	保育園の名称は新たに運営する法人が決めることになります。
12	他の公立保育所への転所はできますか。	移行後の民間保育園の開園に合わせて、他の公立保育所への転所を希望する方には、転所の決定にあたって加点等の配慮をします。

	Q	A
13	新耐震基準を満たしていないということだが、子どもが生活していて危険ではないですか。	平成29年度に、耐震診断結果報告書で指摘を受けた不良箇所のうち、簡易かつ応急的な修繕が可能な部分について、各施設1か所の修繕工事を実施しました。
14	新耐震基準を満たしていないのならば、すぐに転所したいのですが。	対象9施設に約500名のお子さんが在籍しており、対象者に加点等をし、一斉に転所の希望が出た場合、新規の入所希望者等の入所枠を圧迫し、大量の待機児童を発生させる可能性があるため、現時点では、通常の転所と同様の取り扱いと考えています。 なお、民間保育園の開園する移行時には、対象の公立保育所のお子さんが希望園に入園できるよう加点等の配慮をします。
15	保護者や地域への説明会はいつ行いますか。	9保育所の保護者への説明会を8月上旬頃までに行います。その後保育所ごとの個別整備計画策定時、移行法人の決定時、移行の前年など複数回行います。その他、状況に応じて情報の提供等を行いたいと考えます。 また、各地域にも、状況に応じて説明会を行います。
16	公立保育所が民間に移行された場合、公立保育所の保育士はどのようにになりますか。	正職員は、人事異動により他の公立保育所に配置します。会計年度任用職員は、適正に配置します。 会計年度任用職員に関して、希望する場合には、引き続き移行後の民間保育園で働くことができるよう、移行先法人に配慮を求めます。民間保育園を希望しない場合には、公立保育所への配置等について配慮します。
17	民間だと保育士や看護師の数が減るのではありませんか。	保育士や看護師の数は、子どもの年齢や人数によって国の配置基準が定められているため、必要な保育士や看護師の数は、公立・民間で変わりません。
18	市には、全部で23の公立保育所があるということだが、9保育所以外も今後民間に移行するのですか。	他の保育所については、長寿命化のための大規模な修繕や必要に応じた改修等を施しながら使用していく予定です。
19	岩崎保育所は現在0歳児は受け入れていませんが、建て替え後はどうなりますか。	0歳児の受け入れをしていきます。
20	小田保育所は、史跡エリアであり建て替えが不可であるためどうしていくのですか。	地域の状況等を考慮しながら、検討していきます。

	Q	A
21	保護者説明会の目的は何ですか。	早急に対応が必要な、新耐震基準を満たしていない9保育所の保護者の方に、整備方針案をお示しし、整備の必要性和今後のスケジュールについてご理解を深めていただくとともに、保護者の方のご意見を伺い、よりよい方針とするためです。
22	耐震強度が足りていないことをいつ把握しましたか。	今回対象の9保育所は、平成24年度に耐震診断を行いました。方針案1ページ目の数値はその時のものです。
23	簡易かつ応急的な修繕が可能な部分について、各施設1か所の修繕工事を実施したことで、耐震の数値は改善しているのですか。	耐震診断結果の数値を改善させるには、「耐震改修設計」に基づく「耐震改修工事」を実施する必要があります。平成29年度に実施した補修工事は、簡易的かつ応急的なものであり、事前に「耐震改修設計」を実施したものではありません。この補強工事により耐震診断結果が改善するものではありません。
24	今まで新耐震基準を満たしていないことを知らせなかったのですか。	パブリックコメントや地区説明会を実施して令和2年3月に策定した「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」で、9保育所が新耐震基準を満たしていない施設で、建て替えの方針であることを示しました。 (市HPで公開している)
25	新耐震基準を満たしていないことを知りながら、今まで対策を行わなかったのですか。	これまでに、新耐震基準を満たしていなかった真瀬保育所と北条保育所の建て替えを行ってきました。 平成29年度にこども部が発足してから、本格的に整備方針を検討してきました。
26	建物の安全性は保たれているのですか。	遊具も含めた施設の点検は職員が日常的に行っており、法定点検も3年に1度行っています。必要な修繕は、全ての保育所で実施し、お子さんが安全に過ごせる環境整備に努めています。
27	法人を公募するとのことだが、応募してくることは確実なのですか。	現在も待機児童対策のために、毎年エリアを決めて民間保育園を公募しており、民間保育園の設置を希望する法人の相談は多くは聞いています。 人口増などが見込める地域については、法人が応募してくる可能性は高いと考えています。
28	民間になると、公立であればかからなかった教材費や制服や体操着など、保護者の負担する費用が増えるのではないのですか。	教材費や制服などの負担が増えることは考えられますので、他自治体の例も参考にしながら、保護者の負担を軽減できるような対策を検討していきたいと考えています。

	Q	A
29	保育士と子どもの対数は公立と同じものを民間でも保障してもらえますか。	保育士や看護師の数は、子どもの年齢や人数によって国の配置基準が定められているため、必要な保育士や看護師の数は、公立・民間で変わりません。
30	公立は完全給食に移行していますが、民間ではどうですか。また、民間でもお弁当の日がありますか。	多くの民間保育園が完全給食ですが、白米持参の園もあります。給食やお弁当の日については民間の方針によるので、市として民間に要望するかは検討していきます。
31	このスケジュールは決まったものなのですか。	この予定で進めていきたいと現在考えているものです。
32	建て替えの期間には、今在籍している子どもたちは他の園に移るのですか。	現在の場所とは別の場所に園舎を建てるので、建て替え期間中も、現在の保育所で保育します。
33	市の費用負担が少なくなることが、保護者にはどのように関係してくるのですか。	削減した財源を基にして、様々な子育て支援施策や待機児童対策などの保育施策に活用が可能になると考えています。
34	保育士の雇用はどのように守られるのですか。	正職員は、人事異動により他の公立保育所に配置します。会計年度任用職員は、適正に配置します。 会計年度任用職員に関して、希望する場合には、引き続き移行後の民間保育園で働くことができるよう、移行先法人に配慮を求めます。民間保育園を希望しない場合には、公立保育所への配置等について配慮します。
35	他の公立保育所に保育士等が移ることによって、公立保育所の受け入れ定員が増える可能性はありますか。	施設の面積要件なども関係してきますが、今、職員数が足りないことで受け入れ人数が制限されている場合には、職員数を増やして定員枠を増やすことも考えています。
36	小田保育所のスケジュールは決まっていないのですか。	小田地区は、現在取り組んでいる周辺市街地活性化も含めて地域全体で考えていきたいと考えているため、現在のところ具体的なスケジュールは決まっていますが、ニーズや地域の状況などを考慮しながら方向性を定めていきたいと考えます。 状況が進んでいく過程で保護者の方には常に情報提供をしていきます。
37	転所の場合、継続ではなく新規扱いになりますか。	移行する民間保育園の開園に合わせて、他の公立保育所や民間保育園への転所を希望する方には、転所の決定にあたって加点等の配慮をします。 それ以外の時期の転所については、新規の取り扱いにすることを考えています。

	Q	A
38	公募した後に法人が園舎を建設するスケジュールで間に合うのですか。	現在も待機児童対策のために新規で2園から3園民間保育園が建てていますが、それもこのようなスケジュールで進めているので、よほどの悪天候や災害がない限りはこの予定で大丈夫だと考えています。
39	9保育所について、来年度も引き続き園児募集はするのですか。	募集を止めてしまうと待機児童が一気に発生する可能性があるため、入所案内に耐震状況なども示したうえで来年度も引き続き園児募集をします。
40	この方針は、今後どのような手続きで進めていきますか。	9保育所の保護者への説明会を8月上旬頃までに行い、保護者のご意見を伺った後、保護者代表、保育や教育の関係者、有識者、一般市民などで構成する「子ども・子育て会議」で意見を伺い、方針案を決めていきます。 その後、議会の全員協議会への報告を経て、整備する保育所ごとに保育所の個別事情を詳細に検討した「個別整備計画」を順次策定します。 保護者や地域の方には、個別計画の策定時のほか、状況に応じて情報の提供等を行っていきます。
41	9保育所の整備スケジュールが示されていますが、計画が早まることはないのですか。	現状では、この計画で進めて行きたいと考えていますが、今後スケジュールの変更等が生じた場合には、早急に皆さまにお知らせいたします。

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日時点の待機児童数について

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日時点の**待機児童数は 2 人（速報値）**となり、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日時点と比べて**40 人減少**しました。待機児童解消のための施設整備により施設数及び定員数が増加し、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日時点で 93 施設 8,466 人分の定員数を確保しています。

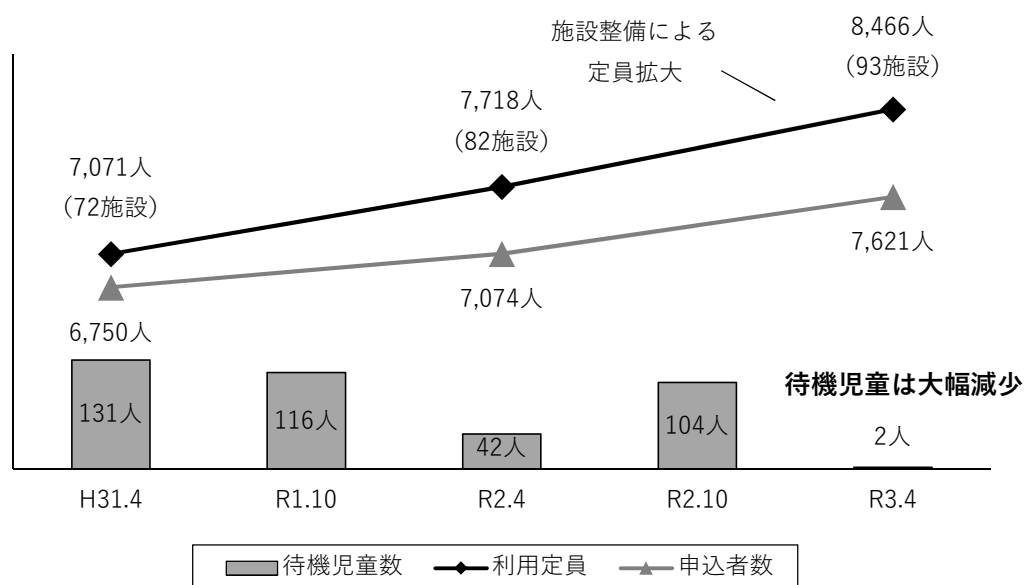


図 1 利用定員・申込者数・待機児童数の推移

待機児童数については、子育て安心プランに沿って、令和 3 年 4 月 1 日に待機児童を”0 人”とすべく保育施設の整備を積極的に進めたこと、茨城県統一の待機児童集計の指導により、令和 2 年度と比較して、大幅に減少しました。

表 1 年齢区分ごとの待機児童数の推移

	2019 年		2020 年		2021 年
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
0 歳児	—	27	—	39	—
1 歳児	66	45	41	50	1
2 歳児	41	28	1	15	—
3 歳児以上	24	16	—	—	1

一方で、年齢区分ごとに利用定員と申込者数を見ると、**1歳児**において申込者数が定員を超過している状況にあります。小規模保育事業の卒園後の受け皿としての役割も果たしている**3歳児**クラスについても、今後の申込者数の変動によっては申込者数が定員を超過する可能性が考えられます。

また、待機児童数に**保留者数**※を加えると、保育施設に入所できていない方が依然として約 200 人いることが分かります。

※ 入所が内定せず育児休業を延長している方や、特定の園を希望していることで入所が内定していない方

表 2 年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移

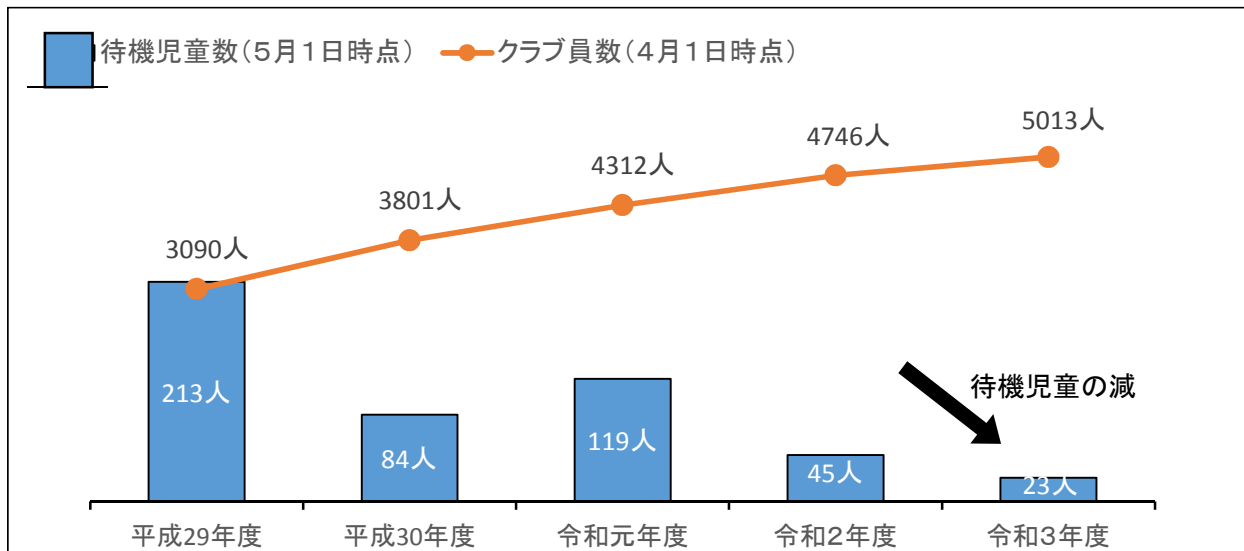
	2019 年		2020 年		2021 年
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
0 歳児定員	752	765	836	839	903
0 歳児申込	467	787	529	845	542
1 歳児定員	1,047	1,065	1,171	1,177	1,305
1 歳児申込	1,181	1,223	1,231	1,335	1,387
2 歳児定員	1,203	1,221	1,321	1,327	1,471
2 歳児申込	1,272	1,289	1,330	1,403	1,429
3 歳児定員	1,325	1,335	1,432	1,432	1,560
3 歳児申込	1,307	1,327	1,313	1,378	1,435
4・5 歳児定員	2,744	2,764	2,958	2,958	3,227
4・5 歳児申込	2,525	2,509	2,671	2,714	2,804

表 3 年齢区分ごとの保留者数の推移

	2019 年		2020 年		2020 年
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月
0 歳児	28	165	26	152	26
1 歳児	112	100	96	91	116
2 歳児	38	41	48	37	17
3 歳児以上	43	19	16	38	34
合計	221	325	186	318	193

令和3年度つくば市放課後児童クラブの待機児童について

■待機児童数



待機児童解消のために、児童館児童クラブ室の増築等による定員拡充や民営児童クラブの誘致を実施した結果、令和3年度の待機児童数は23人となり、令和2年度と比べて22人減少しました。

■学年別の待機児童数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1年生	26人	16人	12人	2人	4人
2年生	11人	11人	5人	6人	2人
3年生	34人	7人	7人	2人	0人
4年生	86人	29人	45人	20人	8人
5年生	36人	20人	26人	12人	5人
6年生	20人	1人	24人	3人	4人
合計	213人	84人	119人	45人	23人

待機児童数を学年別に見ると、4年生以上の待機児童数が全体に占める割合が大きいことがわかります。令和3年度の学年別の待機児童数を見ると、4～6年生で全体の74%の割合を占めています。

■運営別の待機児童数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公営	121人	58人	113人	33人	19人
民営	92人	26人	6人	12人	4人
合計	213人	84人	119人	45人	23人

待機児童数を運営別に見ると、公営児童クラブの待機児童数が多い傾向にあります。令和3年度の公営児童クラブの待機児童数は全体の83%の割合を占めています。

幼稚園の3年保育の実施に向けて

1 手代木南幼稚園での3年保育実施

- (1) 開始予定時期
令和4年4月
- (2) スケジュールについて
5月12日 手代木南幼稚園PTA役員説明
5月20日 手代木南幼稚園保護者説明
8月以降 住民への周知
夏頃 施設（トイレ以外）改修工事（トイレ改修工事は令和4年度の夏頃）
10月 令和4年度園児募集
- (3) 園区
3歳児については、手代木中学校区（手代木南小、松代小及び葛城小）とし、
4歳以降はそのまま持ち上がるものとする。4歳児及び5歳児からの入園児については、従前のとおり手代木南小学校区とする。

2 岩崎幼稚園と高崎幼稚園の統合及び3年保育実施

- (1) 開始予定時期及び場所
令和5年4月から、岩崎幼稚園と高崎幼稚園を統合し、荃崎第三小学校校舎の一部を利用し、新たな幼稚園を開園する。開園と同時に、3歳児の受入れを行う。
- (2) スケジュールについて
5月13日 岩崎幼稚園及び高崎幼稚園PTA役員へそれぞれ説明
5月18日 荃崎第三小学校PTA役員説明
5月19日 岩崎幼稚園保護者説明
5月26日 高崎幼稚園保護者説明
6月12日 荃崎第三小学校保護者説明
6月26日 荃崎地区住民説明会
10月 令和4年度園児募集（令和5年度に統合する旨を記載する。）
令和4年度 岩崎幼稚園と高崎幼稚園の園児交流
- (3) 園区案
岩崎幼稚園区及び高崎幼稚園区を合わせた荃崎地区全体を園区とする。

会 議 録

会議の名称		令和 3 年度 (2021 年度) 第 3 回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和 3 年 11 月 10 日 (水) 開会 9 時 30 分 閉会 12 時 00 分		
開催場所		つくば市役所 2 階 201 会議室		
事務局 (担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	土井 隆義 (会長)、木村 清隆、金谷 弦、千代原 義文、 舘野 正弘、橋本 幸雄、江原 孝郎、浦里 晴美、間野 聡子、 加藤 史恵、堀内 明由美、岡野 光浩、飯島 孝子、 川久保 皆実、池田 由美、黒木 教子、田中 エリ子、鬼頭 聖		
	その他			
	事務局	(こども部) 中山部長、松本次長 (こども政策課) 美野本課長、中川課長補佐 (子育て相談室) 大塚室長 (幼児保育課) 吉沼課長 (こども育成課) 吉田課長 (教育局) 吉沼局長 (学務課) 下田課長		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	6 名
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号		
議題		協議事項 ・小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について 報告事項 ・公立保育所の整備方針について その他 ・子ども・子育て支援プラン重点事業評価について		
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日	

様式第 1 号

会議次第	1	開会
	2	挨拶
	3	協議事項
	4	報告事項
	5	その他
	6	閉会

〈審議内容〉

事務局（こども政策課）：協議事項に入る前に、前回の第 2 回会議で、小規模保育事業認可等に関する意見の聴取において出された当会議からの答申を受けまして、事業者からどのように対応したかについて回答が提出されています。

答申書につきましては、机上にお配りしておりますので、そちらを御覧ください。事業者からの回答につきまして、事務局から御報告いたします。

事務局（幼児保育課）：第 2 回子ども・子育て会議では、小規模保育事業者の認可について御意見を頂戴し誠にありがとうございました。各事業者から答申への対応方針が示されましたので、御報告いたします。

まず、つくばつなぐ保育園は、設計士との協議の結果、新たに窓を増やすことが構造上困難であることから、ドア部分をガラスにすることで採光の確保に努めるとのことです。また、出入口にスロープ及び屋根を設置し、利用者の安全や使いやすさに配慮を行う方針が示されております。

続きまして、みどりのハッピー保育園は、職員の労働環境を第一に考え、休憩室を休憩・休養の場として確保するとのこと。また、必ず子供から離れて 1 時間の休憩を取るようにすること、開園までに園長を社外研修等に参加させてスキルアップを図ることも合わせて示されております。以上、第 2 回子ども・子育て会議の答申に対する各事業者からの回答となります。

事務局（こども政策課）：ただいま幼児保育課より説明がありましたが、よろしいでしょうか。では、会議次第に従いまして順次進めて参ります。なお、会議の議長は、つくば市子ども・子育て会議条例第 6 条 2 項の規定により、土井会長にお願いいたします。

土井会長：それでは、つくば市子ども・子育て会議条例第 6 条 2 項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。まず案件に移る前に、委員の皆様をお願いがございます。発言時は手を挙げて頂き、指名を受けた後にマイクが手元に届いてから、お名前を述べて頂き、可能な限り明瞭に御発言を頂きますようお願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、御意見はなるべく簡潔にまとめた上で御発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分につきましても御配慮頂き、会議がスムーズに進行できるように御協力をお願いいたします。なお、本日の会議の終了予定時刻は、正午となっております。

まず、当会議の公開・非公開についてお諮りをいたします。当会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第 3 条に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の財産状況、或いは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。この件につきまして何か御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

他委員：異議なし。

土井会長：では、御異議なしということで、本日の議題に入りたいと思います。予めお送りいたしました開催通知では、協議事項等ということで 2 点書かれています。小規模保育事業者認定に係る意見の聴取、それから公立保育所の整備方針についてです。この内、協議事項は（１）の意見の聴取のみとなります。（２）にあります公立保育所の整備方針につきましては報告事項になりますので、「等」でまとめてありますが、協議事項 1 件、それから報告事項 1 件ということになります。では、早速ですが、協議事項に入りたいと思います。「小

規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について」になりますが、こちらにつきましてはつくば市長から当会議あてに諮問書が提出されておりますので申し添えます。この案件について、協議すべき対象の事業所が 3 件あります。1 件目、プチリックつくば千現園（小規模 A 型）です。こちらの創設につきまして審議をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：プチリックつくば千現園の創設につきまして事務局から説明がありました。この件につきまして御審議をお願いしたいと思います。まず、つくば市子ども・子育て会議条例第 7 条の規定に基づきまして関係者の出席を求め、意見を聴取することができます。本日、事業者の方にお越し頂いておりますので、内容につきまして説明を求めることができますが、いかがでしょうか。

他委員：求めます。

土井会長：では、説明を求めたいと思います。これから事業者に説明を頂いた上で審議を進めていきたいと思います。なお、審議にかかる時間の目安は、事業者から説明が 5 分程度、質疑応答に 10 分程度、審議に 10 分程度、おおよそ 25 分を想定しております。説明の際に 5 分経過しましたら、ベルを鳴らさせていただきます。併せて傍聴者の方にお願ひします。会議冒頭におきまして、事業者の説明を求める際には非公開と決定しておりますので、一旦御退室をお願いいたします。

（傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

土井会長：審議の再開の前に、審議に当たってのお願いがあります。審議中は、事業者個人に関わる事項、名前、住所、出身地、職務経歴等についての御発言はお控え頂きたいと思います。では、改めましてプチリックつくば千現園の創設につきまして審議を行いたいと思います。最初に、先ほど木村委員の方から

指摘がありました、この件を受理した時の要件について、一応要件はクリアしているため受理したと思うのですが、その辺りについて事務局から説明頂いてよろしいでしょうか。

事務局（幼児保育課）：基準のチェックリストで、0歳児1人当たり何平米が必要といったことは確認しております。ただ、先ほど木村委員から御指摘があったようにトイレと厨房が離れていたりというのはチェックリストに入っておりませんでしたので、今後検討させて頂きたいと思います。

土井会長：では、まずこの件から御意見ありましたらお願いいたします。

木村委員：おそらくこういった制度で審議をするのも長年行っているかと思いますが、やはり基本的な部分というのは、まず最低限、職員の方に対して、幼児に対して、子供が一番としながらもそこで働く方が快く働くことができなければ子供のためのサービスはできないと思います。そういった環境、衛生面等について最低基準、労働安全衛生法も含めて、物差しがきちんと法治国家として全てありますので、それに照らして、最低限できているかどうか確認の上で受理をして頂きたいと思います。ここで避難経路はどうですか等そういう質問が出ないように、「それはもう確認しています」と事務局で確認が済んでいる上で出して頂きたい。受付の前に、事前に説明を受けて、書類を提出するまでの間に、ここは気を付けて、ここはこのようにというように指摘、指導した上で受理するような形でないとこの時間自体も、同じような質問が出てくるというのが、本当に時間がもったいないと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

土井会長：事務局としては一応要件をクリアしているということで提出されたわけですが、この委員会としては、内容を見たときに、受理に該当しないのではないかという御意見かと思います。橋本委員からも相当厳しい御意見があったので、よろしくお願いします。

橋本委員：木村委員からもこの設計に対する話が出ております。それはいくらで

も改善することができると思うのですが、場所の選定が最悪だと思います。ここを事務局は見てきたのか。近くに公園が2つあるということはそれは非常に素晴らしいことですが、この建物の1階の部分にはまだ店舗が入っています。それから2階が空いています。その2階も、きっと大家さんは何か店舗を入れたいのではないかと思います。そうした場合に、ここには駐車場しかないですね。そして、通常の遊びは公園を使う、それはそれでいいですが、それ以前の問題がここにはある。設計上の問題は後でどうにでも図面を書きかえればできるわけですが、場所の選定をもう一度試みて欲しい。きっとその近隣でもっと安全な場所があると思います。私はそういう意味でここにこの小規模、特に0、1、2歳という、行動をとるのが非常にまだ幼い子たちがここにいるということ、ましてや今度は安全のために外へ出さないというようなことが出てくると、それは子供の育ちにとって非常にマイナスになりますので、私は、この場所は絶対不適だと思います。以上です。

土井会長：はい。木村委員どうぞ。

木村委員：言葉足らずだったかもしれませんが、建物だけでなく、環境、道路などの周辺、公園、橋本委員がおっしゃる通りですね。また、テナントビルですので、保育施設にそぐわないようなテナントが入る可能性もありますので2階に何か制限できないかとも思いますので、何か制限の設定ができるかどうかを含めた広義での条件というのを明確にしていただければと思っの発言です。

土井会長：他に御意見ありますでしょうか。

川久保委員：今の場所というところに関連しての質問ですが、私も保護者の立場としてはこの場所がすごく最適とはもちろん思わないのですが、幼児保育課に今まで市として認可してきた小規模保育施設について伺います。今まで認可してきた施設の中で、園庭がない所というのがどれくらいあるのかということと、もう一つ、先ほど他にテナントが入るかもしれない所に（小規模保育施設を）入れるのはいかなものかという話もありましたので、そのような上や横

に（他事業者の）テナントが入るような所に入っている事業者がどれくらいあるのかを教えてください。

事務所（幼児保育課）：今すぐには何か所あるという数は出せませんが確かに今御質問があったように、テナントの一部を利用している小規模保育施設もございます。数については、現在確認していますので申し訳ありませんがお待ちください。

土井会長：はい。1 ページ目に近隣のいくつかの保育園も載っていますが、それと比較して、ここが非常に見劣りするかどうかという問題もあるかと思います。不平等になってはまずいので他と比較をしてという問題もあるかと思いますが。他に御意見ありますでしょうか。確認ですが、一応この委員会としては、認可する、しないという決定権を持っていません。あくまで、市長に対して意見を答申するということです。もちろん、我々としてはこれは認めないで欲しいという形の意見表明を当然できます。まずはその方向に行くかどうかですが、今の所は相当厳しい御意見が続いてるようですが、いかがでしょうか。いろいろ条件は厳しいと思う所はあるが、基本的には条件をクリアした上で認可する方向で進めてもよいのではないかというお考えの方はいらっしゃいますか。

橋本委員：厳しいことを言っていますのは、別に反対しているということではなく、いわゆる基本的なことからきちんと進めて欲しいからです。ですから、あの辺でそういう場所をもう少し見つけてみてはいかがでしょうか。つくば市にとっても0、1、2歳児の需要というのはまだまだあるかと思います。3歳児以上はかなり充実してきたと思いますが。そうした面でもまだ小規模は必要だと思いますが、とにかくあそこではない。もっと1軒2軒、横にいけば変わってくるかもしれないですね。そういうことを含めて、もう1度挑戦してみてください、ということだと思います。

土井会長：ということは、出し直しということですね。

橋本委員：そうです。

土井会長：どうしても付帯意見ではいけないということですよね、場所からということとなると。

橋本委員：場所を変えて、あとは木村委員が発言したような所をきちんと修正すればいいのではないのでしょうか。別に難しい問題ではないと思いますが。

土井会長：出し直しだと付帯意見とは違うと思いますが。

木村委員：先ほど説明頂いた時に、下水の蓋がしていない。安全対策を配慮していますという意味で配慮するというのは何もしないと言ったら失礼かもしれませんが、どのように配慮するのか、下水の蓋を市に要望しているのかなどですね。また、連携施設も水守、島名は遠いですねと言うと、「近くがなかったのだからこれから探します。」と。しかし、全てこれから、これから検討しますでは、言葉を変えれば、厳しいかもしれませんが何もやってないというふうに受け止められます。確かに下水の蓋もそうですが、具体的にここの安全性は、これに対してこのように対応しますとか、短い時間ですから説明できなかったのかかもしれませんが、連携施設にしてもそうですし、それから駐車場が狭いという問題もある。上のテナントがそれぞれ入った場合、7 台程度はすぐ埋まってしまうので、それはどのようにしますとか、職員の駐車場は近くの別の民間の有料駐車場を、月極で借り受けますのでとかですね、具体的な部分がほぼほぼなく、とりあえずやってこれから考えますというふうにしか聞こえてこないですね。ですので、その辺の所を明確にした中で、再度出し直していただいた方がしっかりとした保育施設、安心した保育施設ができるのかなと感じます。

土井会長：事務局に確認ですが、出し直しとなると、市長がどう判断するかは別ですが、これは我々としては認可しないという方向で意見を上げて、それで再度申請し直しという段取りになりますか。

事務局(幼児保育課)：市としては、小規模保育事業を行うに当たっての設備の最低基準というものがあります。今回、こちらの会議で御審議頂いている事業者については、その基準は満たしております。併せて、先ほどの川久保委員の御

質問の回答が出ましたので、回答させていただきます。現在、つくば市で小規模事業を行っている所は 15 か所ございます。その中でテナント型が 3 園、あとは重複してしましますが、園庭が無い園が 4 園、基準以下の園庭の所が 1 園となっております。

木村委員：小規模事業の認定の最低基準は満たしているという明確な言葉が、公的に出ているのであれば、私は、ここでの審議もこれ以上の質問も、善し悪しの判断をするに当たらないと思います。その基準、物差しがあるのであれば、行政としての責任のもとで進めることでよろしいかと思います。自信を持って発言されているということでしょうから。この審議会も審議する必要性があるかどうか疑問に思うくらいです。以上です。

土井会長：法的な要件を満たしているけれども、それをストレートで認めるならばこの委員会はいらないわけですから、我々はそれに対してどういう意見を付けて上げたらいいかということだと思います。それを最終的には市長が判断すると思いますので。一応、1 つの意見として答申を求められているわけですから、我々としては事業者の意見を聞き、我々の意見としてはこういうものを上げましたと。それを総合的に市長が判断する。それが例えば事業への法的要件を満たしているにもかかわらず、しかし市長がそれを認めなかった場合には、当然それで訴訟になるかもしれませんが、それもあえて前提の上で、市長がそれを判断するかどうかですよね。ただ、それは我々がすべき判断ではないので、我々は我々としてこれは法的要件は満たしているが、やはりこれは内容を検討した結果、認められないというふうに判断するのか、いやどうぞと判断するのか、それは我々の意見を出すべきだと思います。今の御意見は、法的な基準は満たしていたとしても認めるべきではないという御意見ですよね。

木村委員：しかし、人道的には疑問を持ちます。しかしながら、要件を満たしているというのであれば、それ以上申し上げる事もないし言うこと自体も私は無意味だと思います。

土井会長：無意味ではないと思います。

木村委員：裁判事、司法判断になった時には、要件を満たしていれば、それを覆すも何も、それは確かに望ましいですねと言ってくれたとしても、何ら効力がないわけですから。物差しがあると明確に発言されているのですから、それ以上はないですよ。

土井会長：しかし、法的要件とあったように最低要件ということです。それにいろいろ事情を加味した上で、判断される時の一つの要件を我々は求められているのだと思います。ですから、認める、認めないは、我々は決めることはできないので、我々としては意見を上げればよいとは思いますが。

木村委員：そういう会議ですから、発言される方はそういう場だとは思いますが、この会自体、会全体を否定するつもりはありませんが、会の一員としてはその物差しにあてがって受け付けたということであればよろしいのではないのでしょうか。

土井会長：事務局側としては法的にクリアしているということは言わざるを得ないのだと思いますが。はい。どうぞ。

橋本委員：私も木村委員に賛成です。でないとこの会議の意味がなくなってしまうと思います。その設置基準通りであれば、何も私たちの時間をとらせる必要もないですし、その意見を言った所で通るか通らないかは別問題なんてことも考えてはいけないと思います。あくまでも私たちの意見を尊重してもらおう。

土井会長：もちろんそうです。ですので、我々は意見を申し上げる上で、尊重していただかないと困りますが。

橋本委員：そうでなければ、私たちは時間を浪費しているだけで結局出席する理由がありません。

土井会長：しかし、最終的には決定権は持っていないわけですね。事務局からありますか。

事務局（幼児保育課）：今、木村委員、橋本委員からも御意見がありましたが、

担当課としましては、一応基準は満たしているとは申し上げましたが、この会議でぜひ委員の皆様にご意見を頂いて、更により良い事業者の運営をしていきたいと思っておりますので、頂いた御意見を反映できる所は反映させていきたいと考えております。

土井会長：はい。どうぞ。

橋本委員：事務局の方も場所は確認したと思いますが、ただ場所の変更は可能なのでしょうか。

土井会長：それは、我々としては希望を出すしかないのではないですか。今の場所ならば我々は認められませんという意見を出すということもいいと思います。

橋本委員：ですので、可能なのか、不可能なのかを事務局としてどう捉えているのかということです。

土井会長：事務局の意見ですね。可能ならば付帯意見になり、不可能ならばもう一度出し直してくださいという意見があるかと思いますが。

事務局（幼児保育課）：こちらの園は4月に開園を予定しており、仮に場所の変更で、例えば開園時期が遅くなるということがあるようでしたら、事業者にご相談をすることになります。

土井会長：相談をするというのは、認可が出た後ですか、その前ですか。これでは認可できないので変えてくださいと言えるということですか。

事務局（幼児保育課）：相談するとしたら認可の出る前になります。

土井会長：それは先ほど法的な要件は満たすという話でしたけども、それは可能なのですか。仮に事業者が、法的にはOKではないかと言った場合にはどうなりますか。

事務局（幼児保育課）：事業者がどうしても言った場合には、こちらでは断る事は難しいです。

土井会長：あとは市長がどう判断するかですね。そうすると、法的にはOKだが

いろいろ検討した結果これは認められませんか判断するかどうかだと思います。我々としては、そこを反対しようがないので我々としての意見をもう時間も限られていますのでまず上げないといけません。まず、認めてもいいという方はいらっしゃいますか。今の場所で認可してもいいのではないかという方はいらっしゃいますか。

千代原委員：要件さえクリアされているのであれば私はいいと思います。

ただ条件を付けたほうがいいと思います。以上です。

土井会長：認可を前提に付帯意見として検討くださいということですか。

千代原委員：はい、そうです。

土井会長：はい、わかりました。他の方はいかがでしょうか。

川久保委員：この会議の趣旨自体がちょっとよくわからなくなってきたので整理させて顶きたいのですが、そもそも我々がすべきことは、最低基準を満たしているという前提でこの場にこの園が出てきて、この園を認可すべきかどうかの意見を言うことなのか、それとももう最低基準は満たしていて認可されることは前提として、その上で認可はするがもうちょっとこうしてくださいというのを市から言ってくださいという意見を出すのかどちらなのでしょうか。

土井会長：そこをクリアにしておきましょうか。市長が判断するときの材料が欲しいということだと思いますけれども、それはそもそも、認可しないという方向があり得るのかどうかということですよ。

事務局（こども政策課）：小規模保育事業などの家庭的保育事業を市町村が認可するのですが、その際に児童福祉審議会などを設置している市町村はそこで意見を聞く、そうでない場合は、その児童の保護者やその他の児童福祉に関わる当事者の意見を聞くということが児童福祉法で定まっております。その当事者の意見という所の部分がつくば市の場合は、子ども・子育て会議となっておりますので、この地域の実情に合った小規模保育、家庭的保育事業を行うために、その地域の方達の代表の御意見を聞くということになっております。認可をす

るのは市長ですが、そのために皆様の御意見をいただくということでございます。

土井会長：もう一度確認したいのですが、提出時の要件を満たしていればもう認可せざるをえないのか、或いは関係者の意見を聞いた上で、提出の要件を満たしていても認可しないという選択肢があり得るのかどうかを問うているのだと思います。

事務局（幼児保育課）：認可するかしないかというのは最終的には市長の判断になります。

土井会長：ですので、市長が判断する時に、法的な申請要件を満たしているのであれば、それは認めざるを得ないのか、或いはいろいろな関係者の意見を聞いた上で総合的な判断をし、法的には満たしているけれども、認可しませんという選択肢は市としてあり得るのかどうかが一番問題になっていると思います。

事務局（こども部長）：最初に御説明すればよかったのですが、国において、運営に関する基準があり、それに従ってつくば市もその基準に沿った条例を作成しております。その中で、今回出している事業者もそうですが、要件について一定の基準を満たしている事業者であって、川久保委員がおっしゃっている内容で言うとも後者に当たる一定の基準を満たしている内容であるので、認可はせざるを得ないという中で、ただ、やはりいろいろな御意見を頂くことによって、つくば市の保育環境などさらによりよい事業者の運営ができるのではないかとということも含めて、付帯意見を付けて頂くことによって、最終的に市長が判断していくような形になります。

土井会長：もう一度確認ですが、認可する時の要件の中には、関係者の意見は入っていないということですね。

事務局（こども部長）：事業者に今回ヒアリングをすることによって、また更により良いものになるようにするために、この会議として御意見を頂きたいということで御理解頂きたいと思います。

土井会長：ということはつまり、法的な要件をクリアしたその法的要件の一つとして、この意見というものが入っているか入っていないのか、今の御意見では入っていないということですね。

事務局（こども部長）：法的要件としては入っていない理解になると思います。

土井会長：そうするともう付帯意見でしかあり得ないということになりますね。形としては認めざるを得ないならば、それに対して我々としては、しかしこういうことを希望しますとしか言えない。我々としては、そもそも認可しないでくださいということとは言えないということですね。

事務局（こども部長）：付帯意見の中に御意見として入れていただくことによって、市長が最終的に判断するという所で、先ほども場所について議論頂きましたが、そういった場所についての御意見については、今日の会議を見まして、事業者をお願いをしていこうと思っています。

土井会長：お願いということはやはり付帯意見ですよ。はい、どうぞ。

木村委員：応募要件は最低限クリアされているということでしたが、その中において、労働安全衛生法や食品衛生法、消防法、また避難経路など、また、周辺との関係、自治体、自治会、そういった諸々がすべてクリアされている、しっかりとした基準なのかどうかも心配ですが、しかしそこに文言が入っていなければですね、別のものが当てはまるかどうかというのがですね、後から大変なことになることがよく現実にあるんですけども。現状においては、それぞれの法治国家の中の物差し、基準をクリアした上で受理しているかどうかという部分が、要件は当たり前として、それ以外のそもそもの部分をクリアしていなければ受理してはいけないと私は思っています。そういったことも全て通った上で審議の場に来ていると理解せざるを得ないので、そうすると、それ以上については、ましてや株式会社ですので良くも悪くも言うつもりはありませんが、シビアな経営、しっかりとした経営をされていると思いますので、この物差しがそういった部分を管理されているのであればよろしいのではないかと思います。

います。本当はこうあるべきだなど言ったとしても、聞いてもらえないとなれば終わりの話ですから、ですからよろしいかと思います。大丈夫だということなのでしょうから。今回が初めてとか、ここ1年で始まったような会議ではなく、制度として運営されているわけですので。

土井会長：最終的には市長が決定するということですが、その決定を法的にクリアしているわけだから、そもそも市長がそれで認可しないという決定はあり得ないということですよ。提出要件を満たしているので、我々が答申をしてもその答申を受けて、市長がこのケースについて認可しませんという選択肢は法的にはあり得ないということですね。

木村委員：そういった様々な条例、法令、省令、政令をクリアした上で受け付けているということになっているのだと思いますが、言葉を変えれば、それは、その前提で市長が判断する時に市長が全部を細かく見られるわけはありませんから、市長のチェックが漏れていました、本当はそうではなかったと恥をかかないように判断しなければいけないわけですから、制度上のことは全部確認した上でここに上がっているという判断になるかと思いますが、よろしいかと思います。

土井会長：ですので、改善意見を求めるということで、認可するかしないかの判断を我々がするという事ではないということですね、それでよろしいですか。ということで、クリアになったと思います。基本的に提出の要件を満たせば、市長としては認可しないという選択肢はないということですから、必ず認可をするということのようです。その時に我々としてはこういうことを希望しますという付帯意見を付けるのが我々の仕事ということになるかと思います。今出ているのは、いろいろ労働条件の問題、それから場所の問題ですね。もう時間がないので、こちらでまとめますけどもそういう付帯意見を付けて市長に希望を申し上げると。それで認可をしてくださいということになるかと思います。この件について何か他に御意見ありますでしょうか。

川久保委員：今までのこの議論を踏まえてですが、最低基準を満たした 1 つ 1 つの園について我々が付帯意見を言う、それもすごく大事なことだと思いますが、そもそもその最低基準が今のままでいいのかどうかという所をこの会議で議論する機会を別の機会になると思いますが、設けたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

土井会長：申請要件の問題ですね。それは今後の検討事項として上げて記録をさせて頂きたいと思います。他に、この件につきまして何か付帯事項として付けるべき意見がありましたらお願いいたします。

鬼頭委員：おそらく今おっしゃった意見の追加になると思いますが、受理する側として、サービス向上を目指すというのが目的であるわけですから、周辺の同じ認可保育園など、二の宮辺りにもあったと思いますが、これまでのサービスより良いサービスをするということ、そういったことはクリアしているから受理するわけですね。それはチェック項目として受理する側は大丈夫なのでしょうか。具体的に比較はできないとは思いますが。

事務局（幼児保育課）：周辺に、確かに二の宮に保育園や保育所がありますが小規模だったり、90 人規模だったりと規模等も違います。

鬼頭委員：サービスの状況が違うので個々を具体的には比較できないまでも、既にある所より上回っているものがあるから受理するわけですよね。当然サービスを良くしていくわけですから。そういった趣で受理はしているのでしょうか。その意見として上げていった方がいいのではないですか。

事務局（幼児保育課）：実際に、他の同じ小規模であって、A 園と今度の申請園でどちらがというのは比較はしておりません。

鬼頭委員：これからする予定はありますか。

事務局（幼児保育課）：受理するに当たっては、事前相談など何回か相談に来て頂いています。その中で、例えば散歩コース、園の中の保育室などの相談を受けながら受理しておりますので、比較というのは今後も難しいかと思います。

土井会長：では、今の比較も含めて、受理要件についても検討して頂きたいということを含めて、付帯意見として市長に上げるということによろしいでしょうか。ではそうさせて頂きたいと思います。他に追加の御意見はありますか。

江原委員：受理した後に、実際にその施設運営が計画通りに行われているかどうかといったそういうチェックはされているのでしょうか。病院であれば 1 年に 1 回チェックがありますが、そういうものはありますか。

事務局（幼児保育課）：運営が始まった後でしょうか。

江原委員：そうですね、受理した後ですね。

事務局（幼児保育課）：認可されて運営が始まった後には、年に 1 回監査を行いまして、適切に運営しているか確認しております。

江原委員：改善勧告とかそういうこともあるのでしょうか。

事務局（幼児保育課）：改善が必要な箇所があった場合は、改善をして頂いております。

土井会長：他にありますかでしょうか。

金谷委員：今回のことについて話を聞いていて感じたのは、法的基準を満たしながらも子供たちのためにならない保育所のような案というのは、いくらでも作れてしまう気がします。今後、法的根拠があることを基としてひどいプランが出てきた場合に何も止められないのかというのが非常に疑問に思いました。ですので、誰かがどこかでストップできるような仕組み、もちろんその基準をもっと厳しくするというのも一つのやり方ですが、どこかで止められるようにはしておかないといけないのではないかなというのは聞いていて思いました。

土井会長：そうしますと、受理要件の再検討も付帯意見と同時に、受理に当たった手続きの時に、いろいろ再検討するような、そのようなシステム設計もきちんとして頂きたいという意見も付帯意見として入れるということでしょうか。

橋本委員：今、金谷委員が言ったことはとても大事なことです、保育行政

とこの小規模や家庭保育のもともとの考え方がそもそも多少違っていて、国の待機児童対策の施策として、0、1、2歳のその辺を保育所の基準に準じた所で全国に広げたいということで待機児童対策をしていたのだと思います。厳しくしていくとすると、保育所の基準に持っていかなければいけないと思います。そうすると、その絡み合いがあると思います。ですから、小規模家庭的保育の施設を認めていくに当たり、もっと基準を強くしていけばということになると、保育所の基準で保育所を設置してもらった方が安全安心であるというふうになると考えます。

土井会長：そうしますと、まずは、受理要件についての再検討をお願いしたいということ。ただ、その中に要件を満たした後の再検討云々ということは、あまり盛り込まないほうがいい、盛り込めないということですかね。

橋本委員：いわゆる小規模保育と、それから、通常の保育園、認定こども園等々との整合性をきちんと図らないと、微妙な制度になってしまう。ですので、やはりその問題は、そこまではちょっと踏み込めないかなと思います。今のこの件に関しては、安全なのかどうなのかということでもいいのではないかと思います。

土井会長：この件につきまして他に御意見ありますか、よろしいですか。相当厳しい御意見が続きましたので、それを付帯意見として付けて、市長に対してこういう条件で、認可はせざるを得ないと思うが、我々はどういうことを希望するという意見を付けるということでよろしいでしょうか。頂いた御意見は、こちらでまとめさせていただきますので御一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか、ありがとうございます。

土井会長：では続きまして2件目です。スクルドエンジェル保育園つくば駅前園（小規模A型）の創設についてです。まず事務局から説明をお願いします。

事務局（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：では事業者の説明を求めることができますがいかがいたしますか。

他委員：求めます。

土井会長：では、今から事業者から説明を頂きたいと思いますので、恐れ入りますが傍聴者の方は御退席をお願いします。

(傍聴者退出)

(非公開)

(傍聴者入室)

土井会長：では傍聴者の方の入室を許可いたします。審議を再開します。この件につきましてどのような付帯意見を付けて市長に答申を上げるかについて、御意見ををお願いします。こういう希望を伝えてもらいたいということなど。

間野委員：1つ、こちらの園の避難口というか出入口が非常に狭くて何か起こった時に、みんなが一気に出られるかということちょっと難しいのではと。こちらの場合、吐き出し窓もないので、本当に出入口からだけしか出られないのではというのが気になりました。エントランスも両側に手洗い口や下足棚があり、本当に狭い所からしか出られないですし、裏口に一応、非常口はありますが、避難経路については心配かなと思いました。以上です。

土井会長：他にいかがでしょうか。

江原委員：先ほどもありましたが、常勤の人数がやはり少ないと思います。常勤を増やすということで、やはり責任の明確化をして欲しいと思います。以上です。

土井会長：ありがとうございます。他にありますか。

川久保委員：橋本委員にお伺いしたいのですが、先ほどの1つ前の園の審議の時には園庭がないことを問題視されましたが、ここの園も園庭はありません。ですが、1つ前の園と比較すると、施設の目の前に駐車場もなくペDESTリアンデッキを歩いて公園まで行くことができるという点が大きな違いであると考えてよろしいですか。

橋本委員：1つ前の園の場合は、敷地そのものに駐車場があり他のテナントも入

っている。ただ、今回の場合は前面が車の入らない通りで、駅前保育所ということでビルの中に保育所があるという前提で考えれば、さっきの園とは全然違うのではないかと思います。

川久保委員：ありがとうございました。

土井会長：他に御意見等ありますでしょうか。では今、3人の委員から意見が出ましたが、これを付帯意見として、答申をするということで御異議はないでしょうか。それは付帯意見ではまずいという意見があればお願いします。

橋本委員：保護者の送迎する場所について、駅前ですのでもしかしたら電車等を利用する人が多いかもしれませんが、そういう人ばかりでなく、車で送迎する場合はどこで行うのかを聞くのを忘れてしまったのですが事務局で把握していれば教えてください。

事務局（幼児保育課）：保護者の送迎の駐車場については、立体駐車場の南1を借りるということで計画しております。

土井会長：よろしいでしょうか。では、以上の意見で市長に答申をしたいと思います。続きまして3件目、さくらみなみ保育園についてです。まず、事務局から説明お願いいたします。

事務局（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：ありがとうございます。こちらでも事業者の説明を求めることができますがいかがでしょうか。

他委員：求めます。

土井会長：では事業者を呼びたいと思いますので、恐れ入りますが、傍聴者の方はもう一度御退席をお願いします。

（傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

土井会長：では傍聴者の方はお入りください。審議を再開したいと思います。意

見として 1 つは、道路の安全の件ですよね。これは付帯意見として付けざるを得ないと思いますが、他に御意見あればお願いいたします。

木村委員：先ほど交通安全についてのお話がありましたが、私も議会で何度かこのスクールゾーンについて提言させていただいたことがあります。しかしながら、なかなか改善が進まない。進まない理由も現実問題として分かるのですが、そういった所に保育園を造ることになるとですね、やはり本当に学校の先生方、保護者の方々、地域の方々が朝立哨したり、A型バリケードで止めたりなど、本当に対応をして頂いているのですが、しかし保育園の子供たちが通る時間帯は、車は通路とか裏道入るとかで多少減るかもしれませんが、保護者の方が送迎するときにはちょっと危険な所で、より危険さが増してしまうのかなと、現状でも対策に苦慮している所です。警察の方と相談するというお話でしたけども、警察どうこうじゃなく規制ができないのかなと思いますが、少し工夫が必要かなと思いますしやはり難しいかなというふうに思います。

もう 1 点、公園が神社の中、境内が公園となっていますが、神社を公園と指定するのはいかななものかと思っております。あくまでも神社は氏子の方の管理下ですので、公共性はあるにしても少し疑問を感じます。あと、写真を見ますと使用禁止になっている遊具、0 歳児～2 歳児には難しい危険な遊具ですということを隠さず入れて頂いて大変素晴らしいなと思う所ですが、少しその辺の所も具体的に対策を取らないといけないかと思えます。危険だと書いていても 0 歳児から 2 歳児の子供が読めるわけがありませんので、保育士の方が目配り気配りして安全を確保するにしろ、危険なものがある所を指定するというのは何か別な角度で対応しなければいけないのではと思っております。以上です。

土井会長：遊具の件は改善意見を付けられると思いますが、交通のことについては何か改善意見はありますか。

木村委員：いろんな改善策を長年に渡り実施して頂いていて、それこそ 30 年間いろいろ取り組んで頂いています。私も心配事を主張してきていますが、もう

本当に残念ながら解決に至っていないという所です。おそらく警察署でもできませんとは言わないと思いますが、学校関係の方も本当に真摯に心配に親身になって取り組んでいる地域です。今、通行止めをしているスクールゾーンはつくば市に 2 か所しかありません。でも、その 2 か所というのがもう 30 年、40 年続いてしまっている所です。それだけ課題のある所ですので、少し慎重に捉えた方がいいと思います。

土井会長：慎重にとしか言いようがないですかね。こうして欲しいとしか要望を出しようがないということですかね。

木村委員：現実はですね、どうしようもないかと思います。

土井会長：橋本委員どうぞ。

橋本委員：田中委員にお聞きします。地元ということでこの場所についてはよく御存知かと思いますが、確かにあそこはスクールゾーンで、時間帯で通行止めをしているのを私たちも承知していますが、この写真で見ると 65 ページに、美容室がありますよね。そこから、桜南小学校の方へ向かっていくちょうど角の所、美容室の方から見ると鋭角になるのですが、この道は地元では例えば保育施設があった所の子供の送迎には、使わせないというようなことが決まっているのでしょうか。それともその道路は使えるのでしょうか。

田中委員：朝 7 時半から 8 時 10 分までは自転車を通う高校生も多く、並木中学校に行く子ども達のためにもせき止めていて、ここの住民、アパートやマンションの人しか通れないような状態になっています。しかし、通ろうと思えば通れます。

橋本委員：こちらは一般道路ですが、12 人の園児とそれから 7 時半前には出勤してしまうかもしれませんが職員の車について、地域との話し合いの中で、ここにこういう車が入りますよということは了解がもらえたりはするのでしょうか。

田中委員：今年は事故の報告は受けていませんが、やはり自転車と車の接触事故

が非常に多くて、私が住んでいる自治会でここをせき止めしています。

橋本委員：いわゆる下大角豆地区、でもあそこは新しい住宅がどんどん建っていますね。

田中委員：そうですね。こちら側の新しい所を通っています。

橋本委員：車の交通量はそれなりにあるかと思いますが、それをこの施設のために車を遮断ということは可能なのか、不可能なのか。それによって違ってくるかと思ひまして。

田中委員：そうですね。奥の方から入ってくる場合だと、自治会が違うのでこちらからどのような意見が出るかというのもあります。この大通りは本当にだめですよ。

橋本委員：美容室の所の道はだめですよ。その先の桜南小学校へ行く方から、美容室から向かって左側へ曲がる道、これは普通の車は通れますので。

田中委員：通れますね。

橋本委員：そうすると、その次の写真で見ると、71 ページで見ると丁度その施設の近くに道路が通っていますので。

田中委員：はい、あります。普段は多分小学生が8時くらいに通る時間帯だとは思いますが、ここは、付近の住民の方しか通らないので検討というか自治会にお話してという形になると思います。

橋本委員：そうですね。何十台も通るわけではないですし、時間帯も決まっているでしょうし。

土井会長：建設的な御意見、ありがとうございます。地域の自治会と協議・相談の上、送迎時のルートについての確保を検討頂きたいということでよろしいでしょうか。ではそれを付帯意見として付けさせて頂きたいと思います。他に何か施設の内容等、労働条件などいかがでしょうか。

間野委員：給食についてですが、連携施設で調理と書いてあるのでそれを運搬するということだと思いますが、キッズルームやまもとさんは、こちらの施設は

おそらく他にいろいろ連携しているとかがなく、そういった運搬ということは初めてされるのかなと思うのですが、その辺りの管理やチェックというのはもう既にされているのでしょうか。

土井会長：事務局にお答えいただいた方がいいのでしょうか。質問ということでしょうか。

間野委員：はい、質問です。申請を受理する時点できちんとチェックされていれば問題ないと思いますが、分からなかったのを教えていただければ。

土井会長：事務局いかがでしょうか。確認をお願いします。

事務局(幼児保育課)：申請の時点で給食の提供方法ということで確認しております。現在、事業者と保健所とで確認をして頂いています。

間野委員：ありがとうございます。

土井会長：他に御意見等ありますか。

鬼頭委員：受理する側の話になりますが、施設整備に関する考え方ということで、将来増員するかもしれないということを記載されていますが、増員も対応できると判断して居室などの状況の面積を受理したのでしょうか。12 名から 15 名ほどに増える場合、1 人あたりに必要な面積はおそらく 2 坪程度でしょうか。そういった所はクリアしているのでしょうか。

事務局(幼児保育課)：当初 12 名で予定していますが、ここから 4、5 名は増やせる面積になっております。

鬼頭委員：余裕を持たせているということですね、分かりました。

土井会長：他に御意見、或いは質問等ありますでしょうか。

川久保委員：1 つ前の園について、常勤の保育士の数が少ないという話が出ていましたが、今回の園の常勤の保育士は 3 人で、1 つ前の園の園児数の定員が 19 人で、今回は 12 人が定員ということですが、常勤保育士の数については 1 つ前の園では指摘して今回は指摘しなくて良いのかと思ったのですが。

土井会長：いかがですか。

橋本委員：そうですね、やはり少なめですね。非常勤の方が 7 名と多く、やはり常勤を増やして欲しい所ですね。

土井会長：館野委員お願いします。

館野委員：先ほどは 19 人規模の小規模保育、今度は 12 人の定員ですよね。国の定めた最低基準がありまして、これはあくまでも最低基準です。国が最低のレベルで許可をしているというわけです。もちろん最低以上多くいれば多いに越したことはないですが、最低基準をクリアしていれば、認めざるをえないと思います。以上です。

土井会長：最低要件はクリアしているけれども、我々としては、より充実した職員数を希望したいということをつけたいということだと思いますがよろしいですか。では、今の職員数の件とそれから送迎時の交通の件ですね、この 2 件を付帯意見としてつけたいと思いますがそれ以外に何かありますか。では、以上の形で付帯意見を付けさせて頂きたいと思います。どうも御審議ありがとうございました。では、これで 3 件が終わりましたので本案件はこれで終了になります。なお、具体的な答申の文面につきましては、私の方に一任して頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

他委員：異議なし

土井会長：ありがとうございます。ではそれで進めさせて頂きます。本会議における答申及び答申を受けての事業者からの回答の周知について、事務局から説明をお願いします。

事務局(こども政策課)：本日は慎重な御審議ありがとうございました。本会議にて御審議頂きました 3 件の小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取につきまして、本日の審議結果に基づいて、今後答申案を作成して参ります。3 件中 3 件、付帯意見を頂いておりますので、付帯意見に対しての事業者からの回答が提出され次第、答申と合わせまして委員の皆様にもメールにてお知らせしたいと考えておりますので、御承知置きいただければと思います。事務局からは以

上となります。

土井会長：ありがとうございます。今回の審議につきましては、私の理解不足もあり、当初、議事の混乱を招いてしまいお詫びを申し上げます。では続きまして報告事項が 1 件ありますので、事務局からお願いいたします。

事務局(こども部長)：整備方針の説明に入る前に、第 2 回子ども・子育て会議の中で、公立保育所整備方針についての審議がありましたが、一部訂正させていただきます。橋本委員より前回、認定こども園の選定もあり得るのかという質問がございました。私から、条件が合えばあり得るという回答をいたしました。今回の 9 つの保育所の整備については、認定こども園は公立幼稚園があること、それから整備の目的が早急な老朽化の解消であるため、学校法人の場合も保育所のみの整備とさせていただきます。委員の皆様には、議事録確認の際に文書でお知らせいたしましたが、改めて訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(こども政策課)：それでは、公立保育所の整備方針について説明させていただきます。公立保育所の整備方針につきましては、前回の第 2 回子ども・子育て会議におきまして、長時間にわたり御協議頂き、また、多くの御意見を頂き、誠にありがとうございました。前回の会議後の経過と、今後のスケジュールについて御説明させて頂きたいと思います。お手元の資料 4、75 ページになります。つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針を御覧下さい。公立保育所の整備方針につきましては、委員の皆様から多くの御意見を頂き、子ども・子育て会議として、3 つの御意見を頂いた所でございます。頂いた御意見といたしましては、まず 1 つ目、保護者の負担と職員の処遇について配慮すること。2 つ目、上横場保育所については公立も含め、慎重に検討すること。3 つ目、法人の実績については幅広く検討することの 3 つでございます。

頂いた御意見を踏まえまして、議会文教福祉常任委員会勉強会、公立保育所所長会議において、整備方針を説明するとともに、こども部内におきましても

さらに議論を重ねまして、8月25日の市長、副市長、及び庁内全部局長で構成されます庁議において審議をした結果、この整備方針については、児童の安全を第一に考えた上で新耐震基準を満たしていない施設を早急に整備する必要があること、また、整備における財源については、国の補助金等を積極的に活用すべき等の御意見があり、前回の会議にて、委員の皆様にお示ししました原案通り承認されました。承認されました整備方針につきましては、委員の皆様に変更してメールにて御報告させて頂いた所でございます。その後の9月3日、議会全員協議会におきまして、全議員の皆様にご説明をさせて頂きました。また、整備スケジュールにつきましては、広報つくば10月1日号にも掲載をさせて頂きました。

今後は、その整備方針に基づきまして、整備を進めて参りたいと考えております。また、現在、整備方針に基づき、上境保育所の個別整備計画の作成を進めている所でございますので、今後改めて委員の皆様の御意見を頂きたいと考えております。前回の会議の中で頂きました保護者の負担と職員の処遇について配慮すること、それから法人の実績については幅広く検討することといった御意見をもとに、他の自治体の事例等も参考にしながら、来年の夏頃を目途に民間事業者の募集要項の作成を進めて参ります。なお、小田保育所についてですが、今後のあり方について、園児の保護者の方々と意見交換をさせて頂いており、今年度末を目途に方向性を決定していきたいと考えています。公立保育所の整備方針について、事務局から以上になります。

土井会長:今の報告につきまして何か御質問等ありますか。よろしいでしょうか。では予定していた報告は以上の1件だけですが、他に追加事項がありましたら、事務局お願いいたします。

事務局(こども政策課):追加で1件、御連絡させて頂きます。次回の第4回子ども・子育て会議についての御連絡です。前回8月の第2回子ども・子育て会議にて、第2期子ども・子育て支援プランの基本目標について皆様に意見をまと

めて頂きましたが、プランの冊子のページの 45 ページ以降の重点事業という項目で、保育や各地域子ども・子育て支援事業の見込みの量とその確保の方策について記載しています。そこで、それぞれの具体的な数値目標が掲げられていますが、次回の第 4 回会議で、こちらについても前回の点検に追加する形で、点検評価をさせて頂きたいと思っています。

具体的な点検評価方法については、後日、皆様にメールで御説明差し上げる予定ですが、第 2 回と同様、予め関係各課と調整の上、事前に委員の皆様に確保量の状況等をお知らせし、また質問の受付等も事前にさせて頂きながら進めたいと考えています。ですので、前回の基本目標についても、ホームページへの掲載は重点項目の点検評価の状況に応じて、委員の皆様に御確認頂いた上で掲載させていただければと考えております。説明は以上となりますが、御質問等があれば、いつでも事務局のこども政策課に御連絡ください。まずは、重点項目の点検評価の方法について、皆様にお送りさせて頂ければと考えております。以上です。

土井会長： 前回、まとめて頂きました点検評価に加えて数値目標についての点検評価も具体的にさせて頂きたいということのようです。この件につきまして、御質問等ありますでしょうか、よろしいですか。報告は他にありますか。

事務局（こども政策課）： 事務局からはありません。

土井会長： これで審議事項と報告は終わりましたが、委員の皆様方から何か御発言したいことがありましたら、よろしくお願いいたします。

千代原委員： 今、少し話題になっている件なのですが、宮城県登米市のこども園に刃物を持って侵入した疑いのある事件についてです。お伺いしたいことは、このような事例が発生した時に、つくば市はどのような行政指導をするのかということ、改めてここで確認させていただければなと思っております。以上です。

土井会長： こちらは事務局に対する質問ですか。

千代原委員：はい。事務局に対する質問です。

土井会長：御回答頂いてよろしいですか。

事務局(幼児保育課)：まず不審者やそういった事件等が各園であった時ということですが、各園では危機管理マニュアルを作成しております。毎年、園で避難訓練を行っていますが、火災訓練や、不審者対策ということで、訓練を行っています。訓練の実施状況の確認ですが、毎年年に1度監査がありますので、その時に確認をさせて頂いております。また市内で不審者情報等何かあった時には、各園にメールで注意喚起をしております。以上です。

土井会長：追加で確認ありますか。

千代原委員：いえ、ありません。ありがとうございます。

土井会長：橋本委員どうぞ。

橋本委員：昨日もですが、今話のあったようないろいろなメールが市から届きますが、桜地区内でイノシシが出没したという情報がありました。本当に住民の住んでいる身近で目撃されていて、桜のライスセンター、古来辺りで最初目撃されて、その地域を転々として吾妻の方でも目撃されたというような情報がありました。私たちの中でも、イノシシ対策はあまりしていないと思います。

もし遭遇した時にどのような行動を起こしたらいいのか、まずフェンスでしっかり囲ってある所は園内には入りづらいとは思いますが、土を掘ることもありますので、入られてしまうこともあるかと思いますがそういった時の対策も併せて、メールしていただければありがたいと思います。以上です。

土井会長：はい。市への要望ということでよろしいですね。何か御意見求めますがいいですか。市から何か意見求めますか。よろしいですか。

橋本委員：棒を持って戦えとかいろいろあると思うのですが。

土井会長：では要望ということでよろしいですね。他に何かありますでしょうか。

江原委員：保育所や幼稚園に新型コロナウイルスのPCR検査キットが配られたようですが、使い方が分からずうまく使えないといったことがあるようなので、

その辺の情報も流して頂きたい。医師会や園医の先生が対応してくれると思いますので、そういうのを流して欲しいと思っています。まだ来てないということですね。

土井会長：一律では来ないのですね。

江原委員：既に来ていたという話を聞いていますが、連絡が来た所と来ていない所があるのですね。

土井会長：他に何か御発言したいことはありますか。ないようですので、これで審議及び報告を終わりにいたします。御協力頂きましてどうもありがとうございました。事務局に進行を返したいと思います。

事務局(こども政策課)：土井会長、ありがとうございました。そして委員の皆様、長時間にわたり丁寧な御審議を頂き、本当にありがとうございました。本日の会議録は、後日、皆様に御確認いただいた後に市のホームページで公開させていただきます。なお、次回の第4回会議は令和4年2月頃の開催を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和3年度第3回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は本当にありがとうございました。

令和３年度（2021 年度）第３回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和３年（2021）11 月 10 日（水）

午前 9 時 30 分から正午まで

場所：つくば市役所本庁舎 2 階

会議室 201

< 次 第 >

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議 事 項

- ・ 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（３事業者）

4 報 告 事 項

- ・ 公立保育所の整備方針について

5 そ の 他

6 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

	組織等	氏 名	役職等	※ 選出 分類
1	議会	つくば市議会議員 木村 清隆	文教福祉委員会 委員長	(1)
2	幼稚園PTA	松代幼稚園PTA 会長 加藤 史恵	つくば市立幼稚園 P T A連絡協議会	(2)
3	児童クラブ	会長 千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会	(2)
4	学識経験者	筑波大学人文社会系 教授 土井 隆義	大学教授等	(3)
5		筑波大学医学医療系 講師 堀内 明由美	大学教授等	(3)
6	民間保育園	かつらぎ第二保育園 園長 館野 正弘	つくば市民間保育協議会	(4)
7	民間幼稚園	栄幼稚園 園長 橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会	(4)
8	子育て支援団体	会長 浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会	(5)
9		代表理事 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん	(5)
10	主任児童委員	代表 大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会	(5)
11	公立小中学校長	秀峰筑波義務教育学校長 岡野 光浩	つくば市立小中学校長会会長	(6)
12	公立小中学校長	竹園西小学校校長 飯島 孝子	つくば市立小中学校長会副会長	(6)
13	市民委員	池田 由美	こどもの保護者、子育て支援に関心 がある市民等	(7)
14		黒木 教子	〃	(7)
15		田中 エリ子	〃	(7)
16		鬼頭 聖	〃	(7)
17	小・中学校PTA	手代木中学校PTA 会長 金谷 弦	つくば市 P T A連絡協議会	(2)
18	小児医療	江原こどもクリニック 院長 江原 孝郎	つくば市医師会	(2)
19	保育園保護者会	吾妻保育所父母の会 会長 川久保 皆実	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会	(2)

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称	プチリックつくば千現園
設 置 者	リックキッズ株式会社 代表取締役 森本 潤
設置予定地	つくば市千現一丁目 23 番地 7 青葉ビル1 階
定 員	19 名（0 歳児 3 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名）
設置予定日	令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称	スクルドエンジェル保育園 つくば駅前園
設 置 者	株式会社シニーパークシィジャパン 代表取締役 里内 美帆
設置予定地	つくば市吾妻一丁目5番地3 トナリエつくばスクエア MOG 2階
定 員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
設置予定日	令和4年（2022年）8月1日



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称	さくらみなみ保育園
設 置 者	一般社団法人キッズルームやまもと 理事長 山本 武利
設置予定地	つくば市大角豆 377 番地
定 員	12 名（0 歳児 3 名、1 歳児 4 名、2 歳児 5 名）
設置予定日	令和 4 年（2022 年）9 月 1 日



つくば市公立保育所の 新耐震基準を満たさない 施設の整備方針



つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針

1 前提条件の整理

つくば市では、令和2年（2020年）3月に、「第2期子ども・子育て支援プラン」（以下、「プラン」という）を策定した。このプランでは、「つくば市未来構想」における人口ビジョンにより、令和30年（2048年）に人口が約29万人のピークを迎えるとの推計値から、各年の0歳から11歳までの年齢ごとの人口を見込んでいる。教育・保育提供区域として北部・中央部・南部の3つのエリアを設定して、エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保方策を示し、待機児童の早期解消に向けて保育環境の整備を図ることを目指している。

今後も子育て世代を中心に人口増が見込まれるため、プランに基づき、人口の見込みと保育ニーズ調査から算出した保育の見込み量を勘案し、保育施設の新設や定員増を基本とした保育の確保量の拡充を図る。プランにおける保育の量において、中央部は令和7年までに1,355人増加する見込みのため、令和2年度から令和6年度末までに36か所の保育施設を整備し、受け皿の確保を目指す。

また、同じく令和2年（2020年）3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、施設改善の基本的方向として、①新耐震基準適用後に建設された施設については長寿命化のための大規模な修繕で計画的な維持保全を図る、②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設については、長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修を施す、③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設については、建て替えと定めた。（表1）

（表1）市の公立保育所のエリアと耐震対策状況

	北部	中央部	南部
①	今鹿島保育所（築36年） 上郷保育所（築35年） 作岡保育所（築31年） 沼田保育所（築27年） 北条保育所（築1年）	桜南保育所（築34年） 大穂保育所（築33年） 二の宮保育所（築32年） 松代保育所（築25年） 真瀬保育所（築6年）	
②		竹園保育所（築45年） 並木保育所（築44年） 吾妻保育所（築42年） 手代木南保育所（築41年）	
③	小田（Iw 0.61/築51年）	上境（Is 0.07、Iw 0.81/築47年） 稲岡（Is 0.14/築44年） 上ノ室（Is 0.20 Iw 0.71/築48年） 上広岡（Iw 0.64、Is 0.23、/築46年） 上横場（Is 0.45/築53年）	岩崎（Iw 0.34/築42年） 高見原（Iw 0.52/築44年） 城山（Iw 0.79/築43年）

※Is 値は鉄骨建造物、Iw 値は木造建築物の耐震性能を測るための指標で、Is 値が0.6以上、Iw 値が1.0以上であれば震度6～7程度の大規模地震で危険性が低いとされている。

これら「プラン」と「基本方針」を受けて、公立保育所全体の今後の在り方を見据えながら、③の新耐震基準を満たしていき早急に対応が必要な9施設については、速やかに着手し、良好な保育環境を確保するため方向性を示すものとする。

2 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする児童を保育する場所であり、そこではすべての児童の最善の利益のために、児童の健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、厚生労働省が定める「保育所保育指針」に基づき、保育を実施している。

つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「保育所保育方針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えている。

つくば市では、現在 23 か所の公立保育所の他に、70 か所の民間保育園により保育を行っている。

(表 2) 市内の保育所(園)の現状

R3. 4. 1 現在

市内保育所(園)数	北部	中央部	南部	計
認可保育園	2	43	1	46
認定こども園	0	7	2	9
小規模保育所	0	15	0	15
小計	2	65	3	70
公立保育所	6	14	3	23
合計	8	79	6	93

3 公立保育所の役割

① 行政機関としての市保育行政の方向性に沿った保育の基準(スタンダード)の確立

実施される保育の取り組みは児童福祉法等に定める基準を満たし、これまで培ってきた保育の取り組みの維持・向上を図りながら、市内の保育施設における保育の基準を示している。

② 特別な配慮を必要とする児童への対応

待機児童の受入枠の確保の観点を考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組んでいる。

③ 地域子育て支援の拠点

地域交流事業や園庭開放事業等を実施し、保育所に入所していない児童が参加できるイベントを実施している。その際に保護者の育児相談を行うなど、保育施設等を利用していない子育て家庭に対して、公立保育所を利用した支援体制づくりに取り組んでいる。

④ 民間保育施設との連携・支援

保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、運営内容について適切な相談や支援を行っている。

⑤ 市内保育環境のセーフティネット

保育施設の空白地帯が発生する状況にならないよう様々な対策を行うことを前提に、万が一保育の実施が滞った際には、公立保育所全体で受入等の対応をしていく。

4 民間保育園の特徴

① 多種多様な保育サービス

運営主体や運営制度、施設、事業規模等により様々な保育施設が整備されているため、保育時間延長、一時預かり事業、病児病後児保育事業等、多様な保護者ニーズに対応ができる。

② 特別な配慮を必要とする児童への対応

公立保育所同様、待機児童の受入枠の確保の観点进行考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組み、多くの児童が入所している。なお、加配保育士を配置した場合、児童の障害の程度に応じて市独自の助成を行っている。

③ 地域子育て支援拠点としての機能

身近な子育て相談の場所として、保育園に併設する形等で拠点を設置し、子育てに必要な情報や親子が気軽に集えるスペースを提供している。(つくば市では現在8か所)。

④ 地域型保育事業者との連携・支援

地域型保育事業を行うにあたり、連携施設(幼稚園・認可保育園・認定こども園)が必要であるため、小規模保育事業者における保育内容の連携や卒園後の受け皿の役割を担っている。

⑤ 市の財政支出の軽減

公設公営の場合、建設費・運営費は利用料以外市の支出となる。一方民間の場合、建設費(国1/2、市1/4、事業者1/4)・運営費(国1/2、県1/4、市1/4)の補助があり、市の支出が軽減する。

5 新耐震基準を満たさない施設の整備方針(9保育所)

(1) 9保育所の整備に関する基本的な考え方

① 施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、Is値/Iw値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

・令和7年度末までを目途に整備し、移行を可能とする。

② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

・上ノ室保育所・上広岡保育所については、距離が近く規模的にも統合可能である。

・高見原保育所・城山保育所については、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っており、規模的にも統合可能である。

③ 近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

・小田保育所については、国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後のあり方について検討していく。

④ 公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

・上横場保育所については、上横場・谷田部・みどりの地区の児童が大半であるため、中央に位置する旧谷田部庁舎跡地も視野に入れ検討する。

・茎崎地区においては、幼稚園統合後の跡地を検討する。

⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

・つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないように茎崎地区の1か所を公設公営とする。

⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人（以下、法人という）による建設・運営を優先して検討する。

- ・上境保育所については、人口増が見込まれ、待機児童が発生している中根・金田台地区を含むエリアのため、法人の参入が期待できる。

- ・上ノ室保育所、上広岡保育所については、一定の人口維持が見込まれるエリアであり、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。

- ・稲岡保育所については、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。

- ・上横場保育所については、人口増の著しいみどりの地区の利用者が多く、上横場・谷田部地区も一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。

- ・高見原保育所・城山保育所については、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。

⑦ 9 保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(2) その他児童に関して配慮すべき事項

① 整備が完了するまで、児童の安全の確保を行いながら保育を継続する。

- ・建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していく。

- ・新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明した上で、既存保育所の新規入所を行う。

② 保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進めていく。

- ・現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していく。

（基本的には新設園で受け入れる）

(3) 9保育所の整備方針及び整備スケジュール

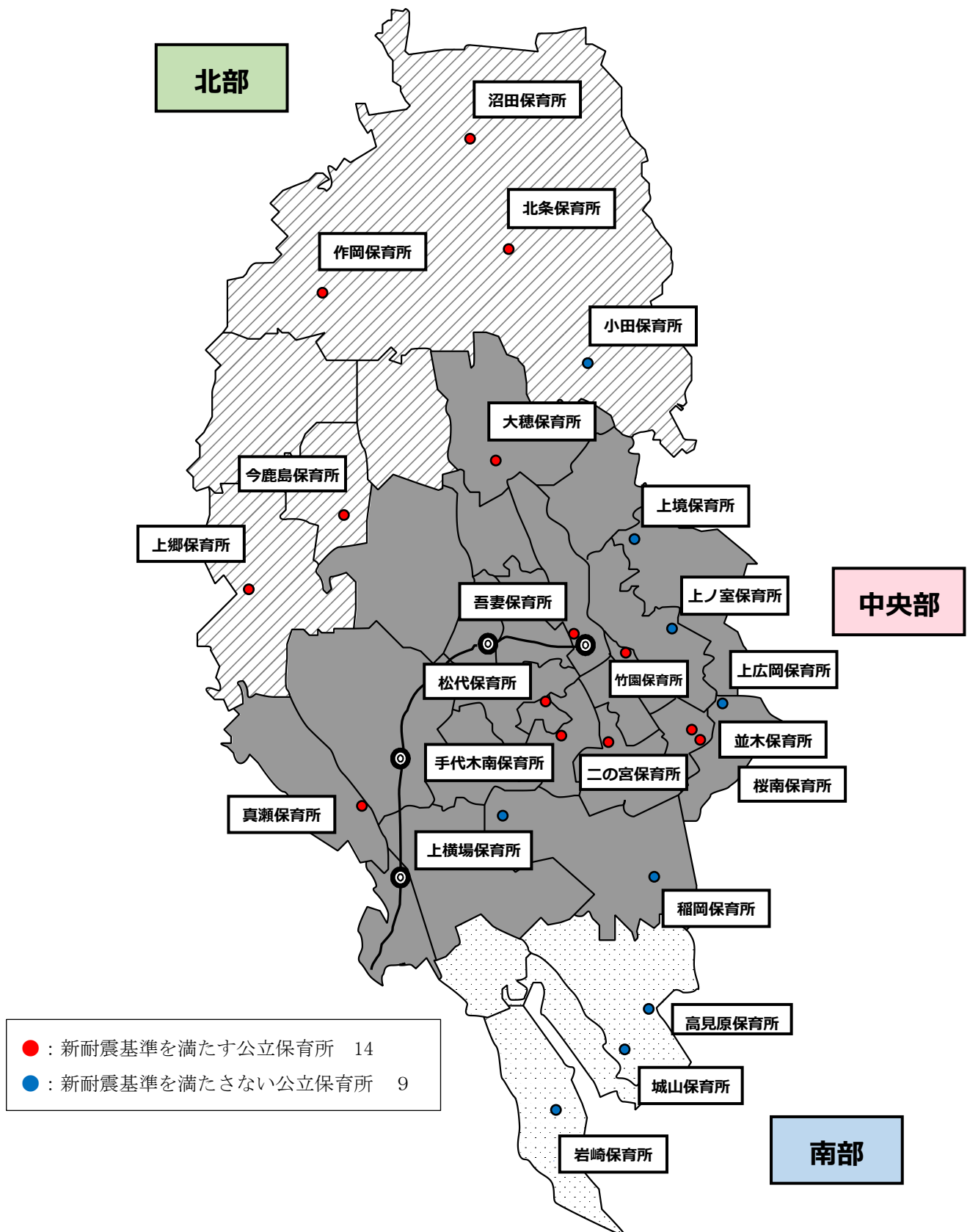
		卒所する児童	H27（2015）年度 生まれ卒所	H28（2016）年度 生まれ卒所	H29（2017）年度 生まれ卒所	H30（2018）年度 生まれ卒所	H31（2019）年度 生まれ卒所	R2（2020）年度 生まれ卒所			
保育所名	Is値	方針	R3	R4	R5	R6	R7	R8	定員	在籍 数	
	Iw値										
上境	Is0.07	同じエリアで法人による建設・運営	全体スケジュールの保護者説明※1	保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	41	
	Iw0.81										
稲岡	Is0.14			保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	57	
上ノ室	Is0.20	2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営			保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	49
	Iw0.71									70	52
上広岡	Iw0.64			Is0.23							
	上横場				Is0.45			保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート
高見原	Iw0.52	2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営				保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	60	65
城山	Iw0.79									60	52
岩崎	Iw0.34	岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営			保護者・地区説明※2	保育所建設（リース）	公立でスタート			60	62
小田	Iw0.61		国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後の在り方について検討していく。						60	29	

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定

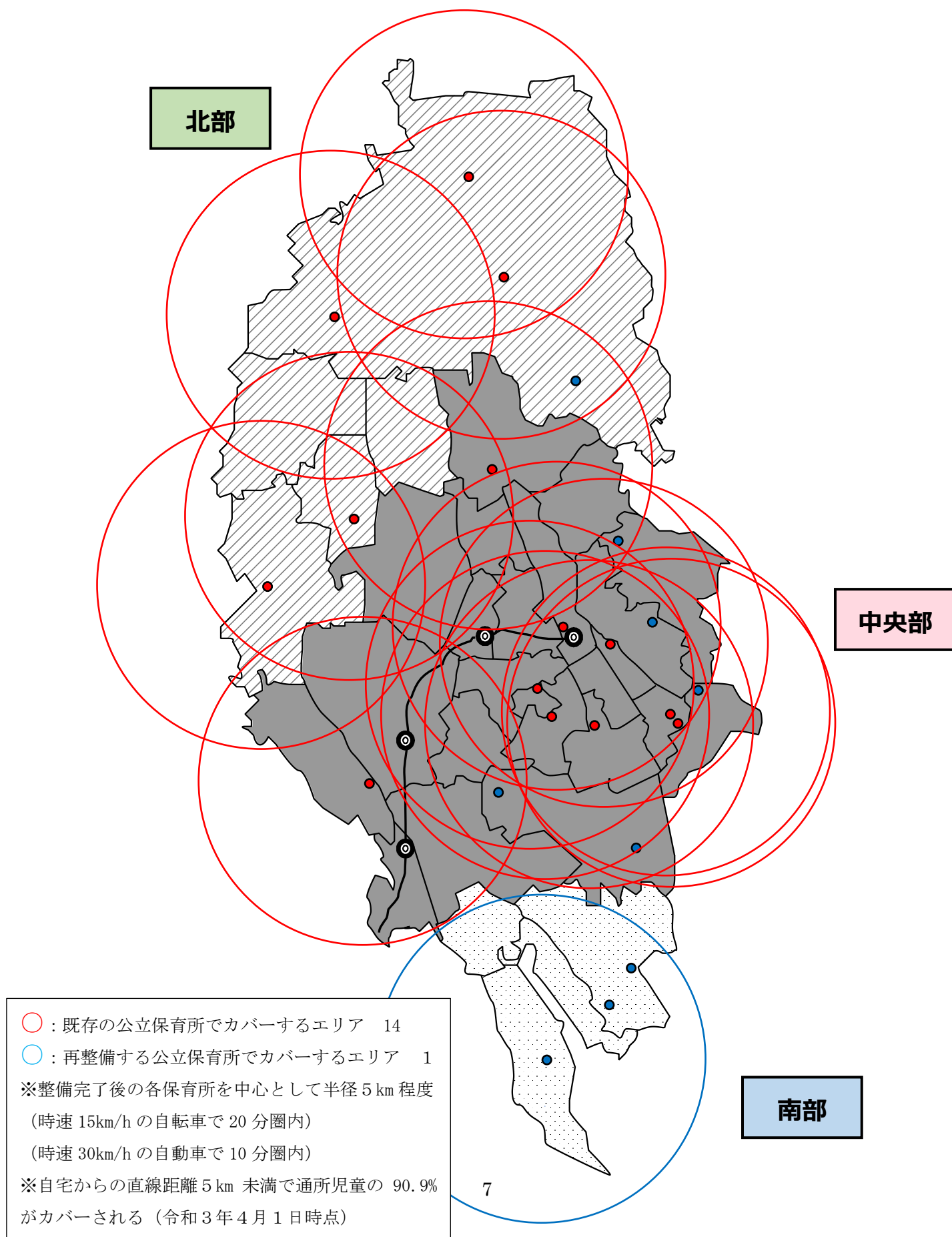
（在籍数は令和3年8月3日時点）

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画（案）作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

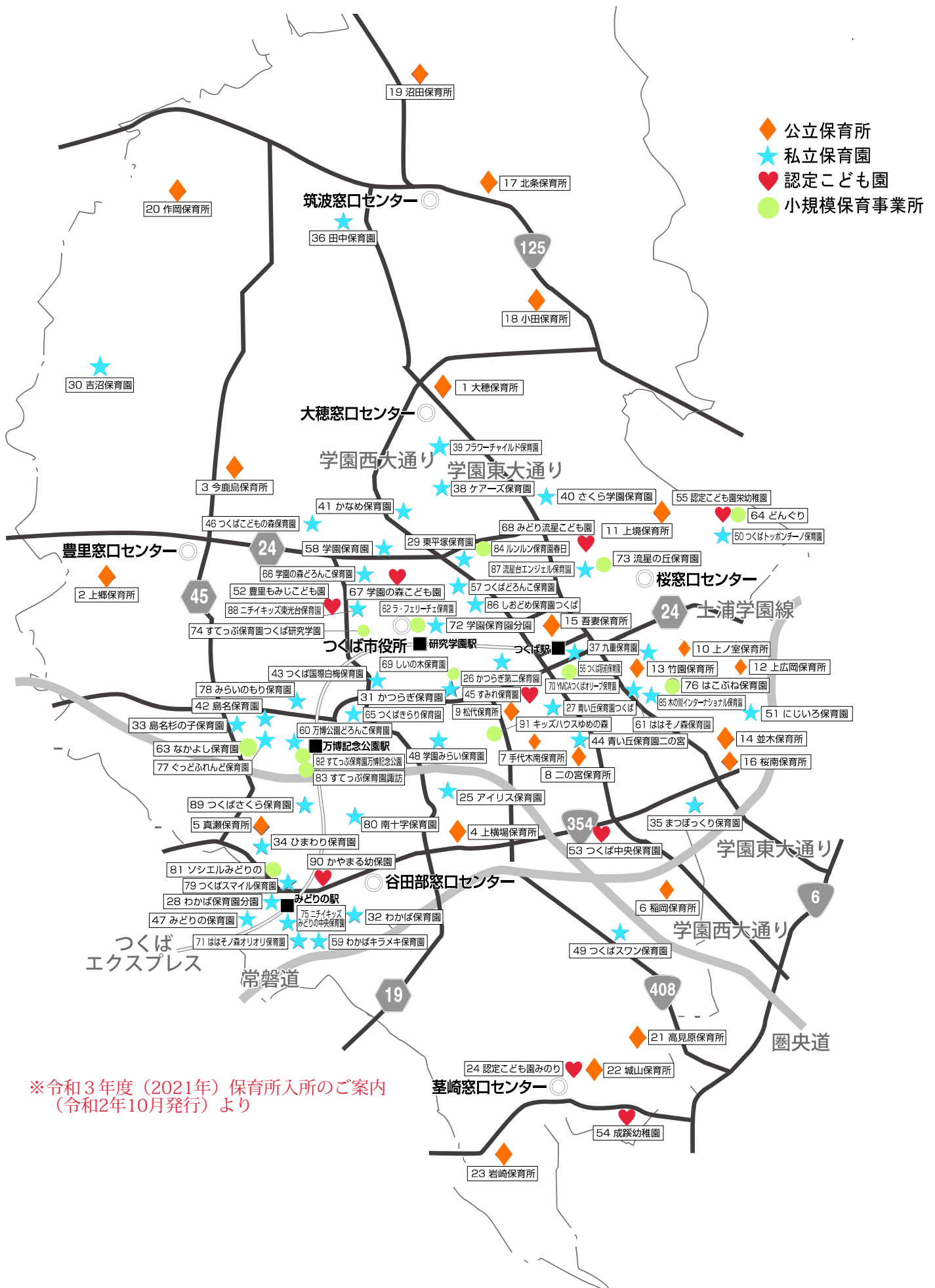
参考1 公立保育所の現状の配置



参考2 公立保育所の今後のカバーエリア



参考3 市内保育所等の配置



会 議 録

会議の名称		令和 3 年度 (2021 年度) 第 4 回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和 4 年 2 月 2 日 (水) ～ 3 月 2 日 (水)		
開催場所		書面		
事務局 (担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	土井隆義、木村清隆、加藤史恵、千代原義文、堀内明由美、 舘野正弘、橋本幸雄、浦里晴美、間野聡子、大久保良文、 岡野光浩、飯島孝子、池田由美、黒木教子、田中エリ子、 鬼頭 聖、金谷弦、江原孝郎、川久保皆実		
	その他	なし		
	事務局	こども部こども政策課		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	なし
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号		
議題		協議事項 (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について 【協議 1】 (2) 第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・ 評価について (重点項目) 【協議 2】 (3) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の 聴取について (上境保育所) 【協議 3】 報告事項 (1) 令和 5 年 4 月保育所創設について【報告 1】 (2) 令和 3 年度の教育・保育施設の利用定員変更について【報告 2】 (3) 小規模保育事業者に関する対応報告について【報告		

様式第 1 号

	3】		
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	なし		

協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称 インターナショナルキッズはるのひ保育園
設 置 者 株式会社エムズ学園 代表取締役 小池 美貴
設置予定地 つくば市春日二丁目 36 番地 3
定 員 19 名（0 歳児 3 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名）
設置予定日 令和 4 年（2022 年）7 月 1 日



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

仮 称	あすとろ保育園さくらの森		
設 置 者	社会福祉法人全進会設立準備会	設立代表者	山根 将大
設置予定地	つくば市さくらの森2番地5、6		
定 員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）		
設置予定日	令和5年（2023年）4月1日		



小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人以上～19人以下と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和4年1月現在 16 の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

	A型	B型	C型
定員	6名～19名	6名～19名	6名～10名
必要な設備	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所		
保育室等面積	○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上 ○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上		○ 全年齢1人につき3.3㎡以上
屋外遊戯場	○ 2歳児1人につき3.3㎡以上 ※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。		
職員資格※	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
職員配置	○ 0歳児 3：1 ○ 1・2歳児 6：1 +1名		○ 3：1 ※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76名分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況を勘案しながら整備を進めています。

今回の2事業者の利用定員合計は「38名（令和4年度整備分）」であることから、本事業を認可・確認することにより計画上過剰提供は発生しません。

意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価（重点項目）について

1 点検・評価（重点項目）の目的

令和3年度の第1回、第2回の子ども・子育て会議において、第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（以下、「プラン」という。）の「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載の各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）について点検・評価を行っていただいたところですが、第4回の会議において重点項目（P50以降）についても点検・評価を行い、プランの着実な実施を図ります。

2 点検・評価の対象事業

プランの「第5章 重点事業」の「3 教育・保育の見込み量と確保方策（P50-）」「4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策（P55-）」、「5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（p.63）」を対象とします。

3 点検・評価の方法

点検・評価は、基本事業に関連する担当課が作成した「事業担当課一覧および重点項目評価表シート」（以下、評価表シートという）を使用します。

【事前】 委員の皆様には、予め評価表シートを御確認いただきます。その上で、担当課が付けた事業の数値や評価について質問・意見等がある場合は、別紙「【重点項目】質問・意見シート.xlsx」を以下のとおり事務局（こども政策課）まで御提出をお願いいたします。特に質問・意見等がない場合は提出不要です。

(1) 提出期限 令和4年（2022年）1月24日（月）

(2) 提出方法 【E-mail】 wef043@city.tsukuba.lg.jp

【FAX】 029-828-5624

(3) その他 質問に対する担当課の回答は、会議当日配布いたします。

【当日】 会議当日は、委員の皆様より事前に質問があった事業を中心に、その他評価にあたって詳しい説明を要する事業や目標数値の設定をしていない事業など、事務局であらかじめ抽出したいくつかの事業を中心に

議論を行っていただきます。※基本的には、担当課による評価がふさわしいかどうかという点を議論していただくことになります。

議論の結果、方策結果（令和2年度実績）に対する各重点項目の評価を会議として決定していただきます。

なお、目標数値（確保方策）の記載がない事業についてはA B C Dの評価はせず、事業実績の確認と意見がある場合にはいただいた御意見、御指摘等を以って評価とさせていただきます。

※評価基準については以下の通りです。

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値））
A	計画に先行して進んでいる（100%超）
B	おおむね計画通り（80%-100%）
C	遅れが生じている（50%-80%未満）
D	大幅に遅れが生じている（50%未満）

（※数値は目安であり、数値に現れない事業事情や新型コロナウイルスなどの影響により数値が伸びなかった等の場合には、担当課の判断において数値の範囲にかかわらず評価を行う。）

以上

事業担当課一覧

事業 番号	事業	重点項目	基本目標	計画記載 ページ	担当課①	担当課②	担当課③
3	教育・保育の見込 量と確保方策	(1)教育保育の見込量 (全体)	Ⅱ	P50ー	幼児保育課	-	-
		(2)①教育保育の見込量 (北部エリア)	Ⅱ	P52	幼児保育課	-	-
		(2)②教育保育の見込量 (中央部エリア)	Ⅱ	P53	幼児保育課	-	-
		(2)③教育保育の見込量 (南部エリア)	Ⅱ	P54	幼児保育課	-	-
4	地域子ども子育て 支援事業音見込み 量と確保方策	①利用者支援事業	Ⅰ	P55	こども政策課	幼児保育課	健康増進課
		②地域子育て支援拠点事 業	Ⅰ	P55	こども政策課	-	-
		③一時預かり事業	Ⅰ	P56	幼児保育課	こども政策課	-
		④病児保育事業	Ⅰ	P57	幼児保育課	-	-
		⑤子育て援助活動支援事 業（ファミリー・サポー ト・センター事業）	Ⅰ	P57	こども政策課	-	-
		⑥子育て短期支援事業	Ⅰ	P58	子育て相談室	-	-
		⑦乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	P58	健康増進課	-	-
		⑧妊婦健康診査事業	Ⅰ	P59	健康増進課	-	-
		⑨養育支援訪問事業及び 要保護児童等支援事業	Ⅰ	P59	健康増進課	子育て相談室	こども政策課
		⑩時間外保育事業（延長 保育事業）	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑪実費徴収に係る補足給 付を行う事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑫多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑬放課後児童健全育成事 業（放課後児童クラブ）	Ⅲ	P61	こども育成課	-	-
		⑭放課後子供教室	Ⅲ	P62	こども育成課	-	-
5	子育てのための施設等 利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等 利用給付について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-
		②茨城県との連携につい て	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-

(1)市全体の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

全体（北部・中央部・南部）

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区 分	1号 認定	実際の 量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価	
						幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児
令和2 年度	①量の見込み	2,695	0			1,037	3618	0	4239					505	2454	542	2816				
	② 特定教育・保育施設	3,631	3,607	99%	B	365	3849	430	4252	118%	110%	A	A	760	2260	811	2473	107%	109%	A	A
	確認を受けない幼稚園	1,370	1,480	108%	A	40		40	0	100%		A				0	0				
	特定地域型保育事業		0					0	0					41	105	57	211	139%	201%	A	A
	企業主導型保育施設の地域枠		0				78	0	69		88%		B	36	87	35	92	97%	106%	B	A
	③確保見込量（②の合計）	5,001	5,087	102%	A	405	####	470	4,321	116%	110%	A	A	837	2,452	903	2,776	108%	113%	A	A
	過不足（③－①）	2,306	5,087			-632	309	470	82					332	-2	361	-40				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

①実際の量、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いについて、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。

②確保方策の実際の量については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を幼児期の学校教育の利用希望が強い確保方策として記載。

青色欄入力不要（自動計算のため）

自由記述欄のみ記載願います。

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

①北部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区 分	1号 認定	実際の 量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価	
						幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・ 2歳 児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・ 2歳 児
令和2 年度	①量の見込み	169				122	307		385					14	203	24	195				
	② 特定教育・保育施設	280	280	100%	A		509	0	548		108%	A		33	178	36	196	109%	110%	A	A
	確認を受けない幼稚園	420	420	100%	A			0	0							0	0				
	特定地域型保育事業		0					0	0							0	0				
	企業主導型保育施設の 地域枠		0					0	0							0	0				
	③確保見込量（②の合計）	700	700	100%	A	0	509	0	548		108%	A		33	178	36	196	109%	110%	A	A
	過不足（③－①）	531	700			-122	202	0	163					19	-25	12	1				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

②中央部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区 分	1号 認定	実際の 量	達成 率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価	
						幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児
令和2 年度	①量の見込み	2,406				851	3086		3,630					477	2104	502	2,485				
	② 特定教育・保育施設	2,581	2,697	104%	A	275	3173	300	3537	109%	111%	A	A	686	1950	734	2145	107%	110%	A	A
	確認を受けない幼稚園	950	1,060	112%	A	40		40	0	100%		A				0	0				
	特定地域型保育事業	0	0						0					41	105	57	211	139%	201%	A	A
	企業主導型保育施設の 地域枠		0				78		69		88%		B	36	87	35	92	97%	106%	B	A
	③確保見込量（②の合計）	3,531	3,757	106%	A	315	3,251	340	3,606	108%	111%	A	A	763	2,142	826	2,448	108%	114%	A	A
	過不足（③－①）	1,125	3,757			-536	165	340	-24					286	38	324	-37				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

③南部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区 分		1号 認定	実際の 量	達成率	評価	2号認定		実際の量		達成率		評価		3号認定		実際の量		達成率		評価	
							幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児	0歳児	1・2 歳児
令和2年度	①量の見込み		120				64	225		224					14	147	16	136				
	② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	770	630	82%	B	90	167	130	167	144%	100%	A	A	41	132	41	132	100%	100%	A	A
		確認を受けない幼稚園								0												
		特定地域型保育事業								0												
		企業主導型保育施設の 地域枠								0												
	③確保見込量（②の合計）		770	630	82%	B	90	167	130	167	144%	100%	A	A	41	132	41	132	100%	100%	A	A
	過不足（③－①）		650	630			26	-58	130	-57					27	-15	25	-4				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

①利用者支援事業（プランP.55）

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

各担当

基本型（市役所、地域子育て支援拠点等で実施）・・・こども政策課
特定型（市役所で実施（保育コンシェルジュ）・・・幼児保育課
母子保健型（市役所及び保健センターで実施）・・・健康増進課

令和2年度評価

（単位：か所）

	①量の見込み	②確保方策	③実際の確保量	達成率（③/②）	評価
基本型・特定型	1	1	1	100%	B
母子保健型	4	4	4	100%	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【基本型・特定型】

カウントしている1か所は特定型での実施数

・＜基本型＞については令和4年度から1か所で開始予定。

子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1）に利用者支援専門員を配置し、事業を行う。

【母子保健型】

見込みと同数の4か所で実施しているためB評価とした。

②地域子育て支援事業（プランP.55）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

令和２年度評価

（単位：か所）

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	198,675人	②確保方策	施設数	9	
			出張ひろば数	6	
①実際の量 (年間利用人数)	46,743人	③実際の確保量	施設数	9	
			出張ひろば数	6	
		達成率 (③/②)	施設数	100%	B
			出張ひろば数	100%	B

参考：令和２年度稼働状況

施設数・・・地域子育て支援拠点 9 か所 ・子育て総合支援センター ・かつらぎクラブ ・おひさまクラブ ・すぎのこクラブ ・なないろくらぶ ・おひさまクラブ	出張ひろば数・・・6 か所 ・北条保育所（子育て総合支援センター） ・荃崎交流センター（子育て総合支援センター） ・春日交流センター（子育て総合支援センター・なないろくらぶ） ・大穂交流センター（チェリークラブ・こどもの森広場） ・二の宮交流センター（かつらぎクラブ） ・市民ホールやたべ（おとなり・すぎの子クラブ）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・コロナの影響で、前年度と比較すると利用者数は減少
 - ・コロナの影響で、1施設が令和２年度下期から休止（おひさま）したが令和４年度から再開予定
- ※①実際の量（年間利用人数）は各地域子育て支援拠点の子育て広場と各出張広場の利用者の合計（親子の組数ではなく、来場者した人数で計算）

③一時預かり事業（プランP.56）

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に幼稚園において教育活動を行う事業

単位（在園児対応型：人 施設数：か所）

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	4,075人	②確保方策	在園児対象型	6,240	
			施設数	2	
①実際の量 (年間利用人数)	3700	③実際の確保量	在園児対象型	4700	
			施設数	1	
		達成率 (③/②)	在園児対象型	75%	B
			施設数	50%	C

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業

単位（全体・うち一時預かり：人 施設数：か所）

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	44918人	②確保方策	全体	38,613	
			うち一時預かり	36,000	
			施設数	25	
①実際の量 (年間利用人数)	15224人	③実際の確保量	全体	52,560	
			うち一時預かり	50,987	
			施設数	29	
12110人 3114人		達成率 (③/②)	全体	136%	A
			うち一時預かり	142%	A
			施設数	116%	A

担当等

こども政策課…子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業での利用人数（ア）
 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）で就学前の児童を対象に活動した延べ人数（イ）
 幼児保育課…民間保育園等一時預かりを実施している施設数（ウ）及び利用人数（エ）

実際の確保量のカウント方法

全体・・・ア＋イ＋エ 1541+1573+49,446=52,560
 一時預かり・・・ア＋エ 1,541+49,446=50,987
 施設数・・・ウ＋2 20+2=22 （※子育て総合支援センターとファミリーサポートセンターを2か所とカウント）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルスの影響により、利用控えが多かった。

④病児保育事業（プランP.57）

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業

令和2年度評価

単位（病児対応型：人 施設数：か所）

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	1,715	②確保方策	病児対応型	2,160		
			施設数	3		
①実際の量 (年間利用人数)	129	③実際の確保量	病児対応型	3,252		
			施設数	5		
		達成率 (③/②)	病児対応型	151%		A
			施設数	167%		A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルスの影響により、利用控えが多かった。
施設としても対応が難しく、利用希望者がいても断るケースが多かった。

担当課：こども政策課

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（プランP57）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

令和2年度評価

（単位：人）

区分					評価
①量の見込み （就学後）	1,295	②確保方策	全体	3,920	
			うち就学後	1,307	
			提供会員数	245	
①実際の量 （就学後）	2149人	③実際の確保量	全体	2149	
			うち就学後	576	
			提供会員数	218	
		達成率（③/②）	全体	55%	B
			うち就学後	44%	B
			提供会員数	89%	B

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして③一時預かり事業：幼稚園型以外の「全体」の項目に計上するので⑤子育て援助活動支援事業の実績は基本的に就学後で評価する。
・提供会員173人、利用・協力会員45人（自身でもサービスを利用し提供会員でもある者）の合算値218人を提供会員として計上。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルスの影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員に対してサービスを提供できたためB評価とした。

⑥子育て短期支援事業（プランP58）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

令和2年度評価 (単位：人、か所)

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	207人	②確保方策	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	153	
			施設数	6	
①実際の量 (年間利用人数) ※＝延べ利用人数	16人	③実際の確保量	確保人数 (※延べ利用日数 単位：日)	153	
			施設数	6	
		達成率 (③/②)	確保人数	100%	B
			施設数	100%	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、施設が受け入れ不可となり利用が激減しました。

契約している6施設は定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、令和4年度からは、ショートステイを里親にも委託する予定で準備を進めております。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（プランP.58）

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業

令和2年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み （出生見込数）	2,102	②確保方策	2,102	
①実際の量 （年間利用人数）	2,232人	③実際の確保量	2,232	
		達成率（③/②）	106%	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（評価の理由）

②確保方策（2,102人）に対する③実際の確保量（2,232人）としては106%と100%を超えているものの、令和2年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,331人に対しての③実際の確保量2,232人は95.8%となるためB評価とした。

⑧妊婦健康診査事業（プランP.59）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業

令和2年度評価

単位（延べ人数：人 延べ検診回数：回）

区分					評価
①量の見込み （延べ人数）	2,133				
①量の見込み （延べ回数）	29862	②確保方策	延べ回数	29862	
①実際の量 （延べ人数）	2,164	③実際の確保量	延べ検診回数	24620	
①実際の量 （延べ回数）	24620	達成率（③/②）	延べ回数	82%	B

参考

- ・一人につき最大14回検査ができるため、①確保方策の延べ回数は延べ人数の見込2,133人×14回＝29,862回。
- ・回数の確保で評価を行っている。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊婦全員が妊婦健診を14回受診するわけではない。健診回数は実際に必要な人数に対応している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、⑦の乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから延べ人数ではなく実人数である。但し、令和2年度中に妊婦健診を受診した実人数は約3,000人であり、乳児家庭全戸訪問事業の実績に相当する実績値として妊婦健康診査の第1回目（14回の中で1回目受診券を使う方が受診者が一番多いため）を計上した。

（評価の理由）

量の見込みの算出については、妊婦健診の最大受診回数14回を用いている。年度末近くに妊婦になった方など14回分全て受診していない方もおり、見込みより少なくなっているものの概ね計画通りと評価できるためB評価とした。

担当課：健康増進課、子育て相談室、こども政策課

⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業（プランP.59）

【養育支援事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業

令和2年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み （延べ訪問回数）	252	②確保方策 （延べ訪問人数）	252	
①実際の量 （延べ訪問回数）	307人	③実際の確保量	307	
		達成率（③/②）	122%	A

担当等

健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄 子育て相談室…要保護児童対策地域協議会開催数欄
養育支援訪問中、専門型（健康増進課）分のみで見込を出しているの、③実際の確保量についても健康増進課分のみで比較。 ホームスタート事業(こども政策課)については、養育支援事業に該当するがプラン作成時には記載対象ではなかったため自由記述欄に記載。

要保護児童対策地域協議会開催数（回） （令和2年度）
29

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】 （健康増進課：評価の理由） 精神疾患既往のある妊婦や不安定な状態の妊婦が増加しており、見込みを大幅に増加して実施しているため ＜【こども政策課】ホームスタート事業のR2実績＞ 問い合わせ件数：21件、説明訪問件数：19件、利用申込数：8件、許可件数：8件、延べ訪問件数：74件 ※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。

担当課：幼児保育課

⑩時間外保育事業（延長保育事業）（プランP.60）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、
保育所や認定こども園等で保育を実施する事業

令和2年度評価

単位（利用人数：人 施設数：施設）

区分				評価
①量の見込み （一日当たりの利用人数）	239	②確保方策 （施設数）	74	
①実際の量 （一日当たりの利用人数）	1,576	③実際の確保施設数	60	
		達成率（③/②）	81%	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（プランP.60）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業

令和2年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み（単位：人） （物品購入費等）	15	②確保方策 （物品購入費等）	なし（見込人数に 対し100％対応）	
①量の見込み（単位：人） （副食費）	300	②確保方策 （副食費）	なし（見込人数に 対し100％対応）	
①実際の量（単位：人） （物品購入費等）	7	③実際の確保人数 （物品購入費）	7	
①実際の量（単位：人） （副食費）	134	③実際の確保人数 （副食費）	134	
		達成率（③/①） （物品購入費等）	47%	B
		達成率（③/①） （副食費）	45%	B

補足

量の見込みと確保人数を比較した結果の達成率が出ても、実際の必要量に対して100％の対応を行っていれば、その旨を補足として記載いたします。
下の自由記述欄で、詳細を記載してください。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

実際の必要量に対しては100％の供給ができているため、評価はBとしている。

担当課：幼児保育課

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（プランP.60）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業

令和2年度評価

※子ども・子育て支援プランに具体的な見込量、確保方策の記載はなし

令和2年度における特定教育・保育施設等の参入実績

（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載

◆認可保育所：5施設5法人

（内訳）社会福祉法人2：新規参入1（本部市内）、既存法人1（本部県内）
学校法人 1：既存法人1（本部県外）
株式会社 1：既存法人1（本部県外※市内に既存保育所有）
一般社団法人1：既存法人1（本部県内）

◆幼保連携型認定こども園：1施設1法人

（内訳）学校法人 1：既存法人1（本部県内）

◆小規模保育事業：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人1：既存法人1（本部市内）
株式会社 1：新規参入1（本部県内）
合同会社 1：新規参入1（本部市内）
一般社団法人1：既存法人1（本部県内）

【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

担当課：こども育成課

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（プランP.61）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業

令和２年度評価

【量の見込み】

（単位：人）

区分		実績	①見込み	①実際の量
		R 1	R 2	R 2
児童クラブ員数	１年生	1,143	1265	1178
	２年生	1112	1229	1170
	３年生	869	942	1016
	４年生	598	647	676
	５年生	376	405	466
	６年生	214	225	240
	合計	4,312	4,713	4,746
児童クラブ数		104	121	118

【目標整備量】

（単位：か所、クラブ）

区分	令和２年度 （③確保目標）	④実際の 整備量	達成率 （④/③）	評価
新たに開設する公設児童クラブの箇所数	3	3	100%	B
新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※	6	12	200%	B
新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	9	3	33%	C

※ 公設クラブ箇所数×２＝公設クラブ数

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

（評価の理由）

新設（栄１施設２クラブ、谷田部１施設２クラブ、竹園西１施設２クラブ）６クラブ

増加（学園の森１クラブ、みどりの３クラブ、吾妻西１クラブ、柳橋１クラブ）６クラブ

公設児童クラブが大幅に増加した理由としては、みどりの学園児童クラブの受入数が大幅増となり、学校の図書室を借用して運営を開始したため（３クラブ分）である。

民間児童クラブの開所数が３クラブにとどまったのは新型コロナの影響（令和２年２月～６月の感染状況）により新規運営を次年度に持ち越す事業者もあり、当初の想定より運営を希望する民間事業者が現れなかったためである。そのため、令和３年度以降はより積極的な誘致を図っていく必要がある。

⑭放課後子供教室（プランP.62）

放課後において、学校施設等を活用して全ての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を得ることで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業

令和2年度評価

■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	評価 (②/①)	評価
	H30年	R 1	R 2	R 2		
イベント実施回数	138	153	168	72	43%	C

※定期開催除く

■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	達成率 (②/①)	評価
	H30年	R 1	R 2	R 2		
学校数	1	3	3	3	100%	B
イベント実施回数	79	300	320	287	90%	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

放課後子供教室のイベント開催数が72回となり見込みより大幅な減となった理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止の申し入れが小学校からあり、34校中13校の実施にとどまったためである。

○子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

<プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

また、預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、円滑に進めることができた。給付の実施回数についても、利用児童の保護者にアンケートを実施し、目標にある年4回の希望者が多かったため、当初の予定通り年4回実施した。

○子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

＜プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）＞

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その他の情報については茨城県と共有し、協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。

つくば市立上境保育所民間移管 施設整備計画（素案）

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

目次

1. つくば市立上境保育所民間移管施設整備計画について	1
2. 上境保育所の概要	3
3. 建替えにあたって	5
4. 民間移管にあたっての基本的な考え方	5
5. 民間移管の整備概要	5
6. 民間移管の進め方について（スケジュール）	8

1 つくば市立上境保育所民間移管施設整備計画について

(1) つくば市では TX 沿線を中心に人口が増加しており、保育をめぐる状況はめまぐるしく変化しています。現在、新耐震基準※を満たしていない施設が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように定めました。

①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建替え

(2) 「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を踏まえて、③新耐震基準適用前に建設し新耐震基準を満たしていない施設の早期対応のために、令和3年8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように定めました。

【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ① 施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 I_s 値/ I_w 値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。
- ② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③ 近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④ 公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。
- ⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦ 9保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、上境保育所については、築 48 年の木造の保育所であり、Is 値 0.07、Iw 値 0.81 と新耐震基準を満たさない施設であるため、(1) ③建替えにより施設改善を進めていく必要があります。そのための整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画などを定めたこの「つくば市上境保育所民間移管施設整備計画」を策定したものです。

※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と Iw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上。

2 上境保育所の概要



令和3年4月1日現在

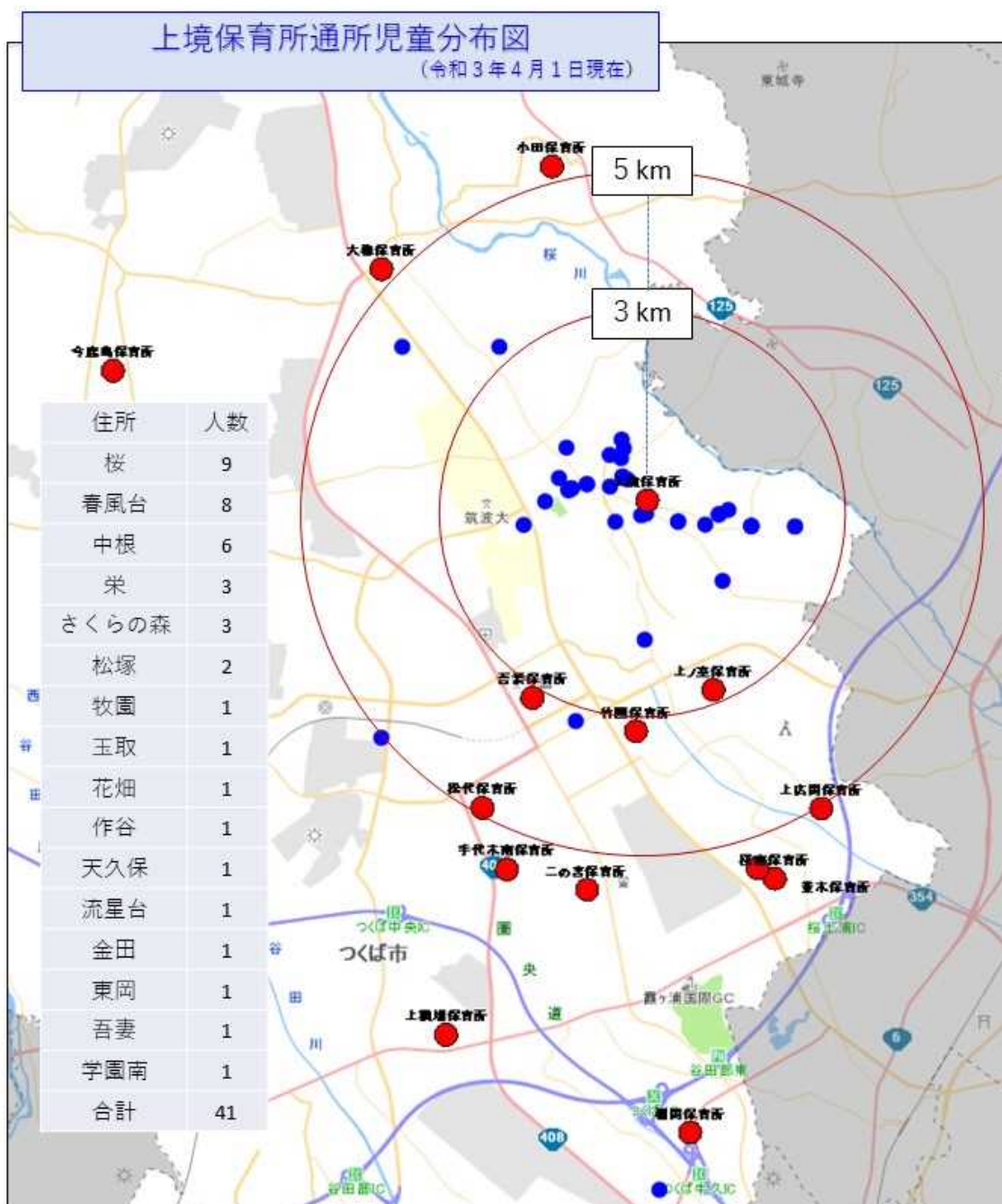
1	施設名称	上境保育所
2	所在地	つくば市上境 309-2
3	資産所有者	土地：つくば市（敷地面積：2,460 m ² ） 建物：つくば市
4	構造	木造 平屋建て
5	建築年月日	昭和 49 年 3 月 1 日
6	定員	60 人
7	老朽化の状況	建替えが必要な状況についての紹介 Is 値 0.07、Iw 値 0.81
8	立地条件	つくば駅から車で約 15 分
9	周辺の状況	周辺には既に市街地として醸成されているテクノパーク桜や流星台、春風台、さくらの森といった、現在人口が増加しているエリアが隣接している。
10	入所状況	入所児童数：41 人 （3歳未満児：13 人、3歳以上児：28 人）

上境保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

	H31	R2	R3
0歳			
1歳	4	3	5
2歳	11	10	8
3歳	10	12	8
4歳	11	9	12
5歳	7	11	8
合計	43	45	41

【参考】上境保育所の入所児童等の状況
上境保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和3年4月1日時点

3km 以内	3km～5km	5km 以上	合計（人）
35	4	2	41
85.3%	9.8%	4.9%	

3 建替えにあたって

上境保育所の建替えにあたっては以下の点への配慮が必要と考えます。

- 移管前までの通所児童の保育の継続
- 移管前までの児童の安全面への十分な配慮

上記を踏まえて、建替えの際は以下の点に配慮しながら進めます。

- ア 新園舎の建設場所：現保育所とは別の敷地に建設する
- イ 建設主体：選定された法人が整備を行う
- ウ 入所の受入れ：移管前までは、児童の入所を受け入れる
- エ 修繕・点検：入所停止まで継続して実施
- オ 入所の停止：移管のタイミングで入所を停止する
- カ 旧園舎の使用：移管後は旧園舎の利用を停止

4 民間移管にあたっての基本的な考え方

- 保育の質の確保・向上
 - ・優良な法人の確保
 - ・移管条件の順守
 - ・第三者評価の受審
- 児童への配慮
 - ・引継ぎ・共同保育
 - ・アフターフォロー
- 保護者意見の反映
 - ・三者協議会
 - ・移管後一定期間経過後に保護者アンケートを実施
- 十分な情報提供
 - ・保護者説明会
 - ・三者協議会

5 民間移管の整備概要

- ①移管後の施設形態
 - 児童福祉法に定める保育所
- ②民間移管の方式
 - 民設民営方式

③移管後の事業主体（整備・運営する法人）

→認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人

運営主体（候補）		設立の 公私区分	営利目的 の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き私(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

④民間移管における諸条件

ア：職員

→施設長や職員について保育の質を確保するため一定の条件を付す

イ：保育サービス

→多様化する保育ニーズに対応するため通常保育以外のサービスを実施

→0歳児の受け入れを行うこと

→従前の公立保育所に在籍している配慮が必要な児童を引き続き受け入れること

ウ：保育の質の確保

→第三者評価を移管後、一定年数以内に受審すること

エ：事業・行事の継続

→従前より実施していた事業・行事は原則継続

オ：苦情処理制度の整備

→苦情解決責任者を置くなど仕組みを整備すること

カ：職員の継続雇用

→従前の公立保育所で従事していた会計年度任用職員の積極的な受入れ

→従前の公立保育所で従事していた正職員は他の公立保育所へ異動

キ：児童への配慮

→移管前に引継ぎ・共同保育を実施、移管後にはアフターフォローとして定期的な市職員の訪問・助言

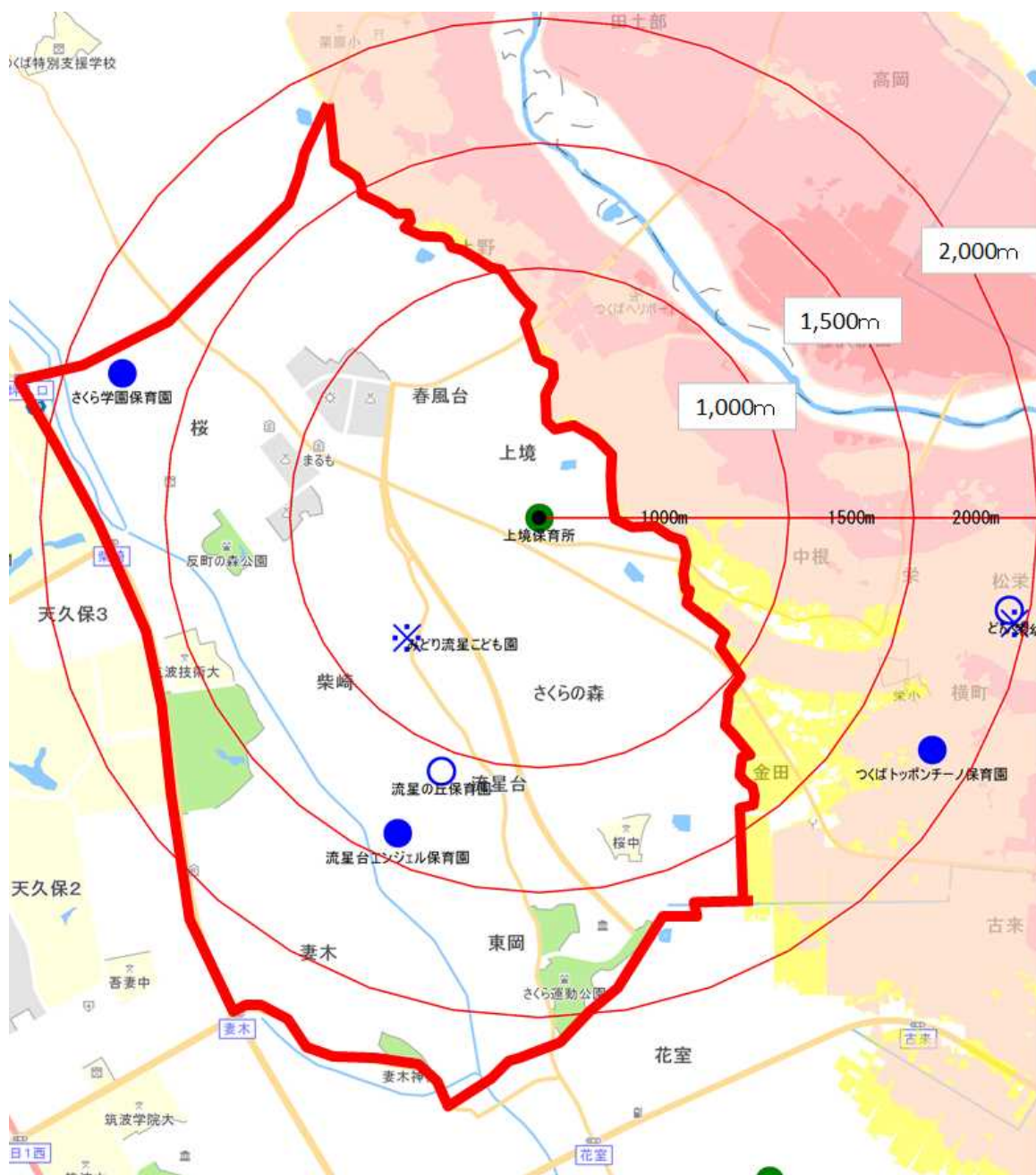
ク：費用負担【実費徴収】

→原則、公立保育所と同等程度。保護者の希望があるものについては可（※元公立保育所児が卒園するまでなど期間を定める）

ケ：定員・規模

→上境保育所については、現在の60人から定員を90人以上とする。

コ：募集エリア



【考え方】

上境保育所を中心に同心円を作成すると 2.5 km 以上で学園地区に到達するため、上境保育所の代替性が薄くならないことを考慮し、2 km で設定。

- ・ 北側：栗原がエリアが含まれるが、栗原が広いので、目印となる道路 206 号線を北限に設定。
- ・ 東側：桜川のハザードに該当するため、ほぼ削減。
- ・ 南側：大字金田-東岡-岡村新田-妻木のラインで設定（範囲のわかりやすさ）
- ・ 西側：東大通りで区切る。

6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

(1) 保護者説明会の開催

- ・現在入所中の児童の保護者や次年度以降入所希望の保護者等を対象に実施
- ・個別計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度開催
- ・保護者に対しての十分な情報提供を行う

	説明会の開催	説明会の議題等
1	個別整備計画(案)策定 保護者説明会	➤ 上境保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について
2	移管先法人に関する保護者説明会	➤ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告
3	移管に関する説明についての保護者説明会	➤ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール ➤ 移管先法人の職員紹介等

(2) 移管先法人の選定

保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上と市の子育て支援施策との連携の必要があり、公益性があり持続性の高い法人が望ましい。上述を踏まえ、移管先法人の募集は公募とし、選定委員会を設置します。

①選定委員会の設置

- ・客観性と専門性を確保する必要性
- ・委員は学識経験者、保育関係者、保護者代表者等で構成
- ・選定委員会で書類審査や面接等に基づき、移管先候補者を選定
選定委員会から市に報告→報告に基づき市から県へ移管先法人候補者を報告→茨城県が認可保育所として決定

②移管先法人の募集

- ・公募により選考を行う

③移管先法人の選定手順

	選定会議の議題等
選定会議	➤ 応募書類による選考 ➤ 選定会議委員による選考
移管先法人の決定	➤ 選定会議の報告を受け、本市として移管先法人を決定

④選定における留意事項

- ・ 公立保育所から移管する園であることを前提
- ・ 市の保育の質を維持・向上できる事業者であるか
- ・ 事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5民間移管の整備概要 ④移管における諸条件」の達成など、客観的な評価基準を設定

(3) 三者協議会の実施

- ・ 保護者の意見や要望が十分に反映されるよう、保護者・移管先法人・市で三者協議会を設ける
- ・ 保護者の不安解消と信頼関係の構築を図り円滑な移管を目指す
- ・ 必要に応じて、移管後の三者協議会も実施

(4) 協定の締結

- ・ 市と選定事業者にて、移管準備期間に行うべきことや双方の役割等について協定の締結を行う。

(5) 保育内容の引継ぎ

- ・ 移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要性
- ・ 移管準備期間中に現在在席している上境保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努める。

(6) 移管後における市の役割

- ・ 移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行う必要がある。
- ・ 保護者・移管先法人・市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなどより良い保育環境の確保に努める。

整備スケジュール

令和3年度	上境保育所民間移管施設整備計画の公表
	保護者説明会（※1）・住民説明会開催
令和4年度	整備・運営法人の事業者募集要項公表
	整備・運営法人の事業者公募開始
	選定会議の開催 整備・運営法人の事業者決定 法人決定の保護者説明会（※2）
	法人・保護者・市による三者協議会開催【以降随時開催】
	3月議会上程 ・令和5年度当初予算（上境保育所整備に係る経費） ・つくば市立保育所条例改正
令和5年度	新園舎建設開始
	移管に関する説明の保護者説明会（※3）
	引継ぎ保育開始
令和6年度	新園舎での保育開始
	保護者アンケートの実施

※1，2の保護者説明会開催時には質疑応答等も行う。

※3の説明会は、1，2で出た意見や質問等を踏まえて行う。

【整備スケジュール】

年 月		スケジュール					保 育 所
		主なスケジュール	保護者・地区	三 協 議 会	者 会	既 存 園 舎	
令和 3年度	4月				既 存 園 舎 を 使 用		既 存 園 舎
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月	個別整備計画（案）の公表	個別整備計画に 関する説明会 ※1				
	3月	個別整備計画の決定					
	令和 4年度	4月					
5月							
6月							
7月		移管先法人の募集開始					
8月		事前協議・エントリー受付					
9月		選定会議・移管先法人内定					
10月		移行に関する協定の締結					
11月			移管先法人に関 する説明会 ※2				
12月							
1月							
2月							
3月							
令和 5年度		4月		移管に関す る説明会 ※3		新園舎 工事着工	
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
			内覧会		新園舎へ移転		新園舎
令和 6年度	4月	新園舎での保育開始	保護者アンケー トの実施			新園舎 使用開始	
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						

報告事項（１）令和５年４月の保育所等創設について

下記の案件につきまして、民間保育所等選定会議の結果、以下の事業者が選定されましたので、御報告いたします。

記

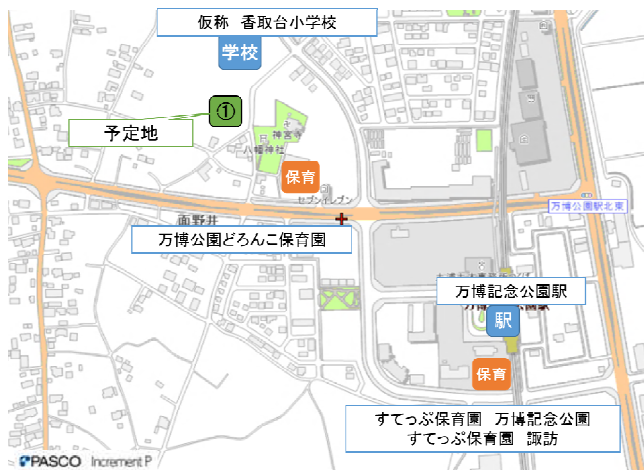
【認可保育所】

	名称（仮称）	設置者	設置予定地	定員※１
①	香取台どろんこ保育園	（福）どろんこ会 本部：東京都渋谷区	島名 [中央エリア]	90 名 (36 名)
②	花室つなぐ保育園	（福）筑波匠仁会 本部：つくば市	花室 [中央エリア]	110 名 (48 名)
③	NOVAバイリンガル つくば保育園	（株）NOVA 本部：愛知県名古屋市	西平塚 [中央エリア]	90 名 (36 名)

※１ カッコ内は３号定員数（０～２歳）

【予定地周辺図】

① 香取台どろんこ保育園



② 花室つなぐ保育園



③ NOVAバイリンガルつくば保育園



報告事項（２）令和４年度の教育・保育施設の利用定員変更等について

下記の案件につきまして茨城県に定員変更等の手続きを行うため、御報告いたします。

記

（１）定員変更

令和４年４月１日より変更を予定しております。

【認可保育所】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員				変更事由
				2 号	3 号		合計	
					0 歳	1 ・ 2 歳		
南十字保育所	中央部	現行	90	34	12	24	70	開園 3 年目となり、実利用人数に合わせるため、認可定員まで定員をあげるもの。
		変更後	90	54	12	24	90	
		増減	0	+20	+0	+0	+20	

【認定こども園】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員					変更事由
				1 号	2 号	3 号		合計	
						0 歳	1 ・ 2 歳		
豊里もみじ こども園	中央部	現行	325	145	45	15	30	235	2 年度前、年少 1 号児童（3 歳児）の受入れを 変更したことに伴う年長 1 号児童（5 歳児）の 受入れ減。（保育教諭の不足に伴うもの）
		変更後	325	135	45	15	30	225	
		増減	0	-10	0	0	0	-10	

(2) 令和3年度と令和4年度の利用定員の比較（1号・2号・3号設定区分のある施設に限る）

	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
令和3年度4月利用定員 合計	3,607	4,718	868	2,684	11,877
令和4年度4月利用定員 合計	3,597	4,792	886	2,778	12,053
比較増減	-10	+74	+18	+94	+176

※ 年度途中での新規認可等も含まれるため、（1）定員変更の数値とは一致しません。

参考1：新規保育施設について

【認可保育所】

みんなのみらい保育園みどりの（仮称 おひさまほいくえん・みどりの）について、現在茨城県へ認可申請を行っており、当初スケジュールの通り令和4年4月1日開園見込みとなっています。

つくばふれあいしおどめ保育園について、整備事業者より辞退の申し出があったため、整備を中止しました（理由：土地の賃貸借契約が破談となったため）。

施設名	設置者	設置場所	認可 定員	利用定員				
				1 号	2 号	3 号		合計
						0 歳	1 ・ 2 歳	
みんなのみらい保育園みどりの	(福)きずな会	下萱丸	90		54	6	30	90
つくばふれあいしおどめ保育園	(福)雄雅会	小野崎	90	整備中止				

【小規模保育事業】

前回までの子ども・子育て会議での意見の聴取を行った小規模保育事業について、現在工事中であり当初のスケジュール通り令和4年4月1日開園見込みとなっています。

施設名	設置者	類型	設置場所	認可 定員	利用定員		
					3号		合計
					0歳	1・2歳	
みどりのはっぴー保育園	(株) オンリーワン	A型	みどりの中央	19	3	16	19
にじの森のつなぐ保育園	(福) 筑波匠仁会	A型	西岡	19	3	16	19
プチリックつくば千現園	リックキッズ (株)	A型	千現	19	3	16	19

参考2：利用定員について

(1) 利用定員の概念

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定め、市が給付対象施設・事業として確認し、給付費（委託費）を支給します。

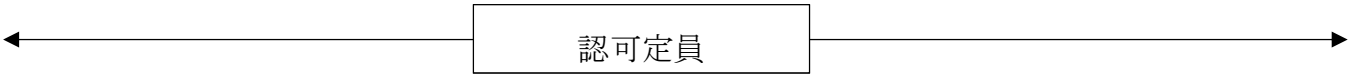
利用定員は保育士配置基準、面積等基準に留意し、1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定します。

各施設・事業への受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用されます。なお、実際の受け入れ人数について、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり、超過したりする柔軟な取り扱いが認められています。

(例：利用定員 2号 30人、3号 30人 計60人 → 実際の受け入れ人数 2号 25人 3号 35人 計60人)

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、実利用人数が認可定員を下回っている場合、計画上の確保方策などを踏まえた上で、認可定員を下回る利用定員とすることができます。（例：新たに施設が開園する際、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）

なお、特定教育・保育需要の増加があり、待機児童の発生している状況を踏まえ、施設や職員配置を満たす施設については、年度当初より利用定員の120%まで受け入れを現在行っています。



利用定員区分	1号の利用定員	2号の利用定員	3号の利用定員	
対象児童	3～5歳児 (教育認定)	3～5歳児 (保育認定)	0歳児 (保育認定)	1・2歳児 (保育認定)

小規模保育事業者に関する対応報告について

令和３年度第３回つくば市子ども・子育て会議（令和３年（２０２１年）１１月１０日開催）において意見聴取を行いました小規模保育事業について、事業者から次のとおり対応を行うとの回答がありましたので報告いたします。

事業者名（施設仮称・予定地）	答申	事業者の対応
リックキッズ株式会社 （プチリックつくば千現園・つくば市千現）	○ 交通量が多い地域であることや、建物と駐車場が一体であることから、設置場所の再検討も含めて、場所の安全性について改めて検討すること。	○ 近隣で保育事業に適した物件を再度探して比較検討した上で、現状の予定地で計画を進めることとしました。安全対策として、玄関部分に柵を設けて児童の飛び出し等の防止を図るとともに、散歩時にも道路の安全確認を十分に行えるようにします。
	○ 駐車場の数が不足していると思われるので、近隣駐車場の利用可能性などの対応策を改めて検討すること。	○ テナント駐車場を送迎用９台、職員用１台とし、近隣に職員用駐車場を別途確保します。
	○ 各部屋から避難口・出入口までの避難経路について安全性を改めて確認すること。	○ 保健所と協議を行い、避難経路の安全性を確保するため火災リスクのある調理室の位置を変更することとしました。また、主出入口からの避難についても、玄関を出てから駐車場を横切らない避難経路を設定し、安全確保を図ります。
	○ 乳幼児の発達の段階に合わせた安心・安全の空間の確保に努めること。	○ 乳幼児が落ち着いて生活できるよう、個室感の出せる高さのあるベビーフェンスの設置、発達や月齢に合わせたレイアウトの柔軟な変更、暖色系のライトの使用等の工夫を行います。
	○ 厨房従事者のお手洗いなど衛生面を含めた職員の動線について改めて検討すること。	○ 保健所の助言に従い、厨房従事者が調理室に出入りする際の衛生対策として、作業着の脱着を徹底することで清潔を保ちます。
	○ 近場の連携施設の確保について引き続き検討すること。	○ 近隣施設との連携確保について継続して検討していきます。

事業者名（施設仮称・予定地）	答申	事業者の対応
株式会社シニーパルクシィジャパン （スクルドエンジェル保育園つくば駅前園・吾妻）	○ 各部屋から非常口・出入口までの避難経路について安全性を改めて確認すること。	○ 0歳児保育室の非常口側にゲートを設けることで、より円滑かつ安全に避難できるようにするとともに、毎月の避難訓練で保育士の意見を吸い上げ、避難の安全性の向上を継続的に行います。
	○ より充実した職員数（常勤職員）の確保に努めること。	○ 状況に応じ、追加の職員確保に努めます。
	○ 近場の連携施設の確保について引き続き検討すること。	○ 新設園を含め、引き続き近隣の連携施設確保に努めていきます。
一般社団法人キッズルームやまもと （さくらみなみ保育園・大角豆）	○ 地域の自治会と協議・相談の上、安全な送迎ルートの確保をすること。	○ 通学路の見守りを実施している桜ニュータウン防犯サポーターと協議し、送迎車両の通行について確認を行いました。また、事業開始に当たってつくば警察署への通行許可申請を行います。
	○ より充実した職員数（常勤職員）の確保に努めること。	○ ハローワークや福祉人材センター、インターネットを通じた求人募集や、確保済みの職員からの紹介等複数の手段により職員確保に努めていきます。